

# 新經濟・財政再生計画 改革工程表2018

平成30年(2018年)12月20日  
經濟財政諮問會議

# (目次)

<b>1. 総論</b> . . . . .	p3	<b>5. 文教・科学技術</b>	
<b>2. 社会保障</b>		政策体系 . . . . .	p145
政策体系 . . . . .	p5	5-1 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と 教育の質の向上 . . . . .	p152
2-1 予防・健康づくりの推進 . . . . .	p24	5-2 イノベーション創出による歳出効率化等 . . . . .	p156
2-2 多様な就労・社会参加 . . . . .	p37	5-3 官民一体となったスポーツ・文化の振興 . . . . .	p159
2-3 医療・福祉サービス改革 . . . . .	p38	<b>6. 歳出改革等に向けた取組の加速・拡大</b>	
2-4 給付と負担の見直し . . . . .	p64	6-1 先進・優良事例の横展開 (含む業務イノベーション) . . . . .	p162
2-5 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進 . . . . .	p67	6-2 インセンティブ改革(頑張る系等) . . . . .	p164
<b>3. 社会資本整備等</b>		6-3 見える化 . . . . .	p166
政策体系 . . . . .	p83	6-4 公的サービスの産業化 . . . . .	p170
3-1 公共投資における効率化・重点化と担い手確保 . . . . .	p88	6-5 既存資源・資本の有効活用等による歳出改革 . . . . .	p171
3-2 PPP/PFIの推進 . . . . .	p101	6-6 公共調達改革 . . . . .	p173
3-3 人口減少時代に対応したまちづくり . . . . .	p104	6-7 その他 . . . . .	p175
<b>4. 地方行財政改革・分野横断的な取組</b>		注記 . . . . .	p176
政策体系 . . . . .	p113		
4-1 持続可能な地方行財政基盤の構築 . . . . .	p122		
4-2 個性と活力ある地域経済の再生 . . . . .	p132		
4-3 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な 社会の実現 . . . . .	p135		

# 1. 総論

	2018年度	基盤強化期間			2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
		2019年度	2020年度	2021年度				
経済・ 財政	三本の矢によるデフレ完全脱却、生産性革命、人づくり革命により、戦後最大のGDP600兆円を実現							
	●10%への消費税率引上げ	経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す 同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する						
	目安に沿った予算編成(2019～2021年度予算)	●経済・財政一体改革の進捗を評価し、2025年度のPB黒字化実現に向け、その後の歳出・歳入改革の取組に反映						
	上記とは別の、当初予算における消費税率引上げに伴う需要変動に対する臨時・特別の措置							
主な 取組	まずは1年かけて生涯現役時代に向けた雇用改革を断行 すべての世代が安心できる社会保障制度へと3年間で改革							
	●全世代型社会保障制度を着実に構築していくため、総合的な議論を進め、期間内から順次実行に移せるよう、2020年度に、それまでの社会保障改革を中心とした進捗状況をレビューし、骨太方針において、給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめ、早期に改革の具体化を進める							
	少子高齢化に対応した地方自治の在り方について、行政・財政・税制全般にわたり検討							
	●防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を取りまとめ							
	防災・減災、国土強靱化のための緊急対策のうち、初年度の対策として速やかに着手すべきものについては2018年度第2次補正予算により対応。さらに2019・2020年度の当初予算の臨時・特別の措置を活用							

## 2. 社会保障

全世代型社会保障制度を着実に構築していくため、総合的な議論を進め、基盤強化期間内から順次実行に移せるよう、2020年度に、それまでの社会保障改革を中心とした進捗状況をレビューし、「経済財政運営と改革の基本方針」において、給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめ、早期に改革の具体化を進める。

# 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 予防・健康づくりの推進</p> <p><b>【指標①】</b> 平均寿命の延伸を上回る健康寿命（※）の延伸 ※3年に1度の調査に加え、毎年 の動向を把握するための補完的な 手法を検討 ※「健康寿命」について、まずは 客観的かつ比較可能な統計として の在り方を検討</p> <p><b>【指標②】</b> 高齢者の就業・社会参加率</p>	<p>○年間新規透析患者数【2028年度 までに35,000人以下に減少】</p> <p>○糖尿病有病者の増加の抑制 【2022年度までに1,000万人以下】</p> <p>○メタボリックシンドロームの該 当者及び予備群の数 【2022年度までに2008年度と比べ て25%減少】</p> <p>○「日常生活自立度」がⅡ以上に 該当する認知症高齢者の年齢階級 別割合【減少】</p> <p>○がんの年齢調整死亡率（75歳未 満）【低下】</p> <p>○仕事と治療の両立ができる環境 と思う人の割合【2025年度までに 40%】</p>	<p>○かかりつけ医等と連携して生活 習慣病の重症化予防に取り組む自 治体、広域連合の数【増加】</p> <p>○特定健診の実施率 【2023年度までに70%以上】</p> <p>○特定保健指導の実施率 【2023年度までに45%以上】</p> <p>○スマート・ライフ・プロジェク ト（SLP）参画企業数 【2022年度までに3,000社以上】</p> <p>○スマート・ライフ・プロジェク ト（SLP）参画団体数 【2022年度までに7,000団体以上】</p> <p>○認知症カフェ等を設置した市町 村【2020年度末までに100%】</p> <p>○認知症サポーターの数 【2020年度末までに1,200万人】</p> <p>○認知症サポート医の数 【2020年度末までに1万人】</p> <p>○介護予防に資する通いの場への 参加率【2020年度末までに6%】</p> <p>○対策型検診で行われている全 てのがん種における検診受診率 【2022年度までに50%以上】</p> <p>○精密検査受診率 【2022年度までに90%以上】</p> <p>○がん診療連携拠点病院において、 「治療と仕事両立プラン」等を活 用して支援した就労に関する相談 件数 【2021年度までに年間20,000件】</p>	<p>1. 糖尿病等の生活習慣病や慢 性腎臓病の予防の推進</p> <p>2. 認知症予防の推進及び認知 症の容態に応じた適時・適切な 医療・介護等の提供</p> <p>3 i. がん対策の推進（がんの 早期発見と早期治療）</p> <p>3 ii. がん対策の推進（がんの 治療と就労の両立）</p>

# 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 予防・健康づくりの推進</p> <p><b>【指標①】</b> 平均寿命の延伸を上回る健康寿命（※）の延伸 ※3年に1度の調査に加え、毎年の動向を把握するための補完的な手法を検討 ※「健康寿命」について、まずは客観的かつ比較可能な統計としての在り方を検討</p> <p><b>【指標②】</b> 高齢者の就業・社会参加率</p>	<p>○適正体重を維持している者の増加（肥満（BMI25以上）、やせ（BMI18.5未満）の減少） 【2022年度までに ・20～60歳代男性の肥満者の割合28% ・40～60歳代女性の肥満者の割合19% ・20歳代女性のやせの者の割合20%】</p> <p>○がんの年齢調整死亡率（75歳未満）【低下】</p> <p>○年間新規透析患者数【2028年度までに35,000人以下に減少】</p> <p>○糖尿病有病者の増加の抑制【2022年度までに1,000万人以下】</p> <p>○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数【2022年度までに2008年度と比べて25%減少】</p> <p>○低栄養傾向（BMI20以下）の65歳以上の者の割合の増加の抑制【2022年度に22%以下】</p>	<p>○スマート・ライフ・プロジェクト（SLP）参画企業数【2022年度までに3,000社以上】</p> <p>○スマート・ライフ・プロジェクト（SLP）参画団体数【2022年度までに7,000団体以上】</p> <p>○特定健診の実施率【2023年度までに70%以上】</p> <p>○特定保健指導の実施率【2023年度までに45%以上】</p> <p>○対策型検診で行われている全てのがん種における検診受診率【2022年度までに50%以上】</p> <p>○1日あたりの歩数【2022年度までに ・20～64歳:男性9,000歩、女性8,500歩 ・65歳以上:男性7,000歩、女性6,000歩】</p> <p>○予防・健康づくりについて、一般住民を対象としたインセンティブを推進する自治体、被用者保険者等の数【2020年度までに800市町村、600保険者】</p> <p>○フレイル予防の普及啓発ツールを活用した栄養に係る事業を実施する市町村【2022年度までに50%以上】</p>	<p>4. 無関心層や健診の機会が少ない層への啓発</p> <p>5. 予防・健康づくりに頑張った者が報われる制度の整備</p> <p>7. フレイル対策に資する食事摂取基準の活用</p>

# 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 予防・健康づくりの推進</p> <p><b>【指標①】</b> 平均寿命を上回る健康寿命（※）の延伸 ※3年に1度の調査に加え、毎年 の動向を把握するための補完的な 手法を検討 ※「健康寿命」について、まずは 客観的かつ比較可能な統計として の在り方を検討</p> <p><b>【指標②】</b> 高齢者の就業・社会参加率</p>	<p>○望まない受動喫煙のない社会 の実現（2022年度）</p> <p>※「第3期がん対策基本計画 （平成30年3月9日閣議決 定）」や「健康日本21（第2 次）」においても同様の目標を 設定</p>	<p>○普及啓発等の受動喫煙対策に取り 組んでいる都道府県数 【47都道府県】</p> <p>○受動喫煙防止対策助成金を利用し た事業者数 【2019年度に1,000事業者】</p> <p>○受動喫煙防止対策に係る相談支援 を受けた事業者数 【2019年度に1,000事業者】</p>	<p>8. 受動喫煙対策の推進</p>
	<p>○80歳で20歯以上自分の歯を有 する者の割合【2022年度までに 60%以上】</p> <p>○60歳代における咀嚼良好者の 割合の増加【2022年度までに 80%以上】</p>	<p>○60歳の未処置歯を有する者の割 合の減少 【2022年度までに10%以下】</p> <p>○60歳代における進行した歯周炎 を有する者の割合の減少 【2022年度までに45%以下】</p> <p>○過去1年間に歯科検診を受診し た者の割合 【2022年度までに65%】</p>	<p>9. 歯科口腔保健の充実と歯科 保健医療の充実</p>
	<p>○妊娠中の喫煙率・飲酒率 【2024年度に0%】</p> <p>○足腰に痛みのある女性高齢者の 割合の減少【2022年度までに1,000 人当たり260人】</p> <p>○子宮頸がんや乳がんを含めたがん の年齢調整死亡率（75歳未満） 【低下】</p> <p>○妊娠・出産について満足してい る者の割合【増加】</p>	<p>○妊娠届出時にアンケートを実施 する等して、妊婦の身体的・精神的 ・社会的状況について把握してい る市区町村の割合 【2024年度に100%】</p> <p>○骨粗鬆症検診の受診率【上昇】</p> <p>○子宮頸がん検診、乳がん検診の 受診率【2022年までに50%以上】</p> <p>○相談しやすい環境を整備してい る女性健康支援センター数【増 加】</p> <p>○子育て世代包括支援センター設 置自治体数【2020年度末までに全 国展開】</p>	<p>10. 生涯を通じた女性の健康 支援の強化</p>

# 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 予防・健康づくりの推進</p> <p><b>【指標①】</b> 平均寿命の延伸を上回る健康寿命（※）の延伸 ※3年に1度の調査に加え、毎年の動向を把握するための補完的な手法を検討 ※「健康寿命」について、まずは客観的かつ比較可能な統計としての在り方を検討</p> <p><b>【指標②】</b> 高齢者の就業・社会参加率</p>	<p>○乳幼児健康診査の未受診率【2024年度までに3～5か月児が2.0%、1歳6か月児が3.0%、3歳児が5.0%】</p> <p>○むし歯のない3歳児の割合【2024年度までに90.0%】</p> <p>○全出生数中の低出生体重児の割合【平成28年度の9.4%に比べて減少】</p> <p>○食物によるアナフィラキシーショック死亡者数ゼロ【2028年度まで】</p>	<p>○乳幼児健診にマイナンバー制度の情報連携を活用している市町村数【増加】</p> <p>○マイナポータルを通じて乳幼児健診等の健診情報を住民へ提供している市町村数【増加】</p> <p>○都道府県アレルギー疾患医療拠点病院を設置した都道府県数【2021年度までに47都道府県】</p> <p>○都道府県が実施する患者市民への啓発事業及び医療従事者等への研修事業を実施した都道府県数【2021年度までに47都道府県】</p> <p>○中心拠点病院での研修に参加した累積医師数【2021年度までに100人】</p>	<p>1 1. 乳幼児期・学童期の健康情報の一元的活用を検討</p> <p>1 2. アレルギー疾患の重症化予防と症状の軽減に向けた対策の推進</p>

# 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 予防・健康づくりの推進</p> <p>【指標①】 平均寿命の延伸を上回る健康寿命（※）の延伸 ※3年に1度の調査に加え、毎年 の動向を把握するための補完的 な手法を検討 ※「健康寿命」について、まずは 客観的かつ比較可能な統計として の在り方を検討</p> <p>【指標②】 高齢者の就業・社会参加率</p>	<p>○糖尿病有病者の増加の抑制 【2022年度までに1,000万人以下】</p> <p>○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数 【2022年度までに2008年度と比べて25%減少】</p> <p>○適正体重を維持している者の増加（肥満（BMI25以上）、やせ（BMI18.5未満）の減少） 【2022年度までに ・20～60歳代男性の肥満者の割合28% ・40～60歳代女性の肥満者の割合19% ・20歳代女性のやせの者の割合20%】</p>	<p>○国及び都道府県等による健康サポート薬局の周知活動の実施回数 【各実施主体において年1回以上】</p> <p>○健康サポート薬局の届出数 【増加】</p> <p>○保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者数 【2020年度までに100社以上】</p> <p>○健康保険組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業数 【2020年度までに500社以上】</p> <p>○協会けんぽ等保険者や商工会議所等のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業数 【2020年度までに3万社以上】</p> <p>○かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体、広域連合の数【増加】</p>	<p>13. 健康サポート薬局の取組の推進</p> <p>15. 予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業について、多様・包括的な民間委託を推進</p> <p>16. 企業による保険者との連携を通じた健康経営の促進</p> <p>17. 保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用等</p>

# 社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

政策目標	K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	取組
<p>【アンブレラ】 予防・健康づくりの推進</p> <p>【指標①】 平均寿命の延伸を上回る健康寿命（※）の延伸 ※3年に1度の調査に加え、毎年 の動向を把握するための補完的な 手法を検討 ※「健康寿命」について、まずは 客観的かつ比較可能な統計として の在り方を検討</p> <p>【指標②】 高齢者の就業・社会参加率</p>	<p>○1日当たりの純アルコール摂取 量が男性40g以上、女性20g以上 の者の割合 【2020年度までに男性13%、女性 6.4%以下】</p> <p>○2020年度までに、認知症の診 断・治療効果に資するバイオマ ーカーの確立（臨床試験取得1件 以上）、日本発の認知症の疾患修 飾薬候補の治験開始</p> <p>○がんの年齢調整死亡率（75歳未 満）【低下】</p>	<p>○都道府県・指定都市における相 談拠点・専門医療機関・治療拠 点機関の設置又は選定数 【2020年度までに67自治体】</p> <p>○精神保健福祉センター及び保健 所の相談件数【増加】</p> <p>○全国的な情報登録システム （オレンジレジストリ）への発 症前も含めた認知症進行段階ご とにおける症例等の登録合計件 数【2020年度までに合計1万 件】</p> <p>○がんゲノム医療中核拠点病院又 はがんゲノム医療拠点病院のい ずれかを設置した都道府県数 【2020年度までに30都道府県】</p>	<p>14. アルコール・薬物・ギャンブル 等の依存症対策について、相談・治療 体制の整備や民間団体への支援等</p> <p>18. 認知症、がんゲノム医療 等の社会的課題解決に資する研 究開発や実装</p>

# 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 医療・福祉サービス改革</p> <p><b>【指標①】</b> 医療費・介護費の適正化</p> <p><b>【指標②】</b> 年齢調整後の一人あたり医療費の地域差半減</p> <p><b>【指標③】</b> 年齢調整後の一人あたり介護費の地域差縮減</p> <p><b>【指標④】</b> 医療・福祉サービスの生産性（※1）の向上 ※1 サービス産出に要するマンパワー投入量</p> <p><b>【指標⑤】</b> 医療・福祉サービスの質（※2）の向上 ※2 医師による診療・治療内容を含めた医療職による対応への満足度</p>	<p>○「人生の最終段階における医療に関する患者の相談に適切に対応できる医療・介護人材を育成する研修」参加者が所属する医療機関等の実数 【2019年度までに240機関】</p> <p>○精神障害者が精神科病院から退院後1年以内の地域での平均生活日数【増加】</p>	<p>○「人生の最終段階における医療に関する患者の相談に適切に対応できる医療・介護人材を育成する研修」の累計実施回数 【2019年度までに12回】</p> <p>○「在宅医療と救急医療の連携に係る研修」の累計参加自治体数 【2019年度までに15自治体】</p> <p>○「人生の最終段階における医療に関する患者の相談に適切に対応できる医療・介護人材を育成する研修」の累積参加人数 【2019年度までに960人】</p> <p>○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」の実施自治体数 【2021年度までに150自治体】</p> <p>○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」において実施している事業総数 【2021年度までに1,500事業】</p>	<p>23 i. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方等について（話し合うプロセスの全国展開）</p> <p>23 ii. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方等について（本人の意思を関係者が随時確認できる仕組みの構築の推進）</p> <p>24. 在宅看取りの先進・優良事例の分析と横展開</p> <p>25. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p>

# 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 医療・福祉サービス改革</p> <p><b>【指標①】</b> 医療費・介護費の適正化</p> <p><b>【指標②】</b> 年齢調整後の一人あたり医療費の地域差半減</p> <p><b>【指標③】</b> 年齢調整後の一人あたり介護費の地域差縮減</p> <p><b>【指標④】</b> 医療・福祉サービスの生産性（※1）の向上 ※1 サービス産出に要するマンパワー投入量</p> <p><b>【指標⑤】</b> 医療・福祉サービスの質（※2）の向上 ※2 医師による診療・治療内容を含めた医療職による対応への満足度</p>	<p>○地域医療構想の2025年における医療機能別（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）の必要病床数を達成するために増減すべき病床数に対する実際に増減された病床数の割合【2025年度に100%】</p> <p>○介護療養病床の第7期介護保険事業計画に沿ったサービス量進捗状況と、第8期計画期初に見込まれる期末時点でのサービス減量【2020年度末に100%】</p>	<p>○地域医療構想調整会議において具体的対応方針について合意に至った医療施設の病床の割合【2019年度末までに50%】</p> <p>○公立病院改革プランまたは公的医療機関等2025プラン対象病院のうち、地域医療構想調整会議において具体的方針について合意に至った医療施設の病床の割合【2018年度末までに100%】</p> <p>○地域医療構想調整会議において公立・公的病院等の非稼働病床の対応方針について合意に至った割合【2018年度末までに100%】</p> <p>○地域医療構想調整会議において具体的対応方針について合意に至った医療施設の病床の割合【2019年度末までに50%】</p> <p>○公立病院改革プランまたは公的医療機関等2025プラン対象病院のうち、地域医療構想調整会議において具体的対応方針について合意に至った医療施設の病床の割合【2018年度末までに100%】</p> <p>○地域医療構想調整会議において公立・公的病院等の非稼働病床の対応方針について合意に至った割合【2018年度末までに100%】</p> <p>○在宅医療を行う医療機関数【増加】</p>	<p>26 i. 地域医療構想の実現（個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針について検討）</p> <p>26 ii. 地域医療構想の実現（公立・公的医療機関について民間医療機関では担うことができない機能に重点化するよう再編・統合の議論を進める）</p> <p>26 iv. 地域医療構想の実現（病床再編の効果などこれまでの推進方策の効果・コストの検証を行い、必要な対応を検討）</p> <p>34. 大都市や地方での医療・介護提供に係る広域化等の地域間連携の推進</p>

# 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 医療・福祉サービス改革</p> <p><b>【指標①】</b> 医療費・介護費の適正化</p> <p><b>【指標②】</b> 年齢調整後の一人あたり医療費の地域差半減</p> <p><b>【指標③】</b> 年齢調整後の一人当たり介護費の地域差縮減</p> <p><b>【指標④】</b> 医療・福祉サービスの生産性（※1）の向上 ※1 サービス産出に要するマンパワー投入量</p> <p><b>【指標⑤】</b> 医療・福祉サービスの質（※2）の向上 ※2 医師による診療・治療内容を含めた医療職による対応への満足度</p>	<p>（高額医療機器の効率的な配置に係る指標を医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会において検討し、2018年度末までに結論を得て骨太方針2019に反映）</p> <p>○第3期医療費適正化計画における各都道府県の医療費目標及び適正化指標【2023年度における各都道府県での目標達成】</p> <p>○年齢調整後の一人あたり医療費の地域差【2023年度時点での半減を目指して年々縮小】</p> <p>○年齢調整後の要介護度別認定率の地域差【2020年度末までに縮減】</p> <p>○法定外繰入等の額【減少】</p>	<p>○医療機器等の効率的な活用の促進に関する事項を盛り込んだ医療計画を作成した都道府県数【2020年度までに47都道府県】</p> <p>○後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者【2020年度までに100%】</p> <p>○重複・頻回受診、重複投薬の防止等の医療費適正化の取組を実施する保険者【2023年度までに100%】</p> <p>○地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した保険者【2020年度までに100%】</p> <p>○法定外繰入等の解消に向けた計画において、解消年度と公費の活用等解消に向けた実効的・具体的な手段を明記した市町村の割合【増加】</p>	<p>27. 高額医療機器の効率的な配置等を促進</p> <p>30 i. 地域の実情を踏まえた取組の推進（地域別の取組や成果について進捗管理・見える化を行うとともに、進捗の遅れている地域の要因を分析し、保険者機能の一層の強化を含め、更なる対応の検討）</p> <p>30 ii. 地域の実情を踏まえた取組の推進（国保財政の健全化委に向け、受益と負担の見える化の推進（法定外繰入の解消等））</p>

# 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 医療・福祉サービス改革</p> <p><b>【指標①】</b> 医療費・介護費の適正化</p> <p><b>【指標②】</b> 年齢調整後の一人あたり医療費の地域差半減</p> <p><b>【指標③】</b> 年齢調整後の一人あたり介護費の地域差縮減</p> <p><b>【指標④】</b> 医療・福祉サービスの生産性（※1）の向上 ※1 サービス産出に要するマンパワー投入量</p> <p><b>【指標⑤】</b> 医療・福祉サービスの質（※2）の向上 ※2 医師による診療・治療内容を含めた医療職による対応への満足度</p>	<p>○年齢調整後の要介護度別認定率の地域差【2020年度末までに縮減】</p> <p>○年齢調整後の一人あたり介護費の地域差（施設/居住系/在宅/合計）【2020年度末までに縮減】</p> <p>○全国的な保健医療情報ネットワークの構築状況</p> <p>○ONDB、介護DBの第三者提供の件数【運用開始後（2020年度以降）提供件数増加】</p> <p>○オープンデータの充実化【集計項目数増加】</p> <p>○コンピュータで審査完結するレセプトの割合【システム刷新後2年以内に9割程度】</p> <p>○既存の支部設定コンピュータチェックルールの移行・廃止【新システム稼働時までに集約完了】</p>	<p>○地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した保険者【2020年度までに100%】</p> <p>○認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング（点検）している保険者【2020年度までに100%】</p> <p>○全国的な保健医療情報ネットワークの実証状況</p> <p>○ONDB、介護DBの連結解析、提供に関する基盤の運用開始【2020年度に運用開始】</p> <p>○「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」等に掲げられた改革項目16項目の進捗状況【各年度時点での十分な進捗を実現】</p>	<p>32. 介護保険制度における財政的インセンティブの評価指標による評価結果の公表及び取組状況の「見える化」や改善の推進</p> <p>36 ii. データヘルス改革の推進（「保健医療データプラットフォーム」の2020年度本格運用開始）</p> <p>36 iii. データヘルス改革の推進（医療保険の支払審査機関について、「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」等に掲げられた改革項目を着実に進める）</p>

# 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 医療・福祉サービス改革</p> <p><b>【指標①】</b> 医療費・介護費の適正化</p> <p><b>【指標②】</b> 年齢調整後の一人あたり医療費の地域差半減</p> <p><b>【指標③】</b> 年齢調整後の一人あたり介護費の地域差縮減</p> <p><b>【指標④】</b> 医療・福祉サービスの生産性（※1）の向上 ※1 サービス産出に要するマンパワー投入量</p> <p><b>【指標⑤】</b> 医療・福祉サービスの質（※2）の向上 ※2 医師による診療・治療内容を含めた医療職による対応への満足度</p>	<p>○6領域における、AI技術の製品化等、現場での実用化に至った領域数【2020年度末までに1領域】</p>	<p>○6つの重点領域（ゲノム医療、画像診断支援、診断・治療支援、医薬品開発、介護・認知症、手術支援）のうち、AIの構築に必要なデータベースを構築した領域数【2020年度末までに6領域】</p>	<p>36 iv. データヘルス改革の推進（AIの実装に向けた取組の推進）</p>
	<p>○介護労働者の平均労働時間・残業時間数【2020年度末までに縮減】</p>	<p>○地域医療介護総合確保基金等によるロボット・センサーの導入支援件数【2020年度までに2,000件（延べ件数）】</p>	<p>36 vi. データヘルス改革の推進（ロボット・IoT・AI・センサーの活用）</p>
	<p>○介護老人福祉施設等における介護・看護職員等の配置に係る人員ベースでの効率化【2020年度までに改善】</p>	<p>○介護ロボット等の活用、ICT活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを活用する事業所数【増加】</p>	
	<p>○臨床研究中核病院のうち標準化された医療情報の研究利用を開始した医療機関数【2020年度末までに4機関】</p>	<p>○医療情報の品質管理・標準化に関するMID-NETの経験による研修が実施された医療機関数【2019年度末までに4機関】</p>	<p>37. クリニカル・イノベーション・ネットワークとPMDAの医療情報データベース（MID-NET）の連携</p>
	<p>○見直し後の臨床研修の実施を踏まえた基本的診療能力について、自信を持ってできる又はできると答えた研修医の割合【2022年度までに研修修了者の70%】（臨床研修後のアンケート調査により把握）</p>	<p>○見直し後の一貫した到達目標に基づいた臨床研修プログラム数【2020年度までに1,000件】</p> <p>○一貫した評価システムで評価を行った臨床研修医数【2022年度までに800人】</p>	<p>38. 卒前・卒後の一貫した医師養成課程の整備</p>
	<p>○総合診療専門研修を受けた専攻医数【厚生労働科学研究において2019年度中を目途に将来の各診療科の必要医師数を算出することとしており、その後研究結果を踏まえて指標を設定】</p>	<p>○総合診療専門研修プログラム数</p> <p>○総合診療専門研修を希望する若手医師数</p>	<p>39. 総合診療医の養成の促進</p>

# 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 医療・福祉サービス改革</p> <p><b>【指標①】</b> 医療費・介護費の適正化</p> <p><b>【指標②】</b> 年齢調整後の一人あたり医療費の地域差半減</p> <p><b>【指標③】</b> 年齢調整後の一人あたり介護費の地域差縮減</p> <p><b>【指標④】</b> 医療・福祉サービスの生産性（※1）の向上 ※1 サービス産出に要するマンパワー投入量</p> <p><b>【指標⑤】</b> 医療・福祉サービスの質（※2）の向上 ※2 医師による診療・治療内容を含めた医療職による対応への満足度</p>	<p>○看護業務の効率化に資する先進的事例を元に試行された取組事例数【2020年度までに20例】</p> <p>○特定行為研修を修了し、医療機関で就業している看護師の数【2020年度までに3,000人】</p> <p>○介護分野における書類の削減【2020年代初頭までに半減】</p> <p>○介護労働者の平均労働時間・残業時間数【2020年度末までに縮減】</p> <p>○介護老人福祉施設等における介護・看護職員等の配置に係る人員ベースでの効率化【2020年度までに改善】</p> <p>○「介護に関する入門的研修」の実施からマッチングまでの一体的支援事業により介護施設等とマッチングした者の数【2021年度までに2018年度と比べて15%増加】</p> <p>○保育補助者雇上強化事業により雇い上げられた人数【2021年度までに3,000人】</p>	<p>○看護業務の効率化に資する先進的取組の事例数【2019年度までに10例】</p> <p>○特定行為研修の指定研修機関数【2020年度までに150機関】</p> <p>○介護ロボット等の活用、ICT活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを活用する事業所数【増加】</p> <p>○地域医療介護総合確保基金による介護人材の資質向上のための都道府県の取組の実施都道府県数【毎年度47都道府県】</p> <p>○「介護に関する入門的研修」の延べ実施回数【2021年度までに2018年度と比べて15%増加】</p> <p>○保育補助者雇上強化事業を利用した市町村数【2021年度までに300市町村】</p>	<p>40 i. 事業所マネジメントの改革等を推進（従事者の業務分担の見直しと効率的な配置）</p> <p>40 ii. 事業所マネジメントの改革等を推進（介護助手・保育補助者など多様な人材の活用）</p>

# 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 医療・福祉サービス改革</p> <p><b>【指標①】</b> 医療費・介護費の適正化</p> <p><b>【指標②】</b> 年齢調整後の一人あたり医療費の地域差半減</p> <p><b>【指標③】</b> 年齢調整後の一人あたり介護費の地域差縮減</p> <p><b>【指標④】</b> 医療・福祉サービスの生産性（※1）の向上 ※1 サービス産出に要するマンパワー投入量</p> <p><b>【指標⑤】</b> 医療・福祉サービスの質（※2）の向上 ※2 医師による診療・治療内容を含めた医療職による対応への満足度</p>	<p>○アンケート調査において医療従事者の勤務環境改善に「職種を問わず」または「一部職種で」取り組んでいると回答した病院の割合【2019年度までに85%】</p> <p>○介護分野における書類の削減【2020年代初頭までに半減】</p> <p>○介護労働者の平均労働時間・残業時間数【2020年度末までに縮減】</p> <p>○介護老人福祉施設等における介護・看護職員等の配置に係る人員ベースでの効率化【2020年度までに改善】</p> <p>○1 社会福祉法人当たりの介護サービスの事業数【2020年度末までに増加】</p> <p>○社会福祉法人数及び1 社会福祉法人当たりの職員数（常勤換算数）【見える化】</p> <p>○バイオシミラーの品目数（成分数ベース）【2020年度末までに品目数を2017年7月時点からの倍増（10成分）】</p> <p>○後発医薬品の使用割合【2020年9月80%以上】</p>	<p>○病院長に対する労務管理に関するマネジメント研修の受講者数【2019年度までに1,000人】</p> <p>○職員のキャリアアップや職場環境等の改善に取り組む介護事業所の割合【2020年度末までに75%】</p> <p>○介護分野における生産性向上ガイドライン活用事業所数【増加】</p> <p>○効率的な体制構築に関する先進的取組の事例数【2019年度までに10例】</p> <p>○バイオシミラーに関する講習会の開催数【年10回以上】</p> <p>○後発医薬品の品質確認検査の実施【年間約900品目】</p>	<p>4 0 iii. 事業所マネジメントの改革等を推進（事業所マネジメントの改革等を推進）</p> <p>4 0 iv. 事業所マネジメントの改革等を推進（介護の経営の大規模化・協働化）</p> <p>4 4. 4 5. バイオ医薬品及びバイオシミラーの研究開発・普及の推進等</p> <p>4 9. 後発医薬品の使用促進</p>

# 社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 医療・福祉サービス改革</p> <p>【指標①】 医療費・介護費の適正化</p> <p>【指標②】 年齢調整後の一人あたり医療費の地域差半減</p> <p>【指標③】 年齢調整後の一人あたり介護費の地域差縮減</p> <p>【指標④】 医療・福祉サービスの生産性 （※1）の向上 ※1 サービス産出に要するマンパワー投入量</p> <p>【指標⑤】 医療・福祉サービスの質 （※2）の向上 ※2 医師による診療・治療内容を含めた医療職による対応への満足度</p>	<p>○大病院受診者のうち紹介状なしで受診したものの割合【2020年度までに400床以上の病院で40%以下】</p> <p>○重複投薬・相互作用等防止に係る調剤報酬の算定件数【2021年度までに2017年度と比べて20%増加】</p> <p>○地域包括ケアシステムにおいて過去1年間に平均月1回以上医師等と連携して在宅業務を実施している薬局数【2022年度までに60%】</p>	<p>○かかりつけ医の普及に取り組む都道府県割合【2020年度までに100%】</p> <p>○「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を発揮できる薬剤師を配置している薬局数【2022年度までに60%】</p> <p>○各都道府県の、一人の患者が同一期間に3つ以上の医療機関から同じ成分の処方を受けている件数【見える化】</p> <p>○調剤報酬における在宅患者訪問薬剤管理指導料、介護報酬における居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費の算定件数【2021年度までに2017年度と比べて40%増加】</p>	<p>51. かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及</p>

# (参考) 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進</p>	<p>○在宅サービスのサービス量進捗状況 【2020年度までに100%】</p>	<p>○地域包括ケアシステム構築のために必要な介護インフラに係る第7期介護保険事業計画のサービスの見込み量に対する進捗状況（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護） 【2020年度までに100%】</p> <p>○在宅医療を行う医療機関の数 【増加】</p> <p>○在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業の実施保険者 【2018年度までに100%】</p>	<p>⑦ 在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムを構築</p>
	<p>○終了した研究に基づき発表された成果数（論文、学会発表、特許の件数など） 【前年度と同水準】</p>	<p>○「事前評価委員会」による学術的・行政的観点に基づく評価・採択と、「中間・事後評価委員会」による研究成果の検証及び採点に基づく、採択課題の継続率 【2019年度に100%】</p>	<p>②③ マイナンバー制度のインフラ等を活用した取組 iii 医療等分野における研究開発の促進</p>
	<p>○200床以上の病院における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【2020年度までに65%以上】</p> <p>○調剤薬局チェーン（20店舗以上）における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【2020年度までに65%以上】</p> <p>○妥結率【見える化】</p>	<p>○医薬品のバーコード（販売包装単位及び元梱包装単位の有効期限、製造番号等）の表示率 【2020年度までに100%】</p>	<p>③④ 適切な市場価格の形成に向けた医薬品の流通改善</p>

# (参考) 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

政策目標	K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	取組
<p>再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○年間新規透析患者数【2028年度までに35,000人以下に減少】</li> <li>○糖尿病有病者の増加の抑制【2022年度までに1,000万人以下】</li> <li>○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数【2022年度までに2008年度と比べて25%減少】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○好事例（の要素）を反映したデータヘルスの取組を行う保険者【100%】</li> <li>○データヘルスに対応する健診機関（民間事業者も含む）を活用する保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】</li> <li>○健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】</li> <li>○健康保険組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業数【2020年度までに500社以上】</li> <li>○協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業数【2020年度までに3万社以上】</li> <li>○保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者数【2020年度までに100社以上】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>②1 医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等             <ul style="list-style-type: none"> <li>i 障壁となっている規制がないか検証し必要な対応を検討・実施</li> </ul> </li> <li>②2 医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等             <ul style="list-style-type: none"> <li>ii 事業運営の効率化等に関する民間事業者の知見や資金の活用を促進</li> </ul> </li> </ul>

# (参考) 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

政策目標	K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	取組
<p>再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重複投薬・相互作用等防止に係る調剤報酬の算定件数【2021年度までに2017年度と比べて20%増加】</li> <li>○地域包括ケアシステムにおいて過去1年間に平均月1回以上医師等と連携して在宅業務を実施している薬局数【2022年度までに60%】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数【2022年度までに60%】</li> <li>○各都道府県の、一人の患者が同一期間に3つ以上の医療機関から同じ成分の処方を受けている件数【見える化】</li> <li>○調剤報酬における在宅患者訪問薬剤管理指導料、介護報酬における居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費の算定件数【2021年度までに2017年度と比べて40%増加】</li> </ul>	<p>③⑥ かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す</p>

# (参考) 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2021年度までに50%】</li> <li>○「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）【2021年度までに45%】</li> <li>○就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】</li> <li>○就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合の自治体ごとの状況【見える化】</li> <li>○「その他の世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率【2021年度までに65%】</li> <li>○就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率の自治体ごとの状況【見える化】</li> </ul>	<p>④⑩ 就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【毎年度80%】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【毎年度100%】</li> </ul>	<p>④⑪ 生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【2021年度において2017年度比2割以上の改善】</li> <li>○生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】</li> <li>○後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○頻回受診対策を実施する自治体【毎年度100%】</li> </ul>	<p>④⑫ 平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し</p>

# (参考) 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

政策目標	K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	取組
<p>再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数【見える化】</li> <li>○就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【毎年度75%】</li> <li>○自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合【2021年度までに90%】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉事務所設置自治体による就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施率【見える化】</li> <li>○自立生活のためのプラン作成件数【毎年度年間新規相談件数の50%】</li> <li>○自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【毎年度プラン作成件数の60%】</li> <li>○自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2021年度までに25万件】</li> <li>○自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ（連絡・調整や同行等）件数【見える化】</li> <li>○任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施率【見える化】</li> </ul>	<p>④③ 生活困窮者自立支援制度の着実な推進</p>

## 2-1 予防・健康づくりの推進

予防・健康づくりを推進するため、先進事例の横展開やインセンティブの積極活用等を通じて糖尿病等の生活習慣病の予防・重症化予防や認知症の予防等に重点的に取り組む。これにより、健康寿命を延伸し、平均寿命との差を縮小することを目指す。

	取組事項	実施年度			K P I		
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層	
予防・健康づくりの推進	<p><b>1 糖尿病等の生活習慣病や慢性腎臓病の予防の推進</b></p> <p>糖尿病等の生活習慣病や透析の原因ともなる慢性腎臓病及び認知症の予防に重点的に取り組む。糖尿病等の生活習慣病の重症化予防に関して、県・国民健康保険団体連合会・医師会が連携して進める埼玉県の取組など、先進・優良事例の横展開の加速に向けて今後3年間で徹底して取り組む。</p>	<p>日本健康会議の重症化予防WG等において重症化予防の先進・優良事例の把握を行うとともに、それを踏まえた糖尿病性腎症重症化予防プログラム等に基づき取組を推進。</p> <p>「健康日本21（第2次）」も踏まえ、「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙・受動喫煙防止」「健診・検診の受診」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体への支援や好事例（※）の横展開や健康無関心層を含む国民への働きかけを行う「スマート・ライフ・プロジェクト（SLP）」を推進。</p> <p>（※）野菜摂取量増加に向けた地方自治体の取組など地域の関係者が一体となって推進する取組</p> <p>2017年度実績より、全保険者の特定健診・特定保健指導の実施率を公表（2018年度から実施）。</p> <p>地域の医師会等とも連携しながら特定健診・特定保健指導の実施に取り組む好事例を横展開するなど、まずは目標値（2023年：70%（特定健診）、45%（特定保健指導））の早期達成を目指し、特定健診・特定保健指導の実施率の向上につながる効果的な方策等を検討。</p> <p>慢性腎疾患（CKD）診療連携体制を構築及び自治体等への支援や好事例の横展開。</p> <p>糖尿病性腎症の患者であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対して、医療保険者が医療機関と連携した保健指導を実施する好事例を横展開。</p> <p>保険者インセンティブ制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用、戦略的な情報発信などによる後押しにより、先進・優良事例を横展開。</p> <p>《厚生労働省》</p>				<p>○かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体、広域連合の数【増加】</p> <p>○特定健診の実施率【2023年度までに70%以上】</p> <p>○特定保健指導の実施率【2023年度までに45%以上】</p> <p>○スマート・ライフ・プロジェクト（SLP）参画企業数【2022年度までに3,000社以上】</p> <p>○スマート・ライフ・プロジェクト（SLP）参画団体数【2022年度までに7,000団体以上】</p>	<p>○年間新規透析患者数【2028年度までに35,000人以下に減少】</p> <p>○糖尿病有病者の増加の抑制【2022年度までに1,000万人以下】</p> <p>○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数【2022年度までに2008年度と比べて25%減少】</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
予防・健康づくりの推進	<p>2 認知症予防の推進及び認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供</p> <p>認知症に関する研究開発を重点的に推進するとともに、認知症予防に関する先進・優良事例を収集・横展開する。新オレンジプランの実現等により、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等が提供されるよう、循環型ネットワークにおける認知症疾患医療センターの司令塔としての機能を引き続き強化し、相談機能の確立等や地域包括支援センター等との連携を進めることを通じ、地域包括ケアシステムの整備を推進する。認知症の人が尊厳を保持しつつ暮らすことのできる共助の地域社会を構築する。</p>	<p>通いの場（身体を動かす場等）の充実や認知症カフェの増加に向けた取組の推進。</p> <p>認知症予防に関する先進・優良事例を収集。官民が連携した取組を含め、予防やケア等について取り組む。</p> <p>各疾患医療センターにおける、地域包括支援センター等と連携した相談機能を強化するとともに、その機能について評価。</p> <p>認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動支援、認知症サポート医の養成等の認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進。</p> <p>《厚生労働省》</p>	<p>収集した事例を活用し、事例集等を作成。</p> <p>相談機能の在り方について検討</p>	<p>事例集等を全国に横展開。</p>	<p>○認知症カフェ等を設置した市町村【2020年度末までに100%】</p> <p>○認知症サポーターの数【2020年度末までに1,200万人】</p> <p>○認知症サポート医の数【2020年度末までに1万人】</p> <p>○介護予防に資する通いの場への参加率【2020年度末までに6%】</p>	<p>○「日常生活自立度」がⅡ以上に該当する認知症高齢者の年齢階級別割合【減少】</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
予防・健康づくりの推進	<b>3 がん対策の推進</b> <b>i がんの早期発見と早期治療</b>  胃がんをはじめとする感染も原因となるがんの検診の在り方を含め、内容を不断に見直しつつ、隣がんをはじめとする早期診断が困難ながんを含めて早期発見と早期治療につなげる。	今後のがん検診の在り方を検討し、科学的根拠に基づいたがん検診を推進。  効果的な個別勧奨の手法の普及など受診率向上に向けた取組を推進。  がんを早期発見し、早期治療に結びつけるため、より精度の高い検査方法に関する研究を推進。  難治性がんについて、血液や唾液等による検査などのより簡便で低侵襲な検査方法の開発。  ≪厚生労働省≫			○対策型検診で行われている全てのがん種における検診受診率 【2022年度までに50%以上】  ○精密検査受診率 【2022年度までに90%以上】	○がんの年齢調整死亡率（75歳未満） 【低下】
	<b>ii がん対策の推進（がんの治療と就労の両立）</b>  傷病休暇の導入や活用の促進により、がんの治療と就労を両立させる。	「治療と仕事両立プラン」を活用した支援を行う「がん患者の仕事と治療の両立支援モデル事業」の成果を踏まえ、取組を拡大し、個々の事情に応じた就労支援を行うための体制整備。  企業等への相談対応、個別訪問指導、助成金による制度導入支援。  働き方・休み方改善ポータルサイト等を通じ、企業における傷病休暇等の取組事例を横展開。  ≪厚生労働省≫			○がん診療連携拠点病院において、「治療と仕事両立プラン」等を活用して支援した就労に関する相談件数 【2021年度までに年間20,000件】	○仕事と治療の両立ができる環境と 思う人の割合 【2025年度までに40%】

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
予 防 ・ 健 康 づ く り の 推 進	4 無関心層や健診の機会が少ない層への啓発					
	<p>日本健康会議について、都道府県レベルでも開催の促進など、多様な主体の連携により無関心層や健診の機会が少ない層を含めた予防・健康づくりを社会全体で推進する。</p> <p>「健康日本21（第2次）」も踏まえ、「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙・受動喫煙防止」「健診・検診の受診」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体への支援や好事例の横展開や健康無関心層を含む国民への働きかけを行う「スマート・ライフ・プロジェクト（SLP）」を推進。</p> <p>野菜摂取量増加に向けた取組等の横展開、民間主導の健康な食事・食環境（スマート・ミール）の認証制度等の普及支援など、自然に健康になれる環境づくりを推進。</p> <p>地域版の日本健康会議等、地域の予防・健康づくりに関する会議体の運営・開催を支援。</p> <p>《厚生労働省》</p>				<p>○スマート・ライフ・プロジェクト（SLP）参画企業数【2022年度までに3,000社以上】</p> <p>○スマート・ライフ・プロジェクト（SLP）参画団体数【2022年度までに7,000団体以上】</p> <p>○特定健診の実施率【2023年度までに70%以上】</p> <p>○特定保健指導の実施率【2023年度までに45%以上】</p> <p>○対策型検診で行われている全てのがん種における検診受診率【2022年度までに50%以上】</p> <p>○1日あたりの歩数</p> <p>【2022年度までに】</p> <p>○20～64歳:男性 9,000歩、女性 8,500歩</p> <p>○65歳以上:男性 7,000歩、女性 6,000歩】</p>	<p>○適正体重を維持している者の増加（肥満（BMI25以上）、やせ（BMI18.5未満）の減少）</p> <p>【2022年度までに】</p> <p>○20～60歳代男性の肥満者の割合 28%</p> <p>○40～60歳代女性の肥満者の割合 19%</p> <p>○20歳代女性はやせの者の割合 20%</p> <p>○がんの年齢調整死亡率（75歳未満）【低下】</p> <p>○年間新規透視患者数【2028年度までに35,000人以下に減少】</p> <p>○糖尿病有病者の増加の抑制</p> <p>【2022年度までに1000万人以下】</p> <p>○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数</p> <p>【2022年度までに2008年度と比べて25%減少】</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
予防・健康づくりの推進	<p>5 予防・健康づくりに頑張った者が報われる制度の整備</p> <p>医療・介護制度において、データの整備・分析を進め、保険者機能を強化するとともに、科学的根拠に基づき施策を重点化しつつ、予防・健康づくりに頑張った者が報われる制度を整備する。</p>	<p>保険者機能を強化するとともに、保険者インセンティブ制度の加減算双方向での評価指標による財政的インセンティブ及びナッジの活用などにより、予防・健康づくりに頑張った者が報われる仕組みを整備。</p> <p>《厚生労働省》</p>			<p>○予防・健康づくりについて、一般住民を対象としたインセンティブを推進する自治体、被用者保険者等の数【2020年度までに800市町村、600保険者】</p>	<p>○適正体重を維持している者の増加（肥満（BMI25以上）、やせ（BMI18.5未満）の減少）</p> <p>【2022年度までに</p> <p>○20～60歳代男性の肥満者の割合28%</p> <p>○40～60歳代女性の肥満者の割合19%</p> <p>○20歳代女性のやせの者の割合20%】</p> <p>○がんの年齢調整死亡率（75歳未満）【低下】</p> <p>○年間新規透析患者数【2028年度までに35,000人以下に減少】</p> <p>○糖尿病有病者の増加の抑制【2022年度までに1,000万人以下】</p> <p>○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数【2022年度までに2008年度と比べて25%減少】</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
予防・健康づくりの推進	<b>6 インセンティブの活用を含め介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の疾病予防・重症化予防等を市町村が一体的に実施する仕組みの検討</b>  高齢者の通いの場を中心とした介護予防・フレイル対策 や生活習慣病等の疾病予防・重症化予防、就労・社会参加支援を都道府県等と連携しつつ市町村が一体的に実施する仕組みを検討するとともに、インセンティブを活用することにより、健康寿命の地域間格差を解消することを目指す。	2020年度からの本格展開に向け、高齢者の通いの場を中心とした介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の疾病予防・重症化予防の市町村における先行的な取組を支援。  ≪厚生労働省≫	後期高齢者医療制度の特別調整交付金の活用により本格展開を実施。  安定的な事業展開となるまでの間、先進事例について限定的に支援。		—	—
	<b>7 フレイル対策に資する食事摂取基準の活用</b>  フレイル対策にも資する新たな食事摂取基準の活用を図るとともに、事業所、地方自治体等の多様な主体が参加した国民全体の健康づくりの取組を各地域において一層推進する。	食事摂取基準の改定（2020年版を策定）。 食事摂取基準（2020年版）の研修等を通じた周知。 食事摂取基準（2020年版）を活用したフレイル予防の普及啓発ツールの作成。  ≪厚生労働省≫	食事摂取基準（2020年版）適用開始。（～2024年）  フレイル予防の普及啓発ツールの周知・活用。		○フレイル予防の普及啓発ツールを活用した栄養に係る事業を実施する市町村【2022年度までに50%以上】	○低栄養傾向（BMI 20以下）の65歳以上の者の割合の増加の抑制【2022年度に22%以下】

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
予 防 ・ 健 康 づ く り の 推 進	<b>8 受動喫煙対策の推進</b>  健康増進の観点から、2020年東京オリンピック・パラリンピックを目指し、受動喫煙対策を徹底する。	健康増進法の一部を改正する法律の一部施行。  受動喫煙対策に関する新制度の周知啓発。  飲食店等における喫煙専用室等の整備への助成。  受動喫煙対策に係る個別相談等。  《厚生労働省》	健康増進法の一部を改正する法律の全面施行。		○普及啓発等の受動喫煙対策に取り組んでいる都道府県数 【47都道府県】  ○受動喫煙防止対策助成金を利用した事業者数 【2019年度に1,000事業者】  ○受動喫煙防止対策に係る相談支援を受けた事業者数 【2019年度に1,000事業者】	○望まない受動喫煙のない社会の実現（2022年度）  ※「第3期がん対策基本計画（平成30年3月9日閣議決定）」や「健康日本21（第2次）」においても同様の目標を設定
	<b>9 歯科口腔保健の充実と歯科保健医療の充実</b>  口腔の健康は全身の健康にもつながることから、生涯を通じた歯科健診の充実、入院患者や要介護者をはじめとする国民に対する口腔機能管理の推進など歯科口腔保健の充実や、地域における医科歯科連携の構築など歯科保健医療の充実に取り組む。	歯科健診や保健指導の充実を図り、歯科医療機関への受診を促すなど、歯周病等の歯科疾患対策の強化。  歯周病等の歯科疾患を対象とした歯科健診の効果的な方法を調査し、地域や職域におけるモデルとなる取組の提示。  歯科健診の受診による医療費への影響等について調査・検証を行い、歯科健診の導入促進につなげる。  医療介護関係職種への口腔機能管理等に関する研修の実施を推進。  後期高齢者医療広域連合が実施する高齢者の特性を踏まえた歯科健診の実施支援。  《厚生労働省》			○60歳の未処置歯を有する者の割合の減少 【2022年度までに10%以下】  ○60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少 【2022年度までに45%以下】  ○過去1年間に歯科検診を受診した者の割合 【2022年度までに65%】	○80歳で20歯以上自分の歯を有する者の割合【2022年度までに60%以上】  ○60歳代における咀嚼良好者の割合の増加【2022年度までに80%以上】

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
予 防 ・ 健 康 づ く り の 推 進	10 生涯を通じた女性の健康支援の強化					
	生涯を通じた女性の健康支援の強化に取り組む。	<p>女性の健康支援に関し、調査研究を進め、必要な情報を広く周知・啓発。</p> <p>女性健康支援センターの機能を強化した上で、同センターを通じた支援を引き続き行う。</p> <p>子育て世代包括支援センターの全国展開を目指し、引き続き設置を促進。</p> <p>健やか親子21の中間評価。</p> <p>今後のがん検診の在り方を検討し、科学的根拠に基づいたがん検診を推進。</p> <p>効果的な個別勧奨の手法の普及など、女性のがん検診受診率向上に向けた取組を推進。</p> <p>《厚生労働省》</p>			<p>○妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市区町村の割合【2024年度に100%】</p> <p>○骨粗鬆症検診の受診率【上昇】</p> <p>○子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率【2022年までに50%以上】</p> <p>○相談しやすい環境を整備している女性健康支援センター数【増加】</p> <p>○子育て世代包括支援センター設置自治体数【2020年度末までに全国展開】</p>	<p>○妊娠中の喫煙率・飲酒率【2024年度に0%】</p> <p>○足腰に痛みのある女性高齢者の割合の減少【2022年度までに1,000人当たり260人】</p> <p>○子宮頸がんや乳がんを含めたがんの年齢調整死亡率（75歳未満）【低下】</p> <p>○妊娠・出産について満足している者の割合【増加】</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
予 防 ・ 健 康 づ く り の 推 進	<b>11 乳幼児期・学童期の健康情報の一元的活用の検討</b>  乳幼児期・学童期の健康情報の一元的活用の検討などに取り組む。	乳幼児健診及び妊婦健診の健診情報のうち標準化された項目について、マイナポータルでの閲覧や市町村間で情報連携できる仕組みの構築に向けた必要な制度改正。  市町村におけるシステム改修。  乳幼児健診情報と学校健診情報の連携・利活用方法の研究。  ≪厚生労働省≫	乳幼児健診の受診の有無等を電子化した情報について、転居時に市町村間で引き継がれる仕組みを開始。  マイナポータルを活用し、乳幼児健診、妊婦健診、予防接種等の個人の健康情報歴を一元的に確認できる仕組みを開始。		○乳幼児健診にマイナンバー制度の情報連携を活用している市町村数【増加】  ○マイナポータルを通じて乳幼児健診等の健診情報を住民へ提供している市町村数【増加】	○乳幼児健康診査の未受診率【2024年度までに3～5か月児が2.0%、1歳6か月児3.0%、3歳児が5.0%】  ○むし歯のない3歳児の割合【2024年度までに90.0%】  ○全出生数中の低出生体重児の割合【平成28年度の9.4%に比べて減少】
	<b>12 アレルギー疾患の重症化予防と症状の軽減に向けた対策の推進</b>  アレルギー疾患対策基本指針に基づき、アレルギー疾患の重症化の予防や症状の軽減に向けた対策を推進する。	アレルギー疾患の状態に応じた適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、各都道府県におけるアレルギー疾患医療提供体制の整備を推進。  免疫アレルギー研究10か年戦略に基づく重症化予防と症状の軽減に向けた研究を推進。  ≪厚生労働省≫			○都道府県アレルギー疾患医療拠点病院を設置した都道府県数【2021年度までに47都道府県】 ○都道府県が実施する患者市民への啓発事業及び医療従事者等への研修事業を実施した都道府県数【2021年度までに47都道府県】 ○中心拠点病院での研修に参加した累積医師数【2021年度までに100人】	○食物によるアナフィラキシーショック死者数ゼロ【2028年度まで】

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
予 防 ・ 健 康 づ く り の 推 進	13 健康サポート薬局の取組の推進					
	<p>セルフメディケーションを進めていく中で、地域住民にとって身近な存在として、健康の維持・増進に関する相談や一般用医薬品等を適切に供給し、助言を行う機能を持った健康サポート薬局の取組を促進する。</p>	<p>「健康サポート薬局」の普及・推進のため、趣旨や考え方について、「薬と健康の週間」など、様々な機会を通じて、国民、自治体や薬局関係団体に向けて周知。</p> <p>健康サポート薬局の要件として薬剤師の受講が求められている研修プログラムにおいて、生活習慣病等の内容の充実を検討。</p> <p>健康サポート薬局の取組状況や関連法令の改正を踏まえ、必要に応じて制度を見直し。</p> <p>〈厚生労働省〉</p>			<p>○国及び都道府県等による健康サポート薬局の周知活動の実施回数【各実施主体において年1回以上】</p> <p>○健康サポート薬局の届出数【増加】</p>	<p>○糖尿病有病者の増加の抑制【2022年度までに1,000万人以下】</p> <p>○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数【2022年度までに2008年度と比べて25%減少】</p> <p>○適正体重を維持している者の増加（肥満（BMI 25以上）、やせ（BMI 18.5未満）の減少）【2022年度までに○20～60歳代男性の肥満者の割合28% ○40～60歳代女性の肥満者の割合19% ○20歳代女性のやせの者の割合20%】</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
予 防 ・ 健 康 づ く り の 推 進	<p>14 アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策について、相談・治療体制の整備や民間団体への支援等</p> <p>アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策について、引き続き、相談・治療体制の整備や民間団体への支援等に取り組む。</p>	<p>都道府県等における相談拠点機関・専門医療機関・治療拠点機関の整備や民間団体への支援等を推進する。</p> <p>《厚生労働省》</p>			<p>○都道府県・指定都市における相談拠点・専門医療機関・治療拠点機関の設置又は選定数【2020年度までに67自治体】</p> <p>○精神保健福祉センター及び保健所の相談件数【増加】</p>	<p>○1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者の割合【2020年度までに男性13%、女性6.4%以下】</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
予 防 ・ 健 康 づ く り の 推 進	15 予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業について、多様・包括的な民間委託を推進	<p>予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業について、多様・包括的な民間委託を推進し、サービスの質と効率性を高めていく。</p> <p>予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業について、質の高いサービスの提供や効率性を高めるための、多様・包括的な民間委託を推進。</p> <p>医療機関と保険者・民間事業者等が連携した医学的管理と運動・栄養等のプログラムを一体的に提供する仕組みの検討。</p> <p>《厚生労働省》</p>			<p>○保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者数 【2020年度までに100社以上】</p>	<p>○糖尿病有病者の増加の抑制 【2022年度までに1,000万人以下】</p>
	16 企業による保険者との連携を通じた健康経営の促進	<p>産業医・産業保健機能の強化や健康経営を支えるサービスの活用促進を図りつつ、企業が保険者との連携を通じて健康経営を促進し、予防・健康づくりの推進における先進・優良事例の全国展開を図る。</p> <p>健康スコアリングレポートの見方や活用方法等を示した実践的なガイドラインの活用等により、企業が保険者との連携を通じて健康経営を促進し、予防・健康づくりの推進における先進・優良事例を全国展開。</p> <p>《厚生労働省》</p>			<p>○健康保険組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業数【2020年度までに500社以上】</p> <p>○協会けんぽ等保険者や商工会議所等のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業数 【2020年度までに3万社以上】</p>	<p>○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数 【2022年度までに2008年度と比べて25%減少】</p> <p>○適正体重を維持している者の増加（肥満（BMI25以上）、やせ（BMI18.5未満）の減少） 【2022年度までに○20～60歳代男性の肥満者の割合28% ○40～60歳代女性の肥満者の割合19% ○20歳代女性のやせの者の割合20%】</p>
	17 保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用等	<p>保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用、戦略的な情報発信などによる後押しにより、先進・優良事例の横展開を促進する。</p> <p>効率的・効果的なデータヘルスの普及に向け、評価指標や保健事業の標準化を検討。</p> <p>《厚生労働省》</p>			<p>○かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体、広域連合の数【増加】</p>	

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
予 防 ・ 健 康 づ く り の 推 進	<p>18 認知症、がんゲノム医療等の社会的課題解決に資する研究開発や実装</p> <p>認知症、がんゲノム医療等の社会的課題解決に資する研究開発や実装に向けて、既存施策との整合性を図りつつ、政府において優先順位を付け、それを基に予算を重点的に配分するとともに中長期の事業規模を明らかにして推進する。</p>	<p>認知症の危険因子、防御因子を特定し、病態を解明する大規模コホート研究の実施。</p> <p>有効な認知症予防、診断・治療法の研究・開発を推進。</p> <p>がんゲノム医療中核拠点病院等の整備を行うとともに、遺伝子パネル検査の実施施設を拡大。</p> <p>がんゲノム情報管理センターの整備を行うとともに、がんゲノム情報管理センターでゲノム情報や臨床情報を集約・整備し、産学官の研究者による革新的医薬品や診断技術などの開発を推進。</p> <p>《厚生労働省》</p>			<p>○全国的な情報登録システム（オレンジレジストリ）への発症前も含めた認知症進行段階ごとにおける症例等の登録合計件数【2020年度までに合計1万件】</p> <p>○がんゲノム医療中核拠点病院又はがんゲノム医療拠点病院のいずれかを設置した都道府県数【2020年度までに30都道府県】</p>	<p>○2020年度までに、認知症の診断・治療効果に資するバイオマーカーの確立（臨床試験取得1件以上）、日本発の認知症の疾患修飾薬候補の治験開始</p> <p>○がんの年齢調整死亡率（75歳未満）【低下】</p>

## 2-2 多様な就労・社会参加

生涯現役社会を目指し、高齢者、女性をはじめとして多様な就労・社会参加を促進するため、働き方の多様化に応じた年金受給開始時期の選択肢の拡大、被用者保険の適用拡大について検討を進めるとともに、元気で働く意欲のある高齢者の雇用機会の更なる拡大に向けた環境を整備する。

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
多様な就労・社会参加	<b>19 勤労者皆保険制度（被用者保険の更なる適用拡大）の実現を目指した検討</b>  働き方の多様化を踏まえ、勤労者が広く被用者保険でカバーされる勤労者皆保険制度の実現を目指して検討を行う。その際、これまでの被用者保険の適用拡大及びそれが労働者の就業行動に与えた影響についての効果検証を行う。	年金機能強化法附則第2条の規定に基づき、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、これまでの被保険者の適用拡大及びそれが労働者の就業行動に与えた影響についての効果検証を行いつつ、2019年9月末までに関係審議会等で検討し、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる。  <<厚生労働省>>			—	—
	<b>20 高齢者の勤労に中立的な公的年金制度を整備</b>  年金受給開始年齢の柔軟化や在職老齢年金制度の見直し等により、高齢者の勤労に中立的な公的年金制度を整備する。	高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方について、高齢者雇用の動向や年金財政に与える影響等を踏まえつつ、年金受給開始時期、就労による保険料拠出期間や在職老齢年金の在り方、その弾力的な運用の在り方を含め、次期の財政検証に向けて、速やかに関係審議会等において検討を行い、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる。  <<厚生労働省>>			—	—

## 2-3 医療・福祉サービス改革

持続可能な社会保障制度の実現に向け、医療・介護提供体制の効率化を促進するとともに、医療・介護サービスの生産性向上を図るため、地域医療構想に示された病床の機能分化・連携や介護医療院への移行等を着実に進めるとともに、人口減少の中であって少ない人手で効率的なサービスが提供できるよう、AIの実装、ロボット・IoT・センサーの活用、データヘルスの推進など、テクノロジーの徹底活用を図る。これらにより、一人当たり医療費の地域差半減、介護費の地域差縮減を目指す。

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
医療・福祉サービス改革	<b>21</b> 元気で働く意欲のある高齢者を介護・保育等の専門職の周辺業務において育成・雇用する取組を全国に展開  既存の施策を含め地方自治体への財政的インセンティブを活用し、元気で働く意欲のある高齢者を介護・保育等の専門職の周辺業務において育成・雇用する取組を全国に展開する。	介護・看護・保育等の分野におけるシニア層を活かす仕組みについて検討し、結論を得る。  ≪厚生労働省≫	検討結果に基づき、多様な人材の活用を推進するために必要な取組を実施。		—	—
	<b>22</b> 子ども・子育てについて、効果的・効率的な支援とするための優先順位付けも含めた見直し  子ども・子育てについて、全世代型社会保障の実現に向けて充実・強化を図る中においても、効果的・効率的な支援としていくことが重要であり、優先順位付けも含めた見直しを行う。	教育・保育給付費の基礎となる公定価格について、経営実態調査のあり方を検証しつつ、経営実態や収益性、公費負担の範囲などの観点から公定価格全体の適正化について早急に検討を加え、予算にその内容を反映する。  児童手当制度について、世帯所得の稼得者について制度創設時から大きな変化が生じていることや、児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）の附則検討規定を踏まえ、子ども・子育て支援の充実策の検討ともあわせつつ、児童手当（本則給付）が支給されるか否かの判定基準である所得の範囲について、世帯合算で判断するための見直しや、特例給付について、そのあり方を検証し、見直しを検討し、予算にその内容を反映する。  ≪厚生労働省・内閣府≫			—	—

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
医療・福祉サービス改革	<b>23 人生の最終段階における医療・ケアの在り方等について</b> <b>i 話し合うプロセスの全国展開</b> 人生の節目で、人生の最終段階における医療・ケアの在り方等について本人・家族・医療者等が十分話し合うプロセスを全国展開するため、関係団体を巻き込んだ取組や周知を行うとともに、本人の意思を関係者が随時確認できる仕組みの構築を推進する。	ACPに関し国民になじみやすい愛称の普及や人生の最終段階における医療・ケアについて考える日の設定等関係団体を巻き込んだ周知。 ≪厚生労働省≫			○「人生の最終段階における医療に関する患者の相談に適切に対応できる医療・介護人材を育成する研修」の累計実施回数【2019年度までに12回】 ○「在宅医療と救急医療の連携に係る研修」の累計参加自治体数【2019年度までに15自治体】 ○「人生の最終段階における医療に関する患者の相談に適切に対応できる医療・介護人材を育成する研修」参加者が所属する医療機関等の実数【2019年度までに240機関】	
	<b>ii 本人の意思を関係者が随時確認できる仕組みの構築の推進</b> 人生の節目で、人生の最終段階における医療・ケアの在り方等について本人・家族・医療者等が十分話し合うプロセスを全国展開するため、関係団体を巻き込んだ取組や周知を行うとともに、本人の意思を関係者が随時確認できる仕組みの構築を推進する。	本人の意思に反した救急搬送について問題意識を持つ自治体に対して、先進事例を紹介する等により、本人の意思を関係機関間で共有・確認するための連携ルールの策定を支援。 人生の最終段階における医療・介護に関する患者の相談に適切に対応できる医療・介護人材を育成する研修の実施。 本人の意思を多職種で共有する先進的な取組を横展開。 ≪厚生労働省≫				
	<b>24 在宅看取りの先進・優良事例の分析と横展開</b> 住み慣れた場所での在宅看取りの先進・優良事例を分析し、その横展開を図る。	在宅看取りの事例の整理及び各種研修等を通じた横展開。 ≪厚生労働省≫				

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
医療・福祉サービス改革	<b>25 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</b>  精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、引き続き、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。	障害福祉計画に基づき、地域の関係機関の重層的な連携による支援体制の構築、サービス基盤の整備などを推進する。  精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進・構築支援事業において、新たに地域住民を対象とした普及啓発に係る事業を実施する。  ≪厚生労働省≫			○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」の実施自治体数【2021年度までに150自治体】  ○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」において実施している事業総数【2021年度までに1,500事業】	○精神障害者が精神科病院から退院後1年以内の地域での平均生活日数【増加】
	<b>26 地域医療構想の実現</b> <b>i 個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針について検討</b>  地域医療構想の実現に向けた個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針について、昨年度に続いて集中的な検討を促し、2018年度中の策定を促進する。	地域医療構想調整会議における2017、2018年度の2年間の集中的な検討の成果を検証し、都道府県に対する2019年度以降の地域医療介護総合確保基金の配分（基金創設前から存在している事業も含む）における大幅なメリハリ付けを含む更なる促進のための必要な措置を実施。  地域医療構想調整会議参加者への助言やデータ分析支援等を行う地域医療構想アドバイザーの養成等の取組を推進するとともに、アドバイザーの設置効果を検証。  都道府県において、引き続き地域医療構想調整会議での議論・調整を行うとともに、地域医療構想の達成に向けた一層の取組を推進。  ≪厚生労働省≫	2025年度まで 	2025年度まで 	○地域医療構想調整会議において具体的対応方針について合意に至った医療施設の病床の割合【2019年度末までに50%】	○地域医療構想の2025年における医療機能別（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）の必要病床数を達成するために増減すべき病床数に対する実際に増減された病床数の割合【2025年度に100%】  ○介護療養病床の第7期介護保険事業計画に沿ったサービス量進捗状況と、第8期計画期初に見込まれる期末時点でのサービス減量【2020年度末に100%】

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
医療・福祉サービス改革	<b>ii 公立・公的医療機関について民間医療機関では担うことができない機能に重点化するよう再編・統合の議論を進める</b>  公立・公的医療機関については、地域の医療需要等を踏まえつつ、地域の民間医療機関では担うことができない高度急性期・急性期医療や不採算部門、過疎地等の医療提供等に重点化するよう医療機能を見直し、これを達成するための再編・統合の議論を進める。	地域医療構想調整会議における2017、2018年度の2年間の集中的な検討の成果を検証し、都道府県に対する2019年度以降の地域医療介護総合確保基金の配分（基金創設前から存在している事業も含む）における大幅なメリハリ付けを含む更なる促進のための必要な措置を実施。  都道府県において、引き続き地域医療構想調整会議での議論・調整を行うとともに、地域医療構想の達成に向けた一層の取組を推進。  <<厚生労働省>>	2025年度まで 2025年度まで	2025年度まで 2025年度まで	○公立病院改革プランまたは公的医療機関等2025プラン対象病院のうち、地域医療構想調整会議において具体的方針について合意に至った医療施設の病床の割合【2018年度末までに100%】  ○地域医療構想調整会議において公立・公的病院等の非稼働病床の対応方針について合意に至った割合【2018年度末までに100%】	○地域医療構想の2025年における医療機能別（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）の必要病床数を達成するために増減すべき病床数に対する実際に増減された病床数の割合【2025年度に100%】  ○介護療養病床の第7期介護保険事業計画に沿ったサービス量進捗状況と、第8期計画期初に見込まれる期末時点でのサービス減量【2020年度末に100%】
	<b>iii 病床の機能分化にかかる都道府県知事の権限の在り方について関係審議会において検討</b>  自主的な取組による病床の機能分化・連携が進まない場合には、都道府県知事はその役割を適切に発揮できるよう、権限の在り方について、速やかに関係審議会等において検討を進める。	地域医療構想調整会議の議論の進捗について、具体的な対応方針を2019年央までに検証し、不十分な場合の追加的な推進策を骨太方針2019において提示。 併せて、累次の法改正で設けた都道府県知事の権限の行使状況を勘案した上で、実効性のある新たな都道府県知事の権限の在り方について、関係審議会等において検討し、結論。  2019年央までに、都道府県単位の調整会議や地域医療構想アドバイザーの取組の効果を検証し、その結果を踏まえ、自主的な取組による病床の機能分化・連携を進めるための必要な措置。  <<厚生労働省>>	結論を踏まえ、所要の措置を講ずる。  2025年度まで	2025年度まで	—	—

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
医療・福祉サービス改革	iv 病床再編の効果などこれまでの推進方策の効果・コストの検証を行い、必要な対応を検討  病床の転換や介護医療院への移行などが着実に進むよう、地域医療介護総合確保基金や急性期病床や療養病床に係る入院基本料の見直しによる病床再編の効果などこれまでの推進方策の効果・コストの検証を行い、必要な対応を検討するとともに、病床のダウンサイジング支援の追加的方策を検討する。	地域医療介護総合確保基金の配分については、病床機能の転換等の効果と併せてその実績を「見える化」した上で検証を行い、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設整備等に引き続き重点化しつつ、指標の水準の引上げやメリハリの強化を実施。  2018年度診療報酬改定による急性期病床や療養病床などの病床の再編等に係る影響を検証しつつ、2020年度診療報酬改定に向けて必要な対応を検討。  《厚生労働省》		2025年度まで	○地域医療構想調整会議において具体的対応方針について合意に至った医療施設の病床の割合【2019年度末までに50%】	○地域医療構想の2025年における医療機能別（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）の必要病床数を達成するために増減すべき病床数に対する実際に増減された病床数の割合【2025年度に100%】 ○介護療養病床の第7期介護保険事業計画に沿ったサービス量進捗状況と、第8期計画期初に見込まれる期末時点でのサービス減量【2020年度末に100%】

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
医療・福祉サービス改革	<b>V 病床のダウンサイジング支援の追加的方策を検討</b>  病床の転換や介護医療院への移行などが着実に進むよう、地域医療介護総合確保基金や急性期病床や療養病床に係る入院基本料の見直しによる病床再編の効果などこれまでの推進方策の効果・コストの検証を行い、必要な対応を検討するとともに、病床のダウンサイジング支援の追加的方策を検討する。	2019年度末までに介護療養型医療施設からの転換状況を把握した上で、転換が進んでいない場合には、その原因の検証を実施。  地域医療介護総合確保基金の活用状況の検証結果を踏まえ、病床のダウンサイジング支援の追加的方策について検討。  在宅と施設の公平性の確保の観点等から、介護の補足給付の在り方について、その対象者の資産の実態調査等を行い、関係審議会等において第8期介護保険事業計画期間に向けて検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。  ≪厚生労働省≫	結果を踏まえ、2021年度介護報酬改定において、介護医療院と介護療養型医療施設の報酬の在り方も含め関係審議会等で検討、結論。  →	結論を踏まえ、所要の措置を講ずる  2025年度まで  →	—	—
	<b>27 高額医療機器の効率的な配置等を促進</b>  高額医療機器について、共同利用の一層の推進など効率的な配置を促進する方策を講じる。また、これに伴う稼働率の向上を促進する方策を検討する。	2019年度中に、都道府県において、医療計画に外来医療提供体制の確保に関する事項として、高額医療機器の新規設置や更新の際に都道府県や医療関係者の協議を経る規制の導入を含む、医療機器等の効率的な活用の促進に関する事項を盛り込む。  2018年度診療報酬改定による高額医療機器に係る影響を検証しつつ、2020年度診療報酬改定に向けて必要な対応を検討。  ≪厚生労働省≫	2020年度以降、都道府県において、医療計画に基づく医療機器等の効率的な活用を促進。  都道府県において、地域ごとに関係者による外来医療提供体制の確保に関する協議の場を設け、医療機器等の効率的な活用に関する協議を行い、その結果を公表。		○医療機器等の効率的な活用の促進に関する事項を盛り込んだ医療計画を作成した都道府県数 【2020年度までに47都道府県】	○（高額医療機器の効率的な配置に係る指標を医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会において検討し、2018年度末までに結論を得て骨太方針2019に反映）

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
医療・福祉サービス改革	<b>28 将来的な医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討</b>  2022年度以降については、定期的に医師需給推計を行った上で、働き方改革や医師偏在の状況等に配慮しつつ、将来的な医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討する。	医師の勤務実態調査を行い、2022年度からの医師需給について検討。  ≪厚生労働省≫			—	—
	<b>29 医師の働き方改革について検討</b>  医師の働き方改革について、地域医療の提供への影響等を検証しながら、検討を進める。	「医師の働き方改革に関する検討会」の議論を踏まえ、時間外労働の上限規制に係る制度上の必要な措置を講ずるとともに、上限規制が適用される予定の2024年4月1日に向けて、医師の労働時間の短縮のための各種勤務環境改善策の推進等の総合的な取組を実施。  タスク・シフティング等の勤務環境改善の先進的な取組を行う医療機関に補助を実施。  医療勤務環境改善支援センターにおいて、労務管理等の専門家による医療機関の訪問支援等を実施。  ≪厚生労働省≫			—	—

	取組事項	実施年度			K P I		
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層	
医療・福祉サービス改革	<p>30 地域の実情を踏まえた取組の推進</p> <p>i 地域別の取組や成果について進捗管理・見える化を行うとともに、進捗の遅れている地域の要因を分析し、保険者機能の一層の強化を含め、さらなる対応の検討</p> <p>一人当たり医療費の地域差半減、一人当たり介護費の地域差縮減に向けて、国とともに都道府県が積極的な役割を果たしつつ、地域別の取組や成果について進捗管理・見える化を行うとともに、進捗の遅れている地域の要因を分析し、保険者機能の一層の強化を含め、更なる対応を検討する。</p>	<p>各都道府県において、第3期医療費適正化計画（2018年度から2023年度まで）に基づき、医療費適正化の取組を推進するとともに、毎年度PDCA管理を実施。</p> <p>新たな保険者インセンティブ制度（2018年度より開始）を実施しつつ、加減算双方向での評価指標による財政的インセンティブの活用。（地域別の取組については、第3期医療費適正化計画や保険者努力支援制度等で見える化）</p> <p>改正介護保険法に基づく、保険者等における以下の取組等について、費用分析や適正化手法を普及することに加え、進捗管理の手引を周知し、推進。          一 介護保険事業（支援）計画の策定に当たりデータの分析を実施。          一同計画に自立支援・重度化防止等の取組内容と目標を記載し、その達成状況の評価等を実施。</p> <p>地域包括ケア「見える化」システムに地域ごとの取組の具体的事例を掲載。</p> <p>国において、介護給付費の地域差等の分析、「見える化」を引き続き推進し、地域包括ケア「見える化」システムを通じて国民に分かりやすい形で公表。</p> <p>保険者機能強化推進交付金の評価指標に基づく評価結果を公表し、各保険者等における取組状況の「見える化」を推進等。</p> <p>《厚生労働省》</p>			2023年度まで	<p>○後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者【2020年度までに100%】</p> <p>○重複・頻回受診、重複投薬の防止等の医療費適正化の取組を実施する保険者【2023年度までに100%】</p> <p>○地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した保険者【2020年度までに100%】</p>	<p>○第3期医療費適正化計画における各都道府県の医療費目標及び適正化指標【2023年度における各都道府県の目標達成】</p> <p>○年齢調整後の一人当たり医療費の地域差【2023年度時点での半減を目指して年々縮小】</p> <p>○年齢調整後の要介護度別認定率の地域差【2020年度末までに縮減】</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
医療・福祉サービス改革	ii 国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進（法定外繰入の解消等）	<p>法定外繰入等の解消期限や公費の活用等解消に向けた実効的・具体的な手段が盛り込まれた計画の策定を着実に推進するとともに、当該計画の策定状況・内容の公表（見える化）を実施。</p> <p>2020年度以降の保険者努力支援制度において、市町村の取組状況を丁寧に反映しつつ都道府県の関わりを促進する観点も含め、加減算双方向での評価指標による財政的インセンティブの一層の活用を検討。</p> <p>《厚生労働省》</p>	<p>左記計画の策定・実行を推進するとともに、国保都道府県単位化後の法定外繰入等の状況を速やかに把握し、国保財政の健全化に向け、受益と負担のバランス等を踏まえつつ、地方団体等と協議し、その結果に基づき、より実効性のある更なる措置。</p>		<p>○法定外繰入等の解消に向けた計画において、解消年度と公費の活用等解消に向けた実効的・具体的な手段を明記した市町村の割合【増加】</p>	<p>○法定外繰入等の額【減少】</p>
	iii 高齢者の医療の確保に関する法律第14条に基づく地域独自の診療報酬について在り方を検討	<p>各都道府県において、第3期医療費適正化計画に基づき、医療費適正化の取組を推進するとともに、毎年度PDCA管理を実施し、国において、高齢者の医療の確保に関する法律第14条に基づく地域独自の診療報酬について、都道府県の意向を踏まえつつ、その判断に資する具体的な活用策を検討し、提示。</p> <p>《厚生労働省》</p>		2023年度まで	—	—
	31 多剤投与の適正化					
	i レセプト情報を活用し、医師や薬剤師が投薬履歴等を閲覧できる仕組みの構築	<p>レセプト情報を活用し、医師や薬剤師が投薬履歴等を閲覧できるシステム（本人のマイナポータルでの閲覧を含む）の構築・準備。</p> <p>《厚生労働省》</p>		<p>2021年度以降可能な限り早期のデータ提供開始を目指す。 ※被保険者番号の個人単位化と平仄をとって開始。</p>	—	—

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
医療・福祉サービス改革	ii 診療報酬での評価等  レセプト情報を活用し、本人同意の下、医師や薬剤師が投薬歴等を閲覧できる仕組みの構築や、診療報酬での評価等により、多剤投与の適正化を引き続き推進する。	2018年度診療報酬改定による多剤投与の適正化に係る効果を検証しつつ、2020年度診療報酬改定に向けて必要な対応を検討。  《厚生労働省》			—	—
	32 介護保険制度における財政的インセンティブの評価指標による評価結果の公表及び取組状況の「見える化」や改善の推進  介護保険の財政的インセンティブの評価指標による評価結果を公表し、取組状況の「見える化」や改善を進めるとともに、第8期介護保険事業計画期間における調整交付金の活用方策について、改正介護保険法による新たな交付金による保険者の取組の達成状況や評価指標の運用状況等も踏まえ、保険者間の所得水準の差等を調整するための重要な機能を担っていること等に留意しつつ、第7期期間中に地方公共団体関係者の意見も踏まえつつ、具体的な方法等について検討し、結論を得る。	保険者機能強化推進交付金の評価指標に基づく評価結果を公表し、各保険者等における取組状況の「見える化」を推進。  上記交付金の評価指標等について、その運用状況等を踏まえ、より自立支援・重度化防止等に資するものとなるように改善。  《厚生労働省》			○地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した保険者【2020年度までに100%】  ○認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング（点検）している保険者【2020年度までに100%】	○年齢調整後の要介護度別認定率の地域差【2020年度末までに縮減】  ○年齢調整後の一人当たり介護費の地域差（施設/居住系/在宅/合計）【2020年度末までに縮減】
	33 第8期介護保険事業計画期間における調整交付金の活用方策の検討  介護保険の財政的インセンティブの評価指標による評価結果を公表し、取組状況の「見える化」や改善を進めるとともに、第8期介護保険事業計画期間における調整交付金の活用方策について、改正介護保険法による新たな交付金による保険者の取組の達成状況や評価指標の運用状況等も踏まえ、保険者間の所得水準の差等を調整するための重要な機能を担っていること等に留意しつつ、第7期期間中に地方公共団体関係者の意見も踏まえつつ、具体的な方法等について検討し、結論を得る。	保険者機能の更なる強化に向けて、第8期介護保険事業計画期間における調整交付金の新たな活用方策について、地方公共団体関係者の意見も踏まえつつ、関係審議会等において検討し、その結論を踏まえ、所要の措置を講ずる。  《厚生労働省》	→		—	—

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
医療・福祉サービス改革	<b>34</b> 大都市や地方での医療・介護提供に係る広域化等の地域間連携の促進  新たな地域別の将来人口推計の下での大都市や地方圏での医療・介護提供に係る広域化等の地域間連携を促進する。	県境を超えた患者の流出入等を反映した地域医療構想及びそれを踏まえ策定した医療計画・介護保険事業支援計画に基づき、都道府県において、病床の機能分化連携や在宅医療・介護の推進に係る取組を推進。  ≪厚生労働省≫				
					2023年度まで	○公立病院改革プランまたは公的医療機関等2025プラン対象病院のうち、地域医療構想調整会議において具体的な対応方針について合意に至った医療施設の病床の割合【2018年度末までに100%】  ○地域医療構想調整会議において公立・公的病院等の非稼働病床の対応方針について合意に至った割合【2018年度末までに100%】  ○在宅医療を行う医療機関数【増加】

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
医療・福祉サービス改革	<b>35 診療報酬や介護報酬において、アウトカムに基づく支払いの導入等の推進</b>  診療報酬や介護報酬においては、適正化・効率化を推進しつつ、安定的に質の高いサービスが提供されるよう、ADLの改善等アウトカムに基づく支払いの導入等を引き続き進めていく。	2018年度診療報酬改定の影響を検証しつつ、アウトカムに基づく支払いの導入等を推進する観点から、2020年度診療報酬改定に向けて必要な対応を検討。  介護報酬において、ADLの改善等アウトカムを評価する加算を含めこれまで設けられた各種加算について、サービスの質の反映状況等の検証を通じて、より効果的な加算の在り方に関して、関係審議会等において検討。  介護事業所の経営実態等を適切に把握できるよう、介護報酬改定において参照される経営実態調査等について、調査・集計方法等の改善や有効回答率の向上を通じて精度を向上。  <<厚生労働省>>	検討を踏まえ、アウトカムに基づく支払いの更なる導入や加算の見直しを含め所要の措置を講ずる。		—	—
	<b>36 データヘルス改革の推進</b> <b>i 被保険者番号の個人単位化とオンライン資格確認を導入</b>  データヘルス改革を推進し、被保険者番号の個人単位化とオンライン資格確認を導入するとともに、「保健医療データプラットフォーム」について、2020年度の本格運用開始を目指し取り組む。	被保険者番号の個人単位化を含め、医療保険オンライン資格確認システムについての準備・開発・構築。  <<厚生労働省>>	医療保険オンライン資格確認の本格運用開始。	個人単位の被保険者番号によるレセプト請求の開始。	—	—
	<b>ii 「保健医療データプラットフォーム」の2020年度本格運用開始</b>  データヘルス改革を推進し、被保険者番号の個人単位化とオンライン資格確認を導入するとともに、「保健医療データプラットフォーム」について、2020年度の本格運用開始を目指し取り組む。	被保険者番号の個人単位化等に着実に取り組むとともに、2019年度中にデータヘルス改革に関する工程表を策定。  全国的な保健医療情報ネットワークを活用したサービスに係る実証を実施。  全国的な保健医療情報ネットワークのセキュリティや利用者認証等に係る実証を実施。  NDB、介護DB情報の匿名での連結解析を可能とするシステムについて2020年度の運用開始に向け検討。  <<厚生労働省>>	全国的な保健医療情報ネットワークの構築及び稼働。  運用開始	連結解析の精度向上方策の検討、措置。	○全国的な保健医療情報ネットワークの実証状況  ○NDB、介護DBの第三者提供の件数【運用開始後（2020年度以降）提供件数増加】  ○オープンデータの充実化【集計項目数増加】	○全国的な保健医療情報ネットワークの構築状況  ○NDB、介護DBの第三者提供の件数【運用開始後（2020年度以降）提供件数増加】  ○オープンデータの充実化【集計項目数増加】

	取組事項	実施年度			K P I		
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層	
医療・福祉サービス改革	iii 医療保険の支払審査機関について、「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」等に掲げられた改革項目の着実な推進	医療保険の審査支払機関について、「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」等に掲げられた改革項目を着実に進める。	医療保険の審査支払機関について、審査支払新システムの構築等、「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」等に掲げられた改革項目を着実に進める。 《厚生労働省》			○「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」等に掲げられた改革項目16項目の進捗状況 【各年度時点での十分な進捗を実現】	○コンピュータで審査完了するレセプトの割合【システム刷新後2年以内に9割程度】 ○既存の支部設定コンピュータチェックルールの移行・廃止【新システム稼働時まで集約完了】
	iv AIの実装に向けた取組の推進	人口減少の中にあって少ない人手で効率的に医療・介護・福祉サービスが提供できるよう、AIの実装に向けた取組の推進、ケアの内容等のデータを収集・分析するデータベースの構築、ロボット・IoT・AI・センサーの活用を図る。 - 保健医療分野でのディープラーニングや機械学習等のAI開発を戦略的に進めるため、①ゲノム医療、②画像診断支援、③診断・治療支援、④医薬品開発、⑤介護・認知症、⑥手術支援、を重点6領域と定めて開発・実用化を促進する。	重点6領域を中心に必要な研究事業等を実施し、AI開発を加速化するとともに、AI開発に必要な医用画像のデータベースを構築。 保健医療分野AI開発加速コンソーシアム報告書（2018年度末取りまとめ予定）に基づき今後のAIの社会実現に向けた研究事業等に反映。 《厚生労働省》			○6つの重点領域（ゲノム医療、画像診断支援、診断・治療支援、医薬品開発、介護・認知症、手術支援）のうち、AIの構築に必要なデータベースを構築した領域数【2020年度末までに6領域】	○6領域における、AI技術の製品化等、現場での実用化に至った領域数【2020年度末までに1領域】

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
医療・福祉サービス改革	v ケアの内容等のデータを収集・分析するデータベースの構築	<p>「科学的裏付けに基づく介護に係る検討会」において検討。</p> <p>科学的に自立支援等の効果が裏付けられた介護を実現するため、必要なデータを収集・分析する新たなデータベースを構築。</p> <p>《厚生労働省》</p>	<p>データベースの本格運用。</p> <p>構築したデータベースを活用し、栄養改善を含め、自立支援・重度化防止等に資する介護の普及に向けた分析・議論。</p>	データベースについて、次期以降の介護報酬改定等に活用。	—	—
	vi ロボット・IoT・AI・センサーの活用	<p>2040年に向けたロボット・AI等の実用化構想の策定の検討。</p> <p>介護ロボット等の活用、ICT利活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを普及させ、好事例を横展開。</p> <p>医療サービスの効率的な提供に向け、ロボット、AI、ICT等の活用方策について検討を進め、必要な措置を講じていく。</p> <p>ICTを活用した医療・介護連携について検討。</p> <p>保育業務に関するタイムスタディ調査を実施し、保育所でのICTの利活用について検討する。</p> <p>《厚生労働省》</p>	<p>成果について、人員・設備基準の見直しや介護報酬改定に関する議論の際に活用。</p> <p>保育業務に関するタイムスタディ調査を実施し、保育所でのICTの利活用についての検討結果に基づき、必要な措置を講じる。</p>	<p>○地域医療介護総合確保基金等によるロボット・センサーの導入支援件数【2020年度までに2,000件(延べ件数)】</p> <p>○介護ロボット等の活用、ICT利活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを活用する事業所数【増加】</p>	<p>○介護労働者の平均労働時間・残業時間数【2020年度末までに縮減】</p> <p>○介護老人福祉施設等における介護・看護職員等の配置に係る人員ベースでの効率化【2020年度までに改善】</p>	

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
医療・福祉サービス改革	<b>37</b> クリニカル・イノベーション・ネットワークとPMDAの医療情報データベース（MID-NET）の連携  クリニカル・イノベーション・ネットワークとPMDAの医療情報データベース（MID-NET）を連携させ、治験・臨床研究や医薬品の開発、安全対策等に活用する。	治験・臨床研究や医薬品の開発、安全対策等への活用に向けて、臨床研究中核病院の医療情報を利活用可能な体制を構築。  ≪厚生労働省≫	→	臨床研究中核病院の医療情報を継続的に品質管理・標準化し、リアルワールドデータを臨床研究等に活用。	○医療情報の品質管理・標準化に関するMID-NETの経験による研修が実施された医療機関数 【2019年度末までに4機関】	○臨床研究中核病院のうち標準化された医療情報の研究利用を開始した医療機関数 【2020年度末までに4機関】
	<b>38</b> 卒前・卒後の一貫した医師養成課程の整備  診療能力向上のための卒前・卒後の一貫した医師養成過程を整備するとともに、総合診療医の養成を促進する。	全国の大学で臨床実習後の技能・態度を評価する「Post CC OSCE（※1）」の試行的実施。 ※1 Objective Structured Clinical Examination（客観的臨床能力試験）  マルチメディアCBT（※2）導入試験実施。 ※2 Computer Based Testing（コンピューターを活用した知識の評価）  ≪厚生労働省≫	卒前教育と統一した到達目標に基づく制度見直し後の臨床研修の研修開始。	卒前卒後の一貫した評価システム（EPOC等）導入。	○見直し後の一貫した到達目標に基づいた臨床研修プログラム数【2020年度までに1,000件】  ○一貫した評価システムで評価を行った臨床研修医数 【2022年度までに800人】	○見直し後の臨床研修の実施を踏まえた基本的診療能力について、自信を持ってできる又はできると答えた研修医の割合 【2022年度までに研修修了者の70%】（臨床研修後のアンケート調査により把握）
	<b>39</b> 総合診療医の養成の促進  診療能力向上のための卒前・卒後の一貫した医師養成過程を整備するとともに、総合診療医の養成を促進する。	総合診療専門研修の拡充。  ≪厚生労働省≫			○総合診療専門研修プログラム数  ○総合診療専門研修を希望する若手医師数	○総合診療専門研修を受けた専攻医数 【厚生労働科学研究において2019年度中を目的に将来の各診療科の必要医師数を算出することとしており、その後研究結果を踏まえて指標を設定】

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
医療・福祉サービス改革	40 事業所マネジメントの改革等を推進					
	i 従事者の役割分担の見直しと効率的な配置  従事者の業務分担の見直し・効率的な配置、介護助手・保育補助者など多様な人材の活用、事業所マネジメントの改革等を推進する。	医師の働き方改革に関する検討会等におけるタスクシフティング等に関する検討結果に基づき、患者等の理解や負担にも配慮しつつ必要な措置。  介護・看護・保育等の分野におけるシニア層を活かす仕組みについて検討し、結論を得る。  介護ロボット等の活用、ICT利活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを普及させ、好事例を横展開。  看護業務の効率化に資する医療機関の取組を募集し、先進的な取組を選定、表彰することで取組を周知。  特定行為研修内容等の見直し。  保育業務に関するタイムスタディ調査を実施し、保育士と保育補助者等の他の職種との効率的な配置について検討する。  ≪厚生労働省≫	検討結果に基づき、多様な人材の活用を推進するために必要な取組を実施。  成果について、人員・設備基準の見直しや介護報酬改定に関する議論の際に活用。  前年度選定された先進的な取組を他施設にて試行し、そのプロセス・成果を公表することで、業務効率化の推進。  検討結果に基づき、必要な措置。		○看護業務の効率化に資する先進的事例を元に試行された取組事例数【2020年度までに20例】  ○看護業務の効率化に資する先進的事例の事例数【2019年度までに10例】  ○特定行為研修の指定研修機関数【2020年度までに150機関】  ○介護ロボット等の活用、ICT利活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを活用する事業所数【増加】	○看護業務の効率化に資する先進的事例を元に試行された取組事例数【2020年度までに20例】  ○特定行為研修を修了し、医療機関で就業している看護師の数【2020年度までに3,000人】  ○介護分野における書類の削減【2020年代初頭までに半減】  ○介護労働者の平均労働時間・残業時間数【2020年度末までに縮減】  ○介護老人福祉施設等における介護・看護職員等の配置に係る人員ベースでの効率化【2020年度までに改善】

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
医療・福祉サービス改革	<p>ii 介護助手・保育補助者など多様な人材の活用</p> <p>従事者の業務分担の見直し・効率的な配置、介護助手・保育補助者など多様な人材の活用、事業所マネジメントの改革等を推進する。</p>	<p>介護未経験者の参入を促進する「介護に関する入門的研修」を実施するほか、介護助手の活用の促進について検討を進める。また、保育補助者等の活用の促進についても検討。</p> <p>介護・看護・保育等の分野におけるシニア層を活かす仕組みについて検討し、結論を得る。</p> <p>《厚生労働省》</p>	<p>検討結果に基づき、多様な人材の活用を推進するために必要な取組を実施。</p>		<p>○地域医療介護総合確保基金による介護人材の資質向上のための都道府県の取組の実施都道府県数【毎年度47都道府県】</p> <p>○「介護に関する入門的研修」の延べ実施回数【2021年度までに2018年度と比べて15%増加】</p> <p>○保育補助者雇上強化事業を利用した市町村数【2021年度までに300市町村】</p>	<p>○「介護に関する入門的研修」の実施からマッチングまでの一体的支援事業により介護施設等とマッチングした者の数【2021年度までに2018年度と比べて15%増加】</p> <p>○保育補助者雇上強化事業により雇い上げられた人数【2021年度までに3,000人】</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
医療・福祉サービス改革	<p>iii 事業所マネジメントの改革等を推進</p> <p>従事者の業務分担の見直し・効率的な配置、介護助手・保育補助者など多様な人材の活用、事業所マネジメントの改革等を推進する。</p>	<p>医師の働き方改革に関する検討会等におけるタスクシフティング等に関する検討結果に基づき、患者等の理解や負担にも配慮しつつ必要な措置。</p>			<p>○アンケート調査において医療従事者の勤務環境改善に「職種を問わず」または「一部職種で」取り組んでいると回答した病院の割合【2019年度までに85%】</p> <p>○病院長に対する労務管理に関するマネジメント研修の受講者数【2019年度までに1,000人】</p> <p>○職員のキャリアアップや職場環境等の改善に取り組む介護事業所の割合【2020年度末までに75%】</p> <p>○介護分野における生産性向上ガイドライン活用事業所数【増加】</p>	<p>○介護分野における書類の削減【2020年代初頭までに半減】</p> <p>○介護労働者の平均労働時間・残業時間数【2020年度末までに縮減】</p> <p>○介護老人福祉施設等における介護・看護職員等の配置に係る人員ベースでの効率化【2020年度までに改善】</p>
		<p>病院長に対する労務管理に関するマネジメント研修の実施等を通じて、医療機関における労務管理を担う人材を育成。</p> <p>介護分野における生産性向上ガイドラインを普及させ、好事例を横展開。</p> <p>《厚生労働省》</p>	<p>成果について、人員・設備基準等の見直しに関する議論の際に活用。</p>			

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
医療・福祉サービス改革	iv 介護の経営の大規模化・協働化	<p>事業者の経営の大規模化・協働化等の取組状況等を把握し、経営の大規模化・協働化を推進するための施策について、介護サービスの種類や地域性、経営の効率性等を考慮しつつ、検討。</p> <p>2018年度に実施する調査研究をもとに効率的な体制構築方策をガイドラインとして取りまとめ、横展開。</p> <p>医療法人・社会福祉法人それぞれの経営統合、運営の共同化の方策や、医療法人と社会福祉法人の連携方策を検討する。</p> <p>《厚生労働省》</p>	<p>検討結果に基づき、第8期介護保険事業計画期間に向けて、介護サービスの種類や地域性、経営の効率性等を考慮しつつ、必要な措置を講ずる。</p>		<p>○効率的な体制構築に関する先進的取組の事例数 【2019年度までに10例】</p>	<p>○1社会福祉法人当たりの介護サービスの事業数 【2020年度末までに増加】</p> <p>○社会福祉法人数及び1社会福祉法人当たりの職員数（常勤換算数） 【見える化】</p>
	41 国保の普通調整交付金について見直しを検討	<p>普通調整交付金について、所得調整機能を維持しながら、医療費適正化のインセンティブを効かせる観点から、地域差に関する調整・配分の在り方の検証を進め、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となる新制度の円滑な運営に配慮しつつ、速やかに関係者間で見直しを検討する。</p> <p>骨太2020の取りまとめに向けて、普通調整交付金の配分について、所得調整機能の観点や、加入者の性・年齢で調整した標準的な医療費を基準とする観点から、引き続き地方団体等と議論を継続。</p> <p>《厚生労働省》</p>	→		—	—
	42 科学的介護の推進（栄養改善を含め、自立支援・重度化防止等に向けた介護の普及）	<p>科学的介護を推進し、栄養改善を含め自立支援・重度化防止等に向けた介護の普及等を推進する。</p>	<p>「科学的裏付けに基づく介護に係る検討会」において検討。</p> <p>科学的に自立支援等の効果が裏付けられた介護を実現するため、必要なデータを収集・分析する新たなデータベースを構築。</p> <p>《厚生労働省》</p>	<p>データベースの本格運用。</p> <p>構築したデータベースを活用し、自立支援・重度化防止等に資する介護の普及に向けた分析・議論。</p>	<p>データベースやその分析結果等について、次期以降の介護報酬改定等に活用。</p>	—

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
医療・福祉サービス改革	<b>43 ケアマネジメントの質の向上</b> <b>i A I も活用した科学的なケアプランの実用化</b>  自立支援・重度化防止等に資するA I も活用した科学的なケアプランの実用化に向けた取組を推進するとともに、ケアマネジャーの質の向上の観点から、その業務の在り方を検討する。	A I を活用したケアプランの作成支援について、実用化に向けた課題の整理などの取組を推進。  ≪厚生労働省≫	自立支援・重度化防止等に資するA I も活用した科学的なケアプランの実用化に向けた取組について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。		—	—
	<b>ii ケアマネジャーの業務の在り方の検討</b>  自立支援・重度化防止等に資するA I も活用した科学的なケアプランの実用化に向けた取組を推進するとともに、ケアマネジャーの質の向上の観点から、その業務の在り方を検討する。	ケアマネジメントの公正中立性の確保や質の向上に向けて、ケアマネジャーの業務のあり方について関係審議会等において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。  ≪厚生労働省≫			—	—

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
医療・福祉サービス改革	<b>44 バイオ医薬品の研究開発の推進等</b>  バイオ医薬品の研究開発の推進を図るとともに、バイオシミラーについては、「経済財政運営と改革の基本方針2017」を踏まえ、有効性・安全性等への理解を得ながら研究開発・普及を推進するなど医薬品産業の国際競争力強化に向けた取組を着実に推進する。	バイオ医薬品のデザイン技術開発等に関する研究を推進。  国内に不足しているバイオ医薬品の製造・開発技術を担う人材育成を実施。  ≪厚生労働省≫			○バイオシミラーに関する講習会の開催数【年10回以上】	○バイオシミラーの品目数（成分数ベース）【2020年度末までに品目数を2017年7月時点からの倍増（10成分）】
	<b>45 バイオシミラーの研究開発・普及の推進等</b>  バイオ医薬品の研究開発の推進を図るとともに、バイオシミラーについては、「経済財政運営と改革の基本方針2017」を踏まえ、有効性・安全性等への理解を得ながら研究開発・普及を推進するなど医薬品産業の国際競争力強化に向けた取組を着実に推進する。	バイオシミラーの医療費適正化効果額・金額シェアを公表。  バイオシミラーの有効性、安全性、品質等に関する講習会の開催。  バイオシミラーの研究開発の推進。  ≪厚生労働省≫				
	<b>46 薬価制度抜本改革の更なる推進</b> <b>i 医薬品等の費用対効果の本格実施に向けた検討（※2018年度中に結論）</b>  費用対効果評価については本格実施に向けてその具体的内容を引き続き検討し、2018年度中に結論を得る。	2018年度中に出される結論※に沿って本格実施を行うとともに、迅速で効率的な評価の実施に向けた方策について引き続き検討。  ※本格実施に向けて、適正な価格設定を行うという費用対効果評価の趣旨や、医療保険財政への影響度、価格設定の透明性確保等の観点を踏まえ、関係審議会等において具体的内容を検討し、結論を得る。  ≪厚生労働省≫	実績を踏まえ、実施範囲・規模の拡大に向けた所要の措置を検討。			

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
医療・福祉サービス改革	ii 2019年度、2020年度に全品目の薬価改定を行うとともに、2020年度中に2021年度における薬価改定の対象範囲について決定					
	<p>毎年薬価調査・毎年薬価改定に関しては、消費税率の引上げが予定されている2019年度、2年に1度の薬価改定が行われる2020年度においては、全品目の薬価改定を行うとともに、最初の薬価改定年度（2年に1度の薬価改定の間の年度）となる2021年度における薬価改定の対象範囲について、この間の市場実勢価格の推移、薬価差の状況、医薬品卸・医療機関・薬局等の経営への影響等を把握した上で、2020年中にこれらを総合的に勘案して、決定する。</p>	<p>消費税率引上げに伴う薬価改定の実施。</p> <p>《厚生労働省》</p>	<p>2018年度から2020年度までの市場実勢価格の推移、薬価差の状況、医薬品卸・医療機関・薬局等の経営への影響等を把握した上で、2021年度における薬価改定の対象範囲について2020年中にこれらを総合的に勘案して、具体的な範囲を設定する。</p>	<p>最初の毎年薬価改定の実施。</p>	—	—

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
医療・福祉サービス改革	iii 2020年度の薬価改定に向けた、新薬創出等加算対象品目を比較薬とする場合の薬価算定の見直し、効能追加等による革新性・有用性の評価、長期収載品の段階的な価格引下げまでの期間の在り方等について、所要の措置を検討				—	—
	2020年度の薬価改定に向けて、新薬創出等加算対象品目を比較薬とする場合の薬価算定の見直し、効能追加等による革新性・有用性の評価、長期収載品の段階的な価格引下げまでの期間の在り方等について、所要の措置を検討する。	<p>2020年度の薬価改定に向けて、新薬創出等加算の対象外である品目に関し、同加算の対象品目を比較薬とした薬価算定における比較薬の新薬創出等加算の累積額を控除する取扱いについて検討を行い、結論を得る。</p> <p>2020年度の薬価改定に向けて、長期収載品に関し、イノベーションを推進するとともに医薬品産業を高い創薬力を持つ産業構造に転換する観点から、段階的な価格引下げ開始までの期間の在り方について検討を行い、結論を得る。</p> <p>2020年度の薬価改定に向けて、イノベーションの評価に関し、効能追加等による革新性・有用性の評価の是非について検討を行い、結論を得る。</p> <p>《厚生労働省》</p>				

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
医療・福祉サービス改革	<b>47 調剤報酬の在り方について検討</b>  患者本位の医薬分業を実現し、地域において薬局が効果的・効率的にその役割を果たすことができるよう、調剤報酬の在り方について引き続き検討する。	2018年度診療報酬改定の影響の検証やかかりつけ機能のあり方の検討等を行いつつ、地域におけるかかりつけ機能に応じた薬局への適切な評価を進めるとともに、対物業務から対人業務への構造的な転換の推進やこれに伴う所要の適正化を行う観点から、2020年度診療報酬改定に向けて必要な対応を検討。  <<厚生労働省>>			—	—
	<b>48 適正な処方について検討</b> <b>i 高齢者への多剤投与対策の検討</b>  高齢者への多剤投与対策、生活習慣病治療薬の費用面も含めた適正な処方の在り方については引き続き検討を進める。	高齢者医薬品適正使用検討会において、2018年5月に作成した「高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）」に引き続き、療養環境ごとの留意点等をまとめた指針の追補を作成。  <<厚生労働省>>			—	—
	<b>ii 生活習慣病治療薬について費用面も含めた処方の在り方の検討</b>  高齢者への多剤投与対策、生活習慣病治療薬の費用面も含めた適正な処方の在り方については引き続き検討を進める。	生活習慣病治療薬の費用面も含めた適正な処方の在り方について引き続き検討。  <<厚生労働省>>			—	—

	取組事項	実施年度			K P I		
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層	
医療・福祉サービス改革	<p>49 後発医薬品の使用促進</p> <p>後発医薬品の使用促進についても引き続き取り組む。</p>	<p>普及啓発の推進や医療関係者への情報提供等による環境整備に関する事業を実施。</p> <p>保険者協議会や後発医薬品使用促進の協議会を活用するなどの現場の取組を促す。</p> <p>保険者インセンティブの活用や、保険者ごとの使用割合の公表等により、医療保険者の使用促進の取組を引き続き推進。</p> <p>2018年度診療報酬改定の影響を検証しつつ、2020年度診療報酬改定に向けて必要な対応を検討。</p> <p>信頼性向上のため、市場で流通する製品の品質確認検査を行い、その結果について、医療用医薬品最新品質情報集（ブルーブック）に順次追加して公表。</p> <p>後発医薬品利用差額通知の送付など、後発医薬品の使用促進を図るための取組支援。</p> <p>改正生活保護法に基づく生活保護受給者の後発医薬品の使用原則化の着実な施行。</p> <p>後発医薬品の使用が進んでいない地域等の要因をきめ細かく分析し、その要因に即した対応を検討し、実施。</p> <p>《厚生労働省》</p>				<p>○後発医薬品の品質確認検査の実施【年間約900品目】</p>	<p>○後発医薬品の使用割合【2020年9月80%以上】</p>

	取組事項	実施年度			K P I		
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層	
医療・福祉サービス改革	50 医療技術評価の在り方について調査・研究・検討を推進するとともに、そのための人材育成・データ集積・分析を推進	医療技術評価の在り方について調査・研究・検討を推進するとともに、そのための人材育成・データ集積・分析を推進する。	2019年度から本格実施となる費用対効果評価を効果的・効率的に実施することができるよう、諸外国の先進的な事例を研究・活用するとともに、必要な人材の育成を推進する。 《厚生労働省》			—	—
	51 かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及	病院・診療所の機能分化・機能連携等を推進しつつ、かかりつけ機能の在り方を踏まえながら、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及を進めるとともに、外来受診時等の定額負担導入を検討する。	病院・診療所の機能分化・機能連携等を推進しつつ、かかりつけ機能の在り方を踏まえながら、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及を進める。 《厚生労働省》			○かかりつけ医の普及に取り組む都道府県割合【2020年度までに100%】 ○「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を発揮できる薬剤師を配置している薬局数【2022年度までに60%】 ○各都道府県の、一人の患者が同一期間に3つ以上の医療機関から同じ成分の処方を受けている件数【見える化】 ○調剤報酬における在宅患者訪問薬剤管理指導料、介護報酬における居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費の算定件数【2021年度までに2017年度と比べて40%増加】	○大病院受診者のうち紹介状なしで受診したものの割合【2020年度までに400床以上の病院で40%以下】 ○重複投薬・相互作用等防止に係る調剤報酬の算定件数【2021年度までに2017年度と比べて20%増加】 ○地域包括ケアシステムにおいて過去1年間に平均月1回以上医師等と連携して在宅業務を実施している薬局数【2022年度までに60%】

## 2-4 給付と負担の見直し

高齢化や現役世代の急減という人口構造の変化の中でも、国民皆保険を持続可能な制度としていくため、勤労世代の高齢者医療への負担状況にも配慮しつつ、必要な保険給付をできるだけ効率的に提供しながら、自助、共助、公助の範囲についても見直しを図る。

	取組事項	実施年度			K P I		
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層	
給付と負担の見直し	<b>52</b> 高齢者医療制度や介護制度において、所得のみならず資産の保有状況を適切に評価しつつ、「能力」に応じた負担の検討  高齢者医療制度や介護制度において、所得のみならず資産の保有状況を適切に評価しつつ、「能力」に応じた負担を求めるところを検討する。	高齢者医療制度について、マイナンバーの導入等の金融資産の把握に向けた取組を踏まえつつ、医療保険・介護保険制度における負担への金融資産等の保有状況の反映の在り方について、早期に改革が具体化されるよう関係審議会等において検討。  在宅と施設の公平性の確保の観点等から、介護の補足給付の在り方について、その対象者の資産の実態調査等を行い、関係審議会等において第8期介護保険事業計画期間に向けて検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる（再掲）。  <<厚生労働省>>				—	—
	<b>53</b> 団塊世代が後期高齢者入りするまでに、後期高齢者の窓口負担について検討  団塊世代が後期高齢者入りするまでに、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する。	世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担の在り方について、団塊世代が後期高齢者入りするまでに、早期に改革が具体化されるよう関係審議会等において検討。  <<厚生労働省>>				—	—
	<b>54</b> 薬剤自己負担の引上げについて幅広い観点から関係審議会において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる  薬剤自己負担の引上げについて、市販品と医療用医薬品との間の価格のバランス、医薬品の適正使用の促進等の観点を踏まえつつ、対象範囲を含め幅広い観点から、引き続き関係審議会において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。	薬剤自己負担の引上げについて、諸外国の薬剤自己負担の仕組み（薬剤の種類に応じた保険償還率や一定額までの全額自己負担など）も参考としつつ、市販品と医療用医薬品との間の価格のバランス等の観点から、引き続き関係審議会において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。  <<厚生労働省>>				—	—

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
給付と負担の見直し	<b>55 外来受診時等の定額負担の導入を検討</b>  病院・診療所の機能分化・機能連携等を推進しつつ、かかりつけ機能の在り方を踏まえながら、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の普及を進めるとともに、外来受診時等の定額負担導入を検討する。	諸外国の例やかかりつけ機能の在り方を踏まえつつ、病院・診療所の機能分化・機能連携等を推進する観点から、大病院受診時の定額負担に係る対象範囲の拡大をはじめとした外来受診時等の定額負担の導入・活用について、早期に改革が具体化されるよう関係審議会等において検討。  ≪厚生労働省≫	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">骨太2020</div>		—	—
	<b>56 医療費について保険給付率（保険料・公費負担）と患者負担率のバランス等を定期的に見える化しつつ、診療報酬とともに保険料・公費負担、患者負担について総合的な対応を検討</b>  支え手の中核を担う勤労世代が減少しその負担能力が低下する中で、改革に関する国民的理解を形成する観点から保険給付率（保険料・公費負担）と患者負担率のバランス等を定期的に見える化しつつ、診療報酬とともに保険料・公費負担、患者負担について総合的な対応を検討する。	支え手の中核を担う勤労世代が減少しその負担能力が低下する中で、改革に関する国民的理解を形成する観点から保険給付率（保険料・公費負担）と患者負担率のバランス等を定期的に見える化しつつ、診療報酬とともに保険料・公費負担、患者負担について、早期に改革が具体化されるよう関係審議会等において総合的な対応を検討。  ≪厚生労働省≫	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">骨太2020</div>		—	—
	<b>57 介護のケアプラン作成に関する給付の在り方について検討</b>  介護のケアプラン作成について、給付の在り方について検討する。	介護のケアプラン作成に関する給付と負担の在り方について、関係審議会等において第8期介護保険事業計画期間に向けて検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。  ≪厚生労働省≫		—	—	

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
給付と負担の見直し	<b>58 介護の多床室室料に関する給付の在り方について検討</b>  多床室室料について、給付の在り方を検討する。	介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院等の多床室の室料負担等、施設サービスの報酬等の在り方について、関係審議会等において第8期介護保険事業計画期間に向けて検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。  ≪厚生労働省≫	→		—	—
	<b>59 介護の軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方について検討</b>  介護の軽度者への生活援助サービス等について、給付の在り方を検討する。	軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付について、地域支援事業への移行を含めた方策について、関係審議会等において第8期介護保険事業計画期間に向けて検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。  ≪厚生労働省≫	→		—	—
	<b>60 医療・介護における「現役並み所得」の判断基準の見直しを検討</b>  年金受給者の就労が増加する中、医療・介護における「現役並み所得」の判断基準を現役との均衡の観点から見直しを検討する。	年金受給者の就労が増加する中、税制において行われた諸控除の見直しも踏まえつつ、医療・介護における「現役並み所得」の判断基準の見直しについて、現役との均衡の観点から、早期に改革が具体化されるよう関係審議会等において検討。  ≪厚生労働省≫	骨太2020	→	—	—
	<b>61 新規医薬品や医療技術の保険収載等に際して、費用対効果や財政影響などの経済性評価や保険外併用療養の活用などを検討</b>  新規医薬品や医療技術の保険収載等に際して、費用対効果や財政影響などの経済性評価や保険外併用療養の活用などを検討する。	医薬品や医療技術の保険収載の判断等に当たり費用対効果や財政影響などの経済性評価を活用し、保険対象外の医薬品等に係る保険外併用療養を柔軟に活用・拡大することについて、早期に改革が具体化されるよう関係審議会等において検討。  ≪厚生労働省≫	骨太2020	→	—	—

## 2-5 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

	取組事項/措置内容	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	① 都道府県ごとの地域医療構想の策定による、医療の「見える化」を踏まえた病床の機能分化・連携の推進（療養病床に係る地域差の是正） 【再掲】（⇒26 i、ii、iv、v）				—	—
	② 慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制に係る制度上の見直しの検討 【再掲】（⇒26 iv）				—	—
	③ 医療・介護を通じた居住に係る費用負担の公平化の検討 入院時の光熱水費相当額に係る患者負担の見直しを2017年10月から段階的に実施。				—	—
	④ 地域医療構想との整合性の確保や地域間偏在の是正などの観点を踏まえた医師・看護職員等の需給について検討 【再掲】（⇒28）				—	—
	⑤ 外来医療費について、データに基づき地域差を分析し、重複受診・重複投与・重複検査等の適正化を行いつつ地域差を是正 【再掲】（⇒30 i）				—	—
	⑥ 地域医療構想と整合的な形で、都道府県ごとに医療費の水準や医療の提供に関する目標を設定する医療費適正化計画を策定。国が27年度中に標準的な算定方式を示す（都道府県別の医療費の差の半減を目指す） 【再掲】（⇒30 i）				—	—

	取組事項/措置内容	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	⑦ 在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムを構築  第7期介護保険事業（支援）計画（2018～2020年度）に基づき、推進。  第7次医療計画（2018～2023年度）に基づき、推進。  ≪厚生労働省≫		→	→ 2023年度まで	○地域包括ケアシステム構築のために必要な介護インフラに係る第7期介護保険事業計画のサービスの見込み量に対する進捗状況（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護）【2020年度までに100%】  ○在宅医療を行う医療機関の数【増加】 ○在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業の実施保険者【2018年度までに100%】	○在宅サービスのサービス量進捗状況【2020年度までに100%】
	⑧ 人生の最終段階における医療の在り方を検討  【再掲】（⇒23 i、ii）				—	—
	⑨ かかりつけ医の普及の観点からの診療報酬上の対応や外来時の定額負担について検討  【再掲】（⇒51）				—	—
	⑩ 看護を含む医療関係職種の質評価・質向上や役割分担の見直しを検討  特定行為研修制度を着実に実施するとともに、地域医療介護総合確保基金に基づく新人看護職員研修をはじめとする研修の推進や看護系データベースの参加・利活用の推進を支援。  ≪厚生労働省≫				—	—

	取組事項/措置内容	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	⑪ 都道府県が行う病床再編や地域差是正の努力を支援するための取組					
	i 改革に取り組む都道府県を重点的に支援する観点からの地域医療介護総合確保基金の平成27年度からのメリハリある配分	病床の機能分化・連携に係る事業への重点的配分を継続して実施。 《厚生労働省》			—	—
	ii 医療費適正化計画の進捗状況等を踏まえた高確法第14条の診療報酬の特例の活用の在り方の検討					
	【再掲】 (⇒30 iii)				—	—
	iii 機能に応じた病床の点数・算定要件上の適切な評価、収益状況を踏まえた適切な評価など平成28年度診療報酬改定及び平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定における対応	2016年度診療報酬改定において、一般病棟に係る「重症度、医療・看護必要度」を見直し。 2018年度診療報酬改定において、入院医療評価体系について、基本的な医療の評価部分と診療実績に応じた段階的な評価部分を組み合わせた評価体系に再編・統合。				—
iv 都道府県の体制・権限の整備の検討						
【再掲】 (⇒26 iii)				—	—	
⑫ 全ての国民が自ら生活習慣病を中心とした疾病の予防、重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、特定健診等の受診率向上に取り組みつつ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築						
【再掲】 (⇒1、4、5、6)				—	—	
⑬ 国民健康保険において、保険者努力支援制度の趣旨を現行制度に前倒しで反映						
国民健康保険の保険者努力支援制度を2018年度より本格実施。				—	—	

	取組事項/措置内容	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	⑭ 保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化に係る制度設計					
	i 2018年度までに国民健康保険の保険者努力支援制度のメリハリの効いた運用方法の確立 【再掲】 (⇒17)				—	—
	ii 国民健康保険料に対する医療費の地域差の一層の反映 【再掲】 (⇒41)				—	—
	iii 健康保険組合等の後期高齢者支援金の加算・減算制度の運用面での強化 健康保険組合等の後期高齢者支援金における新たな指標の達成状況に応じた傾斜配分を、2018年度より実施。				—	—
	iv 医療保険の審査支払機関の事務費・業務の在り方 【再掲】 (⇒36 iii)				—	—
⑮ ヘルスケアポイント付与や保険料への支援になる仕組み等の個人に対するインセンティブ付与による健康づくりや適切な受診行動等の更なる促進 【再掲】 (⇒5)				—	—	

	取組事項/措置内容	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	⑯ セルフメディケーションの推進  【再掲】 (⇒13)				—	—
	⑰ 要介護認定率や一人当たり介護費の地域差を分析し、保険者である市町村による給付費の適正化に向けた取組を一層促す観点からの、制度的な対応も含めて検討  【再掲】 (⇒30 i、32、33)				—	—
	⑱ 高齢者のフレイル対策の推進  【再掲】 (⇒6、7)				—	—
	⑲ 「がん対策加速化プラン」を年内めどに策定し、がん対策の取組を一層推進  【再掲】 (⇒3 i、ii)				—	—
	⑳ 民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組について、健康経営の取組との連携も図りつつ、好事例を強力に全国展開  【再掲】 (⇒15、16)				—	—

	取組事項/措置内容	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	<p>㉑ 医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等</p> <p>i 障壁となっている規制がないか検証し必要な対応を検討・実施</p> <p>関係者のニーズ等に基づきグレーゾーン解消制度の活用を含め柔軟に対応。            &lt;&lt;厚生労働省&gt;&gt;</p>				<p>○好事例(の要素)を反映したデータヘルスの取組を行う保険者【100%】</p> <p>○データヘルスに対応する健診機関(民間事業者も含む)を活用する保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】</p>	
	<p>ii 事業運営の効率化等に関する民間事業者の知見や資金の活用を促進</p> <p>「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集」を活用し、取組を推進。            自治体が商工会等とも連携しつつ地域の保険外サービスについての説明会・体験会を実施することや、介護サービス情報公表システムの活用等により、ケアマネジャーや高齢者等に対し情報提供を推進する取組を支援。            &lt;&lt;厚生労働省&gt;&gt;</p>				<p>○健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】</p> <p>○健康保険組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業数【2020年度までに500社以上】</p> <p>○協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業数【2020年度までに3万社以上】</p> <p>○保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者数【2020年度までに100社以上】</p>	<p>○年間新規透析患者数【2028年度までに35,000人以下に減少】</p> <p>○糖尿病有病者の増加の抑制【2022年度までに1,000万人以下】</p> <p>○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数【2022年度までに2008年度と比べて25%減少】</p>
	<p>㉒ 介護人材の資質の向上と事業経営の規模の拡大やICT・介護ロボットの活用等による介護の生産性向上</p> <p>【再掲】            (⇒36vi (ICT・介護ロボットの活用)、⇒40ii (介護助手・保育補助者など多様な人材の活用)、⇒40iv (事業経営の規模の拡大))</p>				—	—

	取組事項/措置内容	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	⑳ マイナンバー制度のインフラ等を活用した取組					
	i 医療保険のオンライン資格確認の導入 【再掲】 (⇒36 i)				—	—
	ii 医療・介護機関等との間の情報連携の促進による患者負担軽減と利便性向上 【再掲】 (⇒36 ii)				—	—
	iii 医療等分野における研究開発の促進  プログラム・仕様の検討を行った上で、試験的運用を実施。  実現性の高いシステムについて本格運用開始。  《厚生労働省》				○「事前評価委員会」による学術的・行政的観点に基づく評価・採択と、「中間・事後評価委員会」による研究成果の検証及び採点に基づく、採択課題の継続率 【2019年度に100%】	○終了した研究に基づき発表された成果数（論文、学会発表、特許の件数など） 【前年度と同水準】
	㉑ 世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点からの検討					
i 高額療養費制度の在り方  高額療養費制度の見直しを2017年8月から段階的に実施。				—	—	
ii 医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方  【再掲】 (⇒53)				—	—	

	取組事項/措置内容	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	iii 高額介護サービス費制度の在り方 高額介護サービス費制度の見直しを2017年8月から実施。				—	—
	iv 介護保険における利用者負担の在り方 利用者負担割合について、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担を3割とする見直しを2018年8月から実施。				—	—
	㊸ 現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るための検討					
	i 介護納付金の総報酬割 介護納付金の総報酬割について、2017年度から段階的に実施。				—	—
	ii その他の課題 現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るためのその他の課題について、関係審議会等において検討。 《厚生労働省》				—	—
㊹ 医療保険、介護保険ともに、マイナンバーの活用等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて検討 【再掲】 (⇒52)				—	—	

	取組事項/措置内容	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	㉗	公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討				
	i	次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討  【再掲】（⇒59（軽度者に対する生活援助サービス））			—	—
	ii	医薬品や医療機器等の保険適用に際して費用対効果を考慮することについて平成28年度診療報酬改定において試行的に導入した上で、速やかに本格的な導入を目指す  【再掲】（⇒46 i）			—	—
	iii	生活習慣病治療薬等について、費用面も含めた処方の方針等の検討  【再掲】（⇒48 ii）			—	—
	iv	市販品類似薬に係る保険給付について見直しを検討  【再掲】（⇒54）			—	—
v	不適切な給付の防止の在り方について検討  不適切な給付の防止を徹底する観点から、医療指導監査に係る調査手法の改善等を図るため、医療指導監査業務実施要領を2018年10月に一部改定。			—	—	

	取組事項/措置内容	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	⑳ 後発医薬品に係る数量シェアの目標達成に向けて安定供給、信頼性の向上、情報提供の充実、診療報酬上の措置など必要な追加的措置を講じる  【再掲】（⇒49）				—	—
	㉑ 後発医薬品の価格算定ルールの見直しを検討  2018年度の長期収載品の薬価の見直しに伴い、上市から12年が経過した後発品については原則1価格帯に集約。				—	—
	㉒ 後発医薬品の価格等を踏まえた特許の切れた先発医薬品の保険制度による評価の仕組みや在り方等の検討  【再掲】（⇒46 iii）				—	—
	㉓ 基礎的な医薬品の安定供給、創薬に係るイノベーションの推進、真に有効な新薬の適正な評価等を通じた医薬品産業の国際競争力強化に向けた必要な措置の検討  【再掲】（⇒46 iii）				—	—

	取組事項/措置内容	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	③② 市場実勢価格を踏まえた薬価の適正化  【再掲】 (⇒46 ii)				—	—
	③③ 薬価改定の在り方について、その頻度を含め検討  【再掲】 (⇒46 ii)				—	—
	③④ 適切な市場価格の形成に向けた医薬品の流通改善  医療用医薬品の流通改善に関する懇談会の提言（2015年9月）に基づき、流通改善に取り組むとともに、当該懇談会において定期的に進捗状況を把握し、改善に向けた取組を推進。  《厚生労働省》				○医薬品のバーコード（販売包装単位及び元梱包装単位の有効期限、製造番号等）の表示率【2020年度までに100%】	○200床以上の病院における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【2020年度までに65%以上】  ○調剤薬局チェーン（20店舗以上）における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【2020年度までに65%以上】  ○妥結率【見える化】
	③⑤ 医療機器の流通改善及び保険償還価格の適正化を検討  医療機器の流通改善に関する懇談会において、関係団体及び個別企業への調査結果を踏まえ、改善が必要とされる問題点を整理し、対応策を検討。医療機器のコード化の進捗状況を定期的に把握する等、改善に向けた取組を推進。  《厚生労働省》				—	—

	取組事項/措置内容	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	<p>③6 かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す</p>	<p>服薬情報の一元的・継続的な把握等を行うかかりつけ薬剤師・薬局を推進。</p> <p>各都道府県等の先進・優良事例の取組を集めた事例集を作成し横展開を推進。</p> <p>《厚生労働省》</p>			<p>○「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数【2022年度までに60%】</p> <p>○各都道府県の、一人の患者が同一期間に3つ以上の医療機関から同じ成分の処方を受けている件数【見える化】</p> <p>○調剤報酬における在宅患者訪問薬剤管理指導料、介護報酬における居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費の算定件数【2021年度までに2017年度と比べて40%増加】</p>	<p>○重複投薬・相互作用等防止に係る調剤報酬の算定件数【2021年度までに2017年度と比べて20%増加】</p> <p>○地域包括ケアシステムにおいて過去1年間に平均月1回以上医師等と連携して在宅業務を実施している薬局数【2022年度までに60%】</p>
	<p>③7 平成28年度診療報酬改定において、保険薬局の収益状況を踏まえつつ、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証し、調剤報酬について、服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化、患者本意の医薬分業の実現に向けた見直し</p> <p>【再掲】（⇒47）</p>				—	—
	<p>③8 診療報酬改定における前回改定の結果・保険医療費への影響の検証の実施とその結果の反映及び改定水準や内容に係る国民への分かりやすい形での説明</p>	<p>診療報酬改定の内容について、中央社会保険医療協議会の答申時の個別改定事項の公開や説明会の開催により、広く国民に周知。</p>	<p>診療報酬改定の内容に係る分かりやすい周知方法について、引き続き検討。</p> <p>《厚生労働省》</p>			—

	取組事項/措置内容	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	⑳ 社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討					
	i マクロ経済スライドの在り方  マクロ経済スライドがその機能を発揮できるよう、その未調整分を翌年度以降の好況時に、合わせて調整する仕組みの導入（2018年4月～）や、賃金に合わせた年金額の改定（2021年4月～）により、現役世代の負担能力に応じた給付への見直しを実施（2016年に法案成立）。	マクロ経済スライドの在り方について、その機能の発揮に向け、2016年改正の効果を含め、検証を行う。  《厚生労働省》			—	—
	ii 短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大  【再掲】（⇒19）				—	—
	iii 高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方  【再掲】（⇒20）				—	—
iv 高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し	高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方について、高所得者の老齢基礎年金の支給停止、被用者保険の適用拡大の推進、標準報酬の上下限の在り方の見直しなど年金制度内における再分配機能の強化に関し、年金税制や他の社会保険制度の議論を総合的に勘案し、次期の財政検証に向けて、速やかに関係審議会等において検討を行い、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる。  個人所得課税について、総合的かつ一体的に税負担構造を見直す観点から、今後、政府税制調査会において、論点を整理しつつ、議論。  《厚生労働省・財務省》				—	—

	取組事項/措置内容	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	④⑩ 就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む	生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進。  《厚生労働省》				○就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2021年度までに50%】  ○「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）【2021年度までに45%】
	④⑪ 生活保護の適用ルールの実効かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化	頻回受診等に係る適正受診指導の徹底、生活保護受給者に対する健康管理支援の実施等により、医療扶助の適正化を推進。頻回受診者に対する窓口負担について、頻回受診対策に向けた更なる取組の必要性、最低生活保障との両立の観点なども踏まえつつ、いわゆる償還払いの試行も含めた方策の在り方について検討する。  生活保護受給者に対する健康管理支援の実施等に向けた必要な措置を講ずる。  生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進【再掲】  級地制度について、地域ごとの最低生活費を測るための適切な指標の検討を行い、速やかに抜本的な見直しを行う。  《厚生労働省》			○就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率【2021年度までに65%】  ○就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率の自治体ごとの状況【見える化】  ○医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【毎年度100%】  ○頻回受診対策を実施する自治体【毎年度100%】	○就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】  ○就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合の自治体ごとの状況【見える化】  ○「その他の世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】  ○生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【毎年度80%】  ○頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【2021年度において2017年度比2割以上の改善】
	④⑫ 平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し	生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進【再掲】  級地制度について、地域ごとの最低生活費を測るための適切な指標の検討を行い、速やかに抜本的な見直しを行う。【再掲】  《厚生労働省》				○生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】  ○後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】

	取組事項/措置内容	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	④③ 生活困窮者自立支援制度の着実な推進	<p>生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す。</p> <p>改正生活困窮者自立支援法に基づき、就労や家計をはじめとした様々な課題に対応できる包括的な支援体制の整備の推進を図ることにより、自立に向けた意欲の向上や日常生活面・社会生活面の改善を含め、就労・増収等を通じた生活困窮者の自立支援を推進。</p> <p>《厚生労働省》</p>			<p>○福祉事務所設置自治体による就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施率【見える化】</p> <p>○自立生活のためのプラン作成件数【毎年度年間新規相談件数の50%】</p> <p>○自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【毎年度プラン作成件数の60%】</p> <p>○自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2021年度までに25万件】</p> <p>○自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ（連絡・調整や同行等）件数【見える化】</p> <p>○任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施率【見える化】</p>	<p>○生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数【見える化】</p> <p>○就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【毎年度75%】</p> <p>○自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合【2021年度までに90%】</p>
	④④ 雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討	<p>2017年度から2019年度までの3年間に限り、雇用保険の保険料率を2/1000引き下げ、国庫負担を本来負担するべき額の10%に相当する額とした。</p> <p>《厚生労働省》</p>			—	—

### 3. 社会資本整備等

# 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 公共投資における効率化・重点化と担い手確保</p> <p><b>【指標】</b> i-Constructionについて、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスにおける建設現場の生産性を2025年度までに2割向上することを目指す</p> <p>また、インフラメンテナンスについて、予防保全型のメンテナンスの推進等により、中長期のトータルコストの抑制を目指す</p>	<p>○ICT土工の累積件数(国及び地方公共団体)：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○ICTの活用対象：橋梁・トンネル・ダム工事や維持管理を含む全てのプロセスに拡大</p>	<p>1. ICTの活用 (i-Constructionの推進)</p>
	<p>○インフラ・データプラットフォームの活用累積件数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○インフラ・データプラットフォーム：2019年度までに構築・分析の試行を実施 ※2019年度の改革工程表において、データのカバー率や連携の広さを示すKPIを設定する。</p>	<p>2. インフラデータの有効活用 (i-Constructionの推進)</p>
	<p>○4～6月期の平均稼働金額・件数と当該年度の平均稼働金額・件数の比率：目標設定はせずモニターする [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○地域単位での発注見通しの統合・公表に参加する団体の割合：毎年度増加(国・都道府県※)、毎年度増加(市区町村) [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ※2019年度の改革工程表において、地域単位での発注見通しの統合・公表に参加する国・都道府県の割合を100%とする目標年度を設定する。 【参考】H30.5時点の参加団体割合 国・都道府県：84%、市区町村：51%</p>	<p>3. 施工時期の平準化 (i-Constructionの推進)</p>
	<p>○建設技能者の処遇改善を図りつつ、建設市場の労働需要に応えられる建設技能者の確保：目標は設定せず、建設技能者に係る各種指標をモニターする [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○建設業許可業者の社会保険への加入率：2019年度を目途に100%</p> <p>○国及び都道府県における週休2日工事の導入：2019年度までに100%</p> <p>○建設キャリアアップシステムへの建設技能者の加入数：2023年度末まで全ての建設技能者が加入</p> <p>○女性技術者・技能者数：2019年を目途に2014年比で倍増</p>	<p>4. 中長期的な担い手の確保</p>

# 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 公共投資における効率化・重点化と担い手確保</p> <p><b>【指標】</b> i-Constructionについて、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスにおける建設現場の生産性を2025年度までに2割向上することを目指す</p> <p>また、インフラメンテナンスについて、予防保全型のメンテナンスの推進等により、中長期のトータルコストの抑制を目指す</p>	<p>○社会資本整備重点計画において設定されている重点施策の達成状況を測定するための指標と同じ</p>	<p>○「政策評価に関する基本計画」に定められた評価対象となる個別公共事業の事前評価・事後評価の実施率（直轄事業・補助事業）：100%</p>	<p>5. 重点プロジェクトの明確化と官民資金の重点化、ストック効果最大化</p>
	<p>○包括的民間委託・共同処理を導入した累積自治体数：毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】</p>	<p>○包括的民間委託・共同処理をテーマにした勉強会等への参加自治体数：2020年度末までに20者</p>	<p>6. 効率的・効果的な老朽化対策の推進</p>
	<p>○国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合：2020年頃までに20%</p>	<p>○新技術の現場試行累積数：毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】</p> <p>○インフラメンテナンス国民会議に参加する会員数：2020年末までに2000者</p>	
	<p>○総合管理計画において効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表した累積地方自治体数：毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】</p>	<p>○インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2020年度末までに100%</p>	<p>7. インフラ維持管理・更新費見通しの公表</p>
	<p>○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】</p>	<p>○個別施設計画の策定率：2020年度末までに100%</p>	<p>8. 総合管理計画・個別施設計画の策定支援</p>
		<p>○総合管理計画の見直し策定率：2021年度末までに100%</p>	<p>9. 総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開</p>

## 社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

政策目標	K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	取組
<p>【アンブレラ】 PPP/PFIの推進</p> <p>【指標】 2013年度～2022年度の10年 間でのPPP/PFIの事業 規模（契約期間中の総収入） 21兆円を目指す</p>	<p>○コンセッション事業、収益型事業及び公 的不動産利活用事業の導入件数：「PPP /PFI推進アクションプラン」に定める 目標と同じ</p>	<p>○優先的検討規程に基づき新たなPPP/ PFI事業の検討を実施した団体数：2019 年度末までに47団体</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラッ トフォームを含む）を活用してPPP/P FI事業の導入可能性調査等を実施した地 方公共団体数：2018年度～2020年度に200 団体</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラッ トフォームを含む）に参画する地方公共団 体数：2018年度～2020年度に600団体</p> <p>○優先的検討規程に基づき新たなPPP/ PFI事業の検討を実施した団体数：2019 年度末までに47団体</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラッ トフォームを含む）を活用してPPP/P FI事業の導入可能性調査等を実施した地 方公共団体数：2018年度～2020年度に200 団体</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラッ トフォームを含む）に参画する地方公共団 体数：2018年度～2020年度に600団体</p>	<p>10. PPP/PFI推進アク ションプランの推進</p> <p>11. 優先的検討規程の策定・運 用</p> <p>12. PPP/PFI推進のため の地方公共団体への支援</p>

# 社会資本整備等 3. 人口減少時代に対応したまちづくり

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 人口減少時代に対応したまちづくり</p> <p><b>【指標】</b> 市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数を、2020年までに評価対象都市の2/3とすることを目指す</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>13. スマートシティの推進</p>
	<p>○立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数：2020年までに評価対象都市の2/3</p>	<p>○立地適正化計画を作成した市町村数：2020年末までに300市町村</p>	<p>14. 立地適正化計画の作成・実施の促進</p>
	<p>○地方部（三大都市圏を除く地域）における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員：減少率を毎年低下 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ※地域交通フォローアップ・イノベーション検討会の結論を踏まえ適宜修正</p>	<p>○地域公共交通網形成計画の策定件数：2020年度末までに500件</p>	<p>15. 地域公共交通網形成計画の作成・実施の促進</p>
	<p>○都市計画道路の見直しを行った市町村数の割合：2023年度末までに90%</p>	<p>○都市計画道路の見直しの検討に着手した市町村数の割合：2023年度末までに100%</p>	<p>16. 都市計画道路の見直し</p>

# 社会資本整備等 3. 人口減少時代に対応したまちづくり

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 人口減少時代に対応したまちづくり</p> <p><b>【指標】</b> 市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数を、2020年までに評価対象都市の2/3とすることを旨とする</p>	<p>○賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数：2025年において400万戸程度におさえる。</p> <p>○既存住宅流通の市場規模：2025年までに8兆円</p>	<p>○空き家・空き店舗等の再生による新たな投資：2017年から2022年までで約500億円</p> <p>○空家等対策計画を策定した市区町村数の割合：2025年末までにおおむね8割</p> <p>○低未利用土地権利設定等促進計画の作成件数：2023年度末までに約35件</p> <p>○立地誘導促進施設協定の締結数：2023年度末までに約25件</p> <p>○不動産価格指数を掲載するホームページのアクセス件数：2020年度に125,000件</p> <p>○インスペクションを受けた既存住宅売買瑕疵保険の加入割合：2025年までに20%</p>	<p>17. 既存ストックの有効活用</p>
	<p>○国有地の定期借地件数：目標は設定せず、モニターする【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】</p>	<p>○固定資産台帳の更新状況：毎年度100%</p>	
	<p>○国公有財産の最適利用プランを策定した数：目標は設定せず、モニターする【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】</p>	<p>○市区町村等との間で設置した協議会の数：増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】</p>	
	<p>○長期相続登記等未了土地が解消された数：毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】</p>	<p>○市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う、長期相続登記等未了土地の解消作業に着手した数：2020年度末までに約140,000筆</p>	
	<p>○変則的な登記がされている土地が解消された数：毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】</p>	<p>○市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う、変則的な登記がされている土地の解消作業に着手した数：2020年度末までに約15,000筆</p>	
	<p>○地域福利増進事業における利用権の設定数：2019年6月から10年間で累計100件</p>	<p>○所有者不明土地の収用手続きに要する期間（収用手続きへの移行から取得まで）：2019年6月以降に手続きを開始したものは約21か月（約1/3短縮）</p>	<p>18. 所有者不明土地の有効活用</p>
	<p>○全農地面積に占める担い手の利用面積のシェア：2023年度末までに8割</p>	<p>○新制度による所有者不明農地の活用面積：毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】</p>	
	<p>○私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積の割合：2028年度末までに5割</p>	<p>○新たな制度の下で林地の集積・集約化に取り組んだ市町村の割合：2019年度までに5割</p>	

# 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

公共投資における効率化・重点化と担い手を確保するため、i-Constructionの推進、中長期的な担い手確保に向けた取組、費用便益分析、効率的・効果的な老朽化対策等に取り組む。i-Constructionについて、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスにおける建設現場の生産性を2025年度までに2割向上することを目指す。また、インフラメンテナンスについて、予防保全型のメンテナンスの推進等により、中長期のトータルコストの抑制を目指す。

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	<b>1 ICTの活用（i-Constructionの推進）</b> 建設現場の生産性を2025年度までに2割向上を目指し、i-Constructionを推進する。こうした新技術の活用により、コスト削減を含め、公共事業の効率化を実現する。	橋梁・トンネル・ダム工事や維持管理を含む全てのプロセスにICT活用の対象を拡大する。また、生産性向上に関する効果の把握、KPIの達成に向けたプロセスについて検討する。《国土交通省》	港湾工事における基礎工・ブロック据付工等にICT活用を拡大する。また、生産性向上に関する効果の把握、KPIの達成に向けたプロセスについて検討する。	各種マニュアル・手引きを改正し、現場でのICTの活用を促進する。また、生産性向上に関する効果の把握、KPIの達成に向けたプロセスについて検討する。	○ICTの活用対象：橋梁・トンネル・ダム工事や維持管理を含む全てのプロセスに拡大	○ICT土工の累積件数（国及び地方公共団体）：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	<p>2 インフラデータの有効活用（i-Constructionの推進）</p> <p>官民研究開発投資拡大プログラム等を活用しつつ、インフラデータプラットフォームの構築やデータのオープン化・3次元化、デジタルデータ化の徹底大学や企業等と連携したオープンイノベーションによるロボット、AI等の先進技術の実装を進める。こうした新技術の活用により、コスト削減を含め、公共事業の効率化を実現する。</p> <p>〔 データプラットフォーム 〕</p> <p>〔 研究開発の推進 〕</p>	<p>社会資本に関する様々な情報について、自治体や民間事業者等とのデータ連携を推進し、社会資本情報プラットフォームのデータの充実を図る。また、測量・調査から設計、施工、維持管理に至る建設生産プロセス全体を3次元データで繋ぎ、得られたデータを位置情報で紐付け、一元的に管理するデータ基盤として、インフラ・データプラットフォームの構築・分析の試行を実施する。《国土交通省》</p> <p>官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）を推進し、民間研究開発投資誘発効果が高い領域等へ各省施策を誘導する。（2018年度はインフラ・データプラットフォーム構築に対して予算を配分）《内閣府》</p>	<p>試行したインフラデータプラットフォームをアセットマネジメントや施工管理の高度化等に活用する。</p> <p>制度創設3年後となる2020年度末までに中間評価を実施する。</p>	<p>気象・防災データや交通・物流データ等の様々なデータと連携し、AI等の活用に施工や維持管理の高度化、民間や自治体のデータとの連携による都市や地域の課題解決への活用を目指す。</p> <p>中間評価を踏まえ、必要な見直しを行い、官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）の活用を更に推進する。</p>	<p>○インフラ・データプラットフォーム：2019年度までに構築・分析の試行を実施 ※2019年度の改革工程表において、データのカバー率や連携の広さを示すKPIを設定する。</p>	<p>○インフラ・データプラットフォームの活用累積件数：毎年度増加 〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p>

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	<p><b>3 施工時期の平準化（i-Constructionの推進）</b>          公共工事の施工時期について、年度を通じた平準化の取組推進に向け、数値目標の設定等を促し、こうした取組によって、人材の確保、稼働率の改善を推進するとともに、コスト低下の実態を国及び地方の積算単価に段階的に反映する。</p>	<p>国においては、国庫債務負担行為の積極的な活用を推進し、地方公共団体においては、発注者見通しの統合・公表に参加しない団体に対し、参加を要請する。《国土交通省》</p>	<p>国においては国庫債務負担行為の積極的な活用を引き続き推進し、地方公共団体に対しては、先進的な取組をまとめた平準化の取組事例集の拡充を図る。</p>	<p>国庫債務負担行為の継続的な活用、地方公共団体に対しては、各団体の平準化の状況を踏まえ、取組の要請を強化する。</p>	<p>○地域単位での発注見通しの統合・公表に参加する団体の割合：毎年度増加（国・都道府県※）、毎年度増加（市区町村）          [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]          ※2019年度の改革工程表において、地域単位での発注見通しの統合・公表に参加する国・都道府県の割合を100%とする目標年度を設定する。          【参考】H30.5時点の参加団体割合          国・都道府県：84%、市区町村：51%</p>	<p>○4～6月期の平均稼働金額・件数と当該年度の平均稼働金額・件数の比率：目標設定はせずモニターする          [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I		
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層	
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	4 中長期的な担い手の確保 長期的に現場の担い手を確保するため、社会保険加入対策や適切な賃金水準の確保、週休2日制の実現、長時間労働の是正などの働き方改革等を進める。  [ 技能労働者の処遇改善 ]  [ 働き方改革 ]  [ 人材育成 ]	下請負人まで社会保険加入を徹底し、着実に法廷福利費を行き渡らせるため、社会保険制度に関する説明会等を開催する。《国土交通省》  週休2日制や長時間労働の実態把握を行い、現場労働時間の短縮・平準化につながる環境整備等を通じた働き方改革を推進し、担い手の入職・定着を推進する。《国土交通省》  「建設キャリアアップシステム」の円滑な運用と周知・普及を図るとともに、職種毎の特性に応じた建設技能者の能力評価基準づくりを促進するための説明会等の開催する。《国土交通省》  女性の更なる活躍を推進するため、「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」(H26.8策定)の総括、新計画の策定を行う。《国土交通省》	社会保険未加入企業に対し建設業許可・更新を認めない仕組みの運用状況等を踏まえ、必要な対策を検討し実施する。  「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の周知・徹底、及び必要に応じた改訂を実施する。  システムの加入促進を図るとともに、能力評価基準の普及・拡大に向けた取組を実施。	引き続き、社会保険加入の徹底・定着を図っていくための取組を推進する。  関係制度の改正を見据え、必要な対策を講ずる。  システムの更なる加入促進を図るとともに、建設技能者の能力評価制度の構築等を通じた処遇改善の促進。	引き続き、女性活躍を推進するため新計画に基づく取組を推進する。	○建設業許可業者の社会保険への加入率：2019年度を目途に100%  ○国及び都道府県における週休2日工事の導入：2019年度までに100%  ○建設キャリアアップシステムへの建設技能者の加入数：2023年度末まで全ての建設技能者が加入  ○女性技術者・技能者数：2019年を目途に2014年比で倍増	○建設技能者の処遇改善を図りつつ、建設市場の労働需要に応えられる建設技能者の確保：目標は設定せず、建設技能者に係る各種指標をモニターする[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	<b>5 重点プロジェクトの明確化と官民資金の重点化、ストック効果最大化</b> 2020年のインバウンド目標（4000万人）の先を見据えた供給能力増強等の受入環境整備、ストック効果の高い国際競争力の強化や国土強靱化、防災・減災等の分野で重点的に取り組むプロジェクトを明確化し、既存インフラの有効活用やソフト対策によりストック効果を最大化するとともに、厳格な費用便益分析を行うなど定量的・客観的データに基づきPDCAを回す。					
	[ ストック効果の評価手法の検討 ]	事業実施後に、ストック効果の発現状況を多面的に計測するための指標等を用いて、定量的・客観的に効果を把握するとともに、事業の改善点等の工夫・教訓をアーカイブ化し、これらの知見をPDCAサイクルに活用。《関係省庁》	ストック効果の把握の検討、アーカイブ化等の取組を行う。	引き続き、ストック効果の把握の検討、アーカイブ化等の取組を行う。	○「政策評価に関する基本計画」に定められた評価対象となる個別公共事業の事前評価・事後評価の実施率（直轄事業・補助事業）：100%	○社会資本整備重点計画において設定されている重点施策の達成状況を測定するための指標と同じ
	[ 公共事業における事業評価 ]	評価対象事業に関する効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、評価自体の効率性にも配慮しつつ、事業評価を実施する。《関係省庁》	事業主体における効率的な評価が行われるよう、より一層充実した評価手法の検討を進める。	引き続き、事業主体における効率的な評価が行われるよう、より一層充実した評価手法の検討を進める。		
[ 地方公共団体が行う交付金事業に関する評価の検討 ]	地方公共団体におけるより効果的な取組を促進するよう、一定の線引きを行った上でのB/Cの算出の要件化や定量的指標の設定と達成状況等の「見える化」など、政策目的の実現性を評価する取組を検討する。《関係省庁》	地方公共団体におけるより効果的な取組を促進するよう、政策目的の実現性を評価する取組を推進するとともに、自治体における活用状況をフォローアップする。	引き続き、地方公共団体におけるより効果的な取組を促進するよう、政策目的の実現性を評価する取組を推進するとともに、自治体における活用状況をフォローアップする。			

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	6 効率的・効果的な老朽化対策の推進 長寿命化を徹底し、地方の単独事業も含め、効率的・効果的に老朽化に対応する。					
	〔自治体の体制強化〕	管理者、担い手、地域にとってメリットを享受できる三方よしを実現するため、包括的民間委託・共同処理に係る適切な実施方法を検討する。《国土交通省》	包括的民間委託・共同処理を促進するため、地方自治体を対象とした勉強会等を開催する。	取組事例の横展開等により、地方自治体の包括的民間委託・共同処理の実施を更に促進する。	○包括的民間委託・共同処理をテーマにした勉強会等への参加自治体数：2020年度末までに20者	○包括的民間委託・共同処理を導入した累積自治体数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]
	〔新技術の導入促進〕	インフラメンテナンス国民会議等における現場検証試験・実装化等の支援、自治体に対する新技術紹介などにより、メンテナンス分野での新技術の導入を促進する。《国土交通省》	2019年から現場試行を予定している「インフラ維持管理における革新的技術の導入加速化・横断的展開事業」での試行結果を評価・横展開し、広域的・自治体横断的な新技術導入も促進する。	これまでの現場での実施状況を踏まえ、標準化可能な新技術は標準化を図り、メンテナンス分野での更なる新技術導入を促進する。	○新技術の現場試行累積数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]	○国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合：2020年頃までに20%
〔インフラメンテナンス国民会議〕	インフラメンテナンス国民会議において、インフラメンテナンス大賞の周知を図る等、先進・優良事例の横展開を図るとともに、10の地方フォーラムでの活動内容の充実を図る。また、会員の発意により取扱うテーマの拡大を図るなど、より会員のニーズを踏まえた会議内容の充実及び会議の自律的活動の実現を目指す。《国土交通省》	インフラメンテナンス国民会議の内容の充実を図り、先進・優良事例の横展開等を推進する。	引き続き、インフラメンテナンス国民会議の内容の充実を図り、先進・優良事例の横展開等を推進する。	○インフラメンテナンス国民会議に参加する会員数：2020年末までに2,000者		

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	7 インフラ維持管理・更新費見通しの公表 長寿命化等による効率化の効果も含め、できる限り早期に、インフラ所管省は、中長期的なインフラ維持管理・更新費見通しを公表する。また、地方公共団体が3年以内に長寿命化等による効率化効果を示すよう促す。					
	〔 総合管理計画 〕	公共施設等総合管理計画の主たる記載項目をまとめた一覧表を活用した中長期の住民一人当たりインフラ維持管理・更新費の見通しの「見える化」を推進（改訂に当たっての留意点等に沿って改訂・公表した団体分から順次実施）《総務省》	公共施設等総合管理計画の主たる記載項目をまとめた一覧表を活用し、「見える化」を推進する。	引き続き、公共施設等総合管理計画の主たる記載項目をまとめた一覧表を活用し、「見える化」を推進する。		
	〔 学校施設 〕	公表済（2012年度） 手引きや解説書を用いた講習会を通じて、地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援する。《文部科学省》	地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援する。	引き続き、地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援する。	○インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2020年度末までに100%	○総合管理計画において効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表した累積地方自治体数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]
	〔 社会教育施設、文化施設 〕	「社会教育統計」等により、社会教育・文化施設の設置数等を把握する。《文部科学省》	効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費に関する情報を公表し、地方自治体による公表を支援する。	地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援する。		
〔 スポーツ施設 〕	「体育・スポーツ施設現況調査」により、スポーツ施設の設置数等を把握する。《文部科学省》	効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費を公表するとともに、ガイドラインを活用して、地方自治体による公表を支援する。	地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援する。			

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	〔 水道 〕	水道全体の効率化の効果を含めた維持管理・更新費の見通しを公表するとともに、アセットマネジメントの手引きを改定し、長寿命化等による効率化効果の算定方法を提示することで、地方公共団体による公表について支援する。《厚生労働省》	地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援する。	引き続き、地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援する。	○インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2020年度末までに100%	○総合管理計画において効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表した累積地方自治体数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]
	〔 福祉施設 〕	効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表に向けた作業を実施する。《厚生労働省》	効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表するとともに、LCCの考え方等を提示し、地方自治体による公表を支援する。	地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援する。		
	〔 医療施設 〕	効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表に向けた作業を実施する。《厚生労働省》	効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表するとともに、LCCの考え方等を提示し、地方自治体による公表を支援する。	地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援する。		
	〔 農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設 〕	長寿命化等による効率化の効果も含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表に向けた作業を実施する。《農林水産省》	長寿命化等による効率化の効果も含めたインフラ維持管理・更新費の見通しを公表するとともに、LCCの考え方等を提示し、地方公共団体による公表を支援する。	地方自治体による効率化の効果も含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援する。		
	〔 道路（橋梁）、道路（トンネル）、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設 〕	長寿命化等による効率化の効果も含めたインフラ維持管理・更新費見通しについて、2018年11月30日に公表した。また、維持管理・更新費の見通しの標準的な算定方法等を示し、地方公共団体による公表を支援する。《国土交通省》	地方自治体による効率化の効果も含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援する。	引き続き、地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援する。		
〔 一般廃棄物処理施設 〕	長寿命化等による効率化の効果も含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表するとともに、LCCの考え方等を提示し、地方自治体による公表を支援する。《環境省》	地方自治体による効率化の効果も含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援する。	引き続き、地方自治体による効率化の効果も含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援する。			

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	8 総合管理計画・個別施設計画の策定支援 「個別施設計画」を踏まえ、2021年度までに「公共施設等総合管理計画」の見直し・充実を進める。「個別施設計画」の策定率の低い分野については、関係府省が実効的な計画策定を支援する。	総合管理計画の見直し・充実、個別施設計画策定、計画の実行に向け、長寿命化・統廃合・広域化等の今後の選択肢を判断するにあたってのベンチマークをガイドラインで示すなど、地方自治体へ支援を実施する。また、個別施設計画等に基づく集約・再編、廃止等の状況を毎年度点検し、フォローアップを行うとともに、集約化・複合化等による成果事例の収集・周知を行う。《関係省庁》 ※策定率の低い分野（2018年度末時点の策定率が30%未満）における具体的支援策は下記のとおり。	総合管理計画の見直し・充実、2020年度末までの個別施設計画策定、計画の実行に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施するとともに、集約・再編、廃止等の状況を毎年度点検し、フォローアップを行う。また、関係省庁の地方自治体への支援状況（ベンチマークをガイドラインで示すなど）のフォローアップを行う。	2021年度末までの総合管理計画の見直し・充実、計画の実行に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施するとともに、集約・再編、廃止等の状況を毎年度点検し、フォローアップを行う。	○個別施設計画の策定率：2020年度末までに100%  ○総合管理計画の見直し策定率：2021年度末までに100%	○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]
	[ 全体計画 ]	学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）策定に係る解説書を周知するとともに、公立学校施設整備費について、個別施設計画の策定状況を総合的に考慮し事業採択する。 《文部科学省》	2020年度末までの個別施設計画策定に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施するとともに、進捗が遅れがみられる場合には、必要な改善策を講じる。	個別施設計画の充実に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施する。		
	[ 学校施設 ]	個別施設計画の策定状況を把握し、地方公共団体に策定を促すよう周知する。 《文部科学省》	2020年度末までの個別施設計画策定に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施するとともに、進捗が遅れがみられる場合には、必要な改善策を講じる。	個別施設計画の充実に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施する。		
	[ 社会教育・文化施設 ]					

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	〔スポーツ施設〕	スポーツ施設のストック適正化ガイドラインを周知するとともに、学校施設環境改善交付金（社会体育施設整備事業）について、個別施設計画の策定状況等を総合的に考慮し事業採択する。 個別施設計画の策定状況や他の地方公共団体の参考となる集約化・複合化等の取組を把握しつつ、個別施設計画を策定中の地方公共団体を中心に必要な支援策を講ずる。 《文部科学省》	2020年度末までの個別施設計画策定に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施するとともに、進捗が遅れがみられる場合には、必要な改善策を講じる。	個別施設計画の充実に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施する。	○個別施設計画の策定率：2020年度末までに100%  ○総合管理計画の見直し策定率：2021年度末までに100%	○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕
	〔福祉施設〕	個別施設計画未策定の地方自治体に向け、計画策定のため、参考事例を周知する。《厚生労働省》	2020年度末までの個別施設計画策定に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施するとともに、進捗が遅れがみられる場合には、必要な改善策を講じる。	個別施設計画の充実に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施する。		
	〔医療施設〕	地方自治体ごとの個別施設計画の策定状況を公表する。また、先進・優良事例の横展開を行う。《厚生労働省》	2020年度末までの個別施設計画策定に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施するとともに、進捗が遅れがみられる場合には、必要な改善策を講じる。	個別施設計画の充実に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施する。		
	〔地すべり防止施設〕	・個別施設計画策定に対して農村地域防災減災事業で支援。 ・未策定地区のある道府県に対し、2017年に作成した手引きを活用して効率的・効果的に計画を策定した事例を紹介。 ・特に進捗の遅い県に対して直接指導を行う。《農林水産省》	2020年度末までの個別施設計画策定に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施するとともに、進捗が遅れがみられる場合には、必要な改善策を講じる。	個別施設計画の充実に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施する。		
	〔漁業集落環境施設〕	先進事例・優良事例の充実などによるガイドラインの改正等を行うとともに、個別施設計画未策定の地方自治体に対し、ガイドラインの説明会等を行う。《農林水産省》	2020年度末までの個別施設計画策定に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施するとともに、進捗が遅れがみられる場合には、必要な改善策を講じる。	個別施設計画の充実に向け、地方自治体へ引き続き支援を実施する。		

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	9 総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開 「公共施設等総合管理計画」の「見える化」について、公営企業施設に係る記載などを含め、その内容を充実させる。 「個別施設計画」について、地方公共団体ごとの計画策定状況や長寿命化等の対策の有無等を「見える化」し、先進・優良事例の横展開を行う。					
	〔 総合管理計画 〕	<p>総合管理計画の主たる記載内容等の一覧表において、公営企業施設について全ての施設類型（上下水道、病院など）ごとに記載する、将来の人口の見通しや維持管理・更新・修繕等の経費の今後の推計、延床面積に関する目標などの総合管理計画の主たる記載項目を、有形固定資産減価償却率や毎年度の取組内容と併せて横比較できるように各地方公共団体を統合したものを総務省ホームページで公表する。財政状況資料集において、固定資産台帳の整備に合わせて、経年比較や類似団体比較を実施した上で、わかりやすくグラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表する、など「見える化」を推進《総務省》</p> <p>・学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）に関する地方公共団体の事例を紹介する講習会を開催することにより、各自治体における長寿命化計画の策定を推進する。 ・社会教育施設の複合化・集約化に関する事例を研修会等で周知する。 ・スポーツ施設の個別施設計画策定を通じた集約・複合化等推進事業を実施し、その成果等を公表する。《文部科学省》</p>	「見える化」された情報を参考に、地方公共団体における総合管理計画の見直し・充実を推進するとともに、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。	引き続き、「見える化」された情報を参考に、地方公共団体における総合管理計画の見直し・充実を引き続き推進するとともに、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。	○個別施設計画の策定率：2020年度末までに100% ○総合管理計画の見直し策定率：2021年度末までに100%	○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕
	〔 水道 〕	個別施設計画について計画策定状況等を公表し、横展開を図るため、先進・優良事例をとりまとめる。《厚生労働省》	個別施設計画の策定・見直し状況を踏まえ、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。	引き続き、個別施設計画の策定・見直し状況を踏まえ、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。		

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	〔福祉施設〕	地方自治体ごとの個別施設計画の策定状況を公表する。また、参考事例を周知する。《厚生労働省》	個別施設計画の策定・見直し状況を踏まえ、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。	引き続き、個別施設計画の策定・見直し状況を踏まえ、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。	○個別施設計画の策定率：2020年度末までに100% ○総合管理計画の見直し策定率：2021年度末までに100%	○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕
	〔医療施設〕	地方自治体ごとの個別施設計画の策定状況を公表する。また、先進・優良事例の横展開を行う。《厚生労働省》	個別施設計画の策定・見直し状況を踏まえ、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。	引き続き、個別施設計画の策定・見直し状況を踏まえ、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。		
	〔農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設〕	地方自治体ごとの個別施設計画の主たる内容を記載した一覧表を公表する。また、先進・優良事例を取りまとめた事例集を作成し、横展開する。《農林水産省》	個別施設計画の策定・見直し状況を踏まえ、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。	引き続き、個別施設計画の策定・見直し状況を踏まえ、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。		
	〔道路（橋梁）、道路（トンネル）、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅〕	地方自治体ごとの個別施設計画の主たる内容を記載した一覧表を公表する。また、先進・優良事例をとりまとめた事例集を作成し、横展開する。《国土交通省》	個別施設計画の策定・見直し状況を踏まえ、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。	引き続き、個別施設計画の策定・見直し状況を踏まえ、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。		

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	<p>〔 一般廃棄物処理施設 〕</p> <p>〔 総合管理計画・個別施設計画の策定状況 〕</p>	<p>地方自治体ごとの個別施設計画の主たる内容を記載した一覧表を公表する。また、先進・優良事例を取りまとめた事例集を作成し、横展開する。《環境省》</p> <p>地方公共団体ごとの総合管理計画及び全ての個別施設計画の策定状況を記載した一覧表を公表する。《内閣官房、関係省庁》</p>	<p>個別施設計画の策定・見直し状況を踏まえ、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。</p> <p>総合管理計画・個別施設計画の策定状況についての一覧表を更新する。</p>	<p>引き続き、個別施設計画の策定・見直し状況を踏まえ、計画の実行状況の把握・見える化・横展開及び計画の実行を推進する。</p> <p>引き続き、総合管理計画・個別施設計画の策定状況についての一覧表を更新する。</p>	<p>○個別施設計画の策定率：2020年度末までに100%</p> <p>○総合管理計画の見直し策定率：2021年度末までに100%</p>	<p>○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p>

# PPP/PFIの推進

民間の資金・ノウハウを最大限活用するとともに、公的負担の最小化を図るため、「PPP/PFI推進アクションプランに基づき、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進するとともに、地方公共団体等がPPP/PFIに取り組みやすい方策等を講じる。これらにより、2013年度～2022年度の10年間でPPP/PFIの事業規模（契約期間中の総収入）21兆円を目指す。

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			KPI	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
PPP/PFIの推進	10 PPP/PFI推進アクションプランの推進 「PPP/PFI推進アクションプラン」に基づき、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進する。					
	〔 PPP/PFI推進アクションプラン 〕	施策の進捗状況（導入件数・事業規模）や導入により見込まれる歳出削減効果等についてフォローアップ（集計・公表）を行うとともに、アクションプラン前期5年のレビューの結果等を踏まえ、更なる推進に向けたアクションプラン改定を行う。《内閣府、関係省庁》	施策の進捗状況等のフォローアップを行い、現状の把握と課題の検討をし、必要に応じてアクションプランを見直すことにより、更なる推進を図る。	引き続き、施策の進捗状況等のフォローアップを行うなど、PPP/PFIの活用を推進する。	○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数：2019年度末までに47団体	○コンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ
	〔 水道 〕	新たな許可制度の運用について官民連携推進協議会等の場において周知するなど、改正水道法の趣旨を踏まえた取組を推進する。《厚生労働省》	四半期ごとに取組状況のフォローアップを行い、現状の把握と課題の検討を行い、水道におけるPPP/PFIの活用を推進する。	引き続き、施策の進捗状況等のフォローアップを行うなど、PPP/PFIの活用を推進する。	○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数：2018年度～2020年度に200団体	
〔 下水道 〕	PPP/PFI推進アクションプランの数値目標である6件について、フォローアップを続け、実施方針の策定完了を目指す。《国土交通省》	四半期ごとに取組状況のフォローアップを行い、現状の把握と課題の検討し、下水道におけるPPP/PFIの活用を推進する。	引き続き、施策の進捗状況等のフォローアップを行うなど、PPP/PFIの活用を推進する。	○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）に参画する地方公共団体数：2018年度～2020年度に600団体		

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
P P P / P F I の 推 進	<p>〔 空港 〕</p> <p>〔 交付金事業・補助金事業 〕</p>	<p>北海道における7空港でのコンセッションの導入について、イコールフットイングの確保や特定地方管理運営者制度の活用のために必要な事項の検討などの必要な施策も実施した上で運営権者選定を図る。《国土交通省》</p> <p>公営住宅、下水道、都市公園について、交付金事業の実施又は補助金採択の際、PPP/PFIの一部要件化の実施・適用を行うとともに、その他の事業についても、優先規程の検討を行う。《関係省庁》</p>	<p>地域活性化に資するため、PPP/PFI推進アクションプランに掲げられた措置等により、空港コンセッションの導入を促進する。</p> <p>取組状況を踏まえ、一部要件化の実施・適用を行うとともに、その他の事業についても、優先規程の検討を行う。</p>	<p>引き続き、PPP/PFI推進アクションプランに掲げられた措置等により、空港コンセッションの導入を促進する。</p> <p>取組状況を踏まえ、引き続き一部要件化の実施・適用を行うとともに、その他の事業についても、優先規程の検討を行う。</p>	<p>○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数：2019年度末までに47団体</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数：2018年度～2020年度に200団体</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）に参画する地方公共団体数：2018年度～2020年度に600団体</p>	<p>○コンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ</p>
	<p>11 優先的検討規程の策定・運用</p> <p>地方公共団体における実効ある優先的検討の運用をはじめとするPPP/PFIの実施支援を行う。</p>	<p>優先的検討規程の策定・運用状況の「見える化」、フォローアップ等を通じた人口規模に応じた課題・ノウハウの抽出と横展開により、①策定済の団体における的確な運用、②人口20万人以上で未策定の地方公共団体における速やかな策定、③地域の実情や運用状況、先行事例を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への適用拡大を図る。《内閣府、総務省、関係省庁》</p>	<p>優先的検討規程の策定・運用の推進を通じ、PPP/PFIの推進を図る。</p>	<p>引き続き、優先的検討規程の策定・運用の推進を通じ、PPP/PFIの推進を図る。</p>	<p>○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数：2019年度末までに47団体</p>	<p>○コンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ</p>

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
P P P / P F I の 推 進	12 PPP/PFI推進のための地方公共団体への支援 地方公共団体等がPPP/PFIに取り組みやすい方策を講ずる。人口20万人未満の地方公共団体が容易に取り組めるよう、年内に改革工程を具体化する。					
	〔 地域プラットフォーム 〕	具体的なPPP/PFI案件形成を促進するため、地域PFの全国への普及を促進する。その際、人口規模が小さい地方公共団体においても案件形成がなされるよう、また、地元企業の案件への参加が促進されるよう、全国の地方公共団体や、地元企業、地域金融機関の地域PFへの参画を促す。あわせて、専門家の派遣や地方公共団体職員・地域事業者向けの研修・セミナーの実施等による人材育成、官民対話の機会の創出等を更に推進する。《内閣府、国土交通省、関係省庁》	地域プラットフォームの全国への普及促進を通じ、PPP/PFIの推進を図るとともに、専門家の派遣や人材育成、官民対話の機会の創出等を更に推進する。	引き続き、地域プラットフォームの全国への普及促進を通じ、PPP/PFIの推進を図るとともに、専門家の派遣や人材育成、官民対話の機会の創出等を更に推進する。	○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数：2018年度～2020年度に200団体	○コンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ
	〔 ワンストップ窓口 〕	改正PFI法で創設されたワンストップ窓口制度やPFI推進機構による助言機能の活用により、地方公共団体への相談支援体制を強化する。《内閣府、関係省庁》	相談内容を分析し、現状課題の把握を通じて、更なる推進を図る。	必要に応じた助言等を通じ、事業の適正かつ確実な実施を図ることを通じて、更なる推進を図る。	○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）に参画する地方公共団体数：2018年度～2020年度に600団体	
	〔 人口20万人未満の地方公共団体への対応 〕	市町村長への直接的な働きかけ等を行うとともに、人口20万人未満の地方公共団体が容易に取り組めるよう、導入可能性調査の簡素化等を含めた柔軟性・実効性のある検討・導入手法を検討する。《内閣府、関係省庁》	検討結果を踏まえ、柔軟性・実効性のある検討・導入手法を策定する。	柔軟性・実効性のある検討・導入手法の周知及び運用支援を行う。		
〔 キャッシュフローを生み出しにくいインフラ 〕	キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対するPPP/PFIを導入している海外事例の調査を行う。《内閣府、関係省庁》	キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対するPPP/PFIの導入可能性について検討を行う。	導入に関する検討及び検討結果を踏まえた必要な措置を講じる。			

# 人口減少時代に対応したまちづくり

人口減少時代に対応したまちづくりを促進するため、立地適正化計画及び地域交通網形成計画の作成促進や策定された計画の実現を通じ、まちづくりと公共交通体系の見直しを一体的に進めるとともに、所有者不明土地対策等を推進する。これらにより、市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数を、2020年までに評価対象都市の2/3とすることを旨とする。

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
人口減少時代に対応したまちづくり	<p><b>13 スマートシティの推進</b></p> <p>人口減少時代を見据え、国際競争力のあるインフラへの重点化、生活インフラの集約・統合、大都市における医療介護施設不足、過疎地の公共交通対策等の課題への対応等、制度改革の全体像を描き、着実に取組を推進する。</p> <p>{ スマートシティ }</p> <p>{ データプラットフォーム【再掲】(⇒2) }</p>	<p>デジタル・トランスフォーメーションやICT等の新技術を活用して都市・地域の課題解決と全体最適化を図るスマートシティを推進するため、都市・地域全体を分野横断的に最適化するソリューションシステム等を実装するモデル事業を、関係機関、自治体、民間事業者と連携して実施する。《国土交通省》</p> <p>社会資本に関する様々な情報について、自治体や民間事業者等とのデータ連携を推進し、社会資本情報プラットフォームのデータの充実を図る。また、測量・調査から設計、施工、維持管理に至る建設生産プロセス全体を3次元データで繋ぎ、得られたデータを位置情報で紐付け、一元的に管理するデータ基盤として、インフラ・データプラットフォームの構築・分析の試行を実施する。《国土交通省》【再掲】(⇒2)</p>	<p>スマートシティに係る取組を推進する。</p> <p>試行したインフラデータプラットフォームをアセットマネジメントや施工管理の高度化等に活用する。【再掲】(⇒2)</p>	<p>引き続き、スマートシティに係る取組を推進する。</p> <p>気象・防災データや交通・物流データ等の様々なデータと連携し、AI等の活用に施工や維持管理の高度化、民間や自治体のデータとの連携による都市や地域の課題解決への活用を目指す。【再掲】(⇒2)</p>	<p>—</p> <p>○インフラ・データプラットフォーム：2019年度までに構築・分析の試行を実施 ※2019年度の改革工程表において、データのカバー率や連携の広さを示すKPIを設定する。【再掲】(⇒2)</p>	<p>—</p> <p>○インフラ・データプラットフォームの活用累積件数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]【再掲】(⇒2)</p>



	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
人口減少時代に対応したまちづくり	<p>〔モデル都市の形成・横展開〕</p> <p>〔都市計画に関するデータの利用環境の充実〕</p> <p>〔効果的な評価指標の啓発〕</p> <p>〔スマート・プランニングの推進〕</p>	<p>・都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成を図り、横展開を推進する。</p> <p>・過去の取組事例について、効果、課題などを分析し、市町村と共有、必要に応じて支援施策を見直す。</p> <p>・国土交通省ウェブサイトの充実を図り、市町村の取組状況、計画の実例、評価指標等をわかりやすく情報提供する。</p> <p>・2018年度に作成するオープンデータ化のガイドラインについて周知を図るなど、都市計画基礎調査情報の利用・提供を促進。</p> <p>・都市に関する情報を市町村ごとにカルテ形式でまとめた「都市モニタリングシート」について都市間比較等における活用促進を図る。</p> <p>・健康面、経済財政面などのコンパクトシティ化による多様な効用を明らかにする指標の活用を推進する。</p> <p>・人の属性ごとの行動データの把握に関する分析手法について、複数都市での検証を通じて、多様な施策の評価が可能となる高度なシステムへ改良する。</p> <p>・土木学会のもとに設置された「スマート・プランニング研究小委員会」と連携し、セミナーや勉強会を通じて、自治体やコンサルタント等への分析手法の普及を図る。</p> <p>《国土交通省》 《コンパクトシティ形成支援チーム（国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）》</p>	<p>K P Iの目標が達成されるよう、左記の取組を推進するとともに、2020年末時点におけるK P Iの達成状況を踏まえて新たなK P Iの目標値等について検討する。</p>	<p>新たなK P Iの目標の達成に向け、引き続きコンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けた取組を推進する。</p>	<p>○立地適正化計画を作成した市町村数：2020年末までに300市町村</p>	<p>○立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数：2020年までに評価対象都市の2/3</p>

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
人口減少時代に対応したまちづくり	<b>15 地域公共交通網形成計画の作成・実施の促進</b> 立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画の作成促進や策定された計画の実現を通じ、まちづくりと公共交通体系の見直しを一体的に進める。	運輸局等による地域公共交通網形成計画策定の進め方や地方公共団体の事例を紹介する講習会を開催するなど、必要な支援策を講じる。《国土交通省》	先進的な事例の積極的な横展開等を通じて、公共交通ネットワーク構築を着実に実施するとともに、交通政策基本計画を見直す。	2020年度末におけるK P Iの達成状況を踏まえて新たなK P Iの目標値等について検討するとともに、新たな交通政策基本計画に基づき、適切な取組を行う。	○地域公共交通網形成計画の策定件数：2020年度末までに500件	○地方部（三大都市圏を除く地域）における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員：減少率を毎年低下〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕 ※地域交通フォーローアップ・イノベーション検討会の結論を踏まえ適宜修正
	<b>16 都市計画道路の見直し</b> 都市計画道路を見直す際の課題や対応策を手引に取りまとめ、横展開を図る。	2017年度及び2018年度に策定した「都市計画道路の見直しの手引き」を全国の担当者が集まる会議で周知するなど、横展開を図る。《国土交通省》	K P Iの目標が達成されるよう、左記の取組を推進する。	目標年次の中間年次として、K P Iの達成状況をフォーローアップし目標値等について検討する。	○都市計画道路の見直しの検討に着手した市町村数の割合：2023年度末までに100%	○都市計画道路の見直しを行った市町村数の割合：2023年度末までに90%

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
人口減少時代に対応したまちづくり	<b>17 既存ストックの有効活用</b> 空き家・空き地の流通・利活用に向け、地方自治体・不動産団体等の先進的取組や活用・除却への支援、情報の充実等を促進する。  ( 先進的取組や活用・除却への支援 )	空き家等の流通促進のために先進的な取組を行う不動産団体への支援及び優良事例の横展開を実施する。  空き地モデル調査を実施する。  不動産に係るクラウドファンディングや小規模不動産特定共同事業に関する制度的対応及びモデル事業等による活用促進を行う。  地方公共団体が行う空き家の除却に対する支援を実施する。  地方公共団体が行う地域活性化に資する空き家の活用に対する支援等を実施する。  市町村や民間事業者等が行う先進的な空き家対策の取組に対する支援を実施する。  2018年7月に施行した改正都市再生特別措置法等で創設した都市のスポンジ化対策等に関する各種制度（低未利用土地権利設定等促進計画、立地誘導促進施設協定等）について、市町村に対する立地適正化計画に関するコンサルティング等と併せて、活用促進を図る。  ≪国土交通省≫	引き続き、空き家等の流通促進のために先進的な取組を行う不動産団体への支援及び優良事例の横展開を実施する。  空き地に関する優良な取組の事例調査を実施する。  クラウドファンディングや小規模不動産特定共同事業の普及啓発を行う。  取組状況を踏まえ、地方公共団体へ支援を実施する。  取組状況を踏まえ、地方公共団体へ支援を実施する。  市町村や民間事業者等へ支援を実施する。  K P I の目標が達成されるよう、左記の取組を推進する。	引き続き、空き家等の流通促進のために先進的な取組を行う不動産団体への支援及び優良事例の横展開を実施する。  引き続き、空き地に関する優良な取組を横展開する。  引き続き、クラウドファンディングや小規模不動産特定共同事業の普及啓発を行う。  引き続き、取組状況を踏まえ、地方公共団体へ支援を実施する。  引き続き、取組状況を踏まえ、地方公共団体へ支援を実施する。  市町村や民間事業者等が行う先進的な空き家対策の取組を横展開する。  目標年次の中間年次として、K P I の達成状況をフォローアップし目標値等について検討する。	○空き家・空き店舗等の再生による新たな投資：2017年から2022年までの間に約500億円          ○空家等対策計画を策定した市区町村数の割合：2025年末までにおおむね8割   ○低未利用土地権利設定等促進計画の作成件数：2023年度末までに約35件  ○立地誘導促進施設協定の締結数：2023年度末までに約25件	○賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数：2025年において400万戸程度におさえる。  ○既存住宅流通の市場規模：2025年までに8兆円

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
人口減少時代に対応したまちづくり	<p>〔情報の充実等〕</p> <p>〔未利用資産等の活用促進〕</p>	<p>宅建業者が地図上でハザード情報等を一元的に確認できる不動産総合データベースの本格運用を開始するとともに、官民データを活用した賃料等の不動産情報基盤の充実の検討を行う。</p> <p>消費者の建物状況調査（インスペクション）に関する理解が十分進むよう、国が専門家による建物状況調査（インスペクション）の活用を促すことを通じ、売主・買主が安心して取引できる市場環境を整備する。</p> <p>《国土交通省》</p> <p>国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体からの優先的な利用要望を受け付け、利用要望がない場合は一般競争入札により処分する。《財務省》</p> <p>公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開する。《総務省》</p> <p>総務省HPにおいて、各地方公共団体が公表している固定資産台帳のデータや保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集を作成し、順次更新する。また、財政状況資料集において、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、わかりやすくグラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表し、各地方公共団体における施設類型ごとの公共施設の保有量等を「見える化」する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有資産全体の有形固定資産減価償却率</li> <li>・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり面積等</li> <li>・一人当たりの投資的経費の内訳（既存施設更新・新規施設整備）、維持補修費も含めた決算情報</li> </ul> <p>有形固定資産減価償却率については、将来負担比率とも組み合わせ、経年比較や類似団体比較を行うことで、将来に向けた財政負担も踏まえた老朽化対策の進捗状況を「見える化」する。《総務省》</p> <p>民間事業者も参画した公有財産の有効活用を促進するため、作成した手引きを普及させるとともに、民間提案を活用した取組等の先進的な事例を把握して横展開する。《関係省庁》</p>	<p>官民データを活用した賃料等の不動産情報基盤の充実を行う。</p> <p>売主・買主が安心して取引できる市場環境整備を推進する。</p> <p>取組状況を踏まえ、国有地の有効活用を推進する。</p> <p>取組状況を踏まえ、公有地の有効活用を推進する。</p> <p>引き続き、最新の情報を発信する。</p> <p>取組状況を踏まえ、公有財産の有効活用を推進する。</p>	<p>引き続き、官民データを活用した賃料等の不動産情報基盤の充実を行う。</p> <p>引き続き、売主・買主が安心して取引できる市場環境整備を推進する。</p> <p>引き続き、取組状況を踏まえ、国有地の有効活用を推進する。</p> <p>引き続き、取組状況を踏まえ、公有地の有効活用を推進する。</p> <p>引き続き、最新の情報を発信する。</p> <p>引き続き、取組状況を踏まえ、公有財産の有効活用を推進する。</p>	<p>○不動産価格指数を掲載するホームページのアクセス件数：2020年度に125,000件</p> <p>○インスペクションを受けた既存住宅売買瑕疵保険の加入割合：2025年までに20%</p> <p>○固定資産台帳の更新状況：毎年度100%</p>	<p>○賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数：2025年において400万戸程度におさえる。</p> <p>○既存住宅流通の市場規模：2025年までに8兆円</p> <p>○国有地の定期借地件数：目標は設定せず、モニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p>

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
人口減少時代に対応したまちづくり	<p>地域における国公有財産の最適利用に向けたプランの策定と定期的な点検</p>	<p>全市町村等と財務省財務局・財務事務局で互いに連携窓口を設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等による最適利用について実現可能性を検討し、最適利用プランの策定を行う。</p> <p>各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する。なお、有効活用にあたっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行う。《財務省、総務省》</p>	<p>取組状況を踏まえ、国公有財産の最適利用を推進する。</p> <p>国公有財産の最適利用についてフォローアップを実施する。</p>	<p>引き続き、取組状況を踏まえ、国公有財産の最適利用を推進する。</p> <p>引き続き、国公有財産の最適利用についてフォローアップを実施する。</p>	<p>〇市区町村等との間で設置した協議会の数：増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>〇国公有財産の最適利用プランを策定した数：目標は設定せず、モニターする [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>
	<p><b>18 所有者不明土地の有効活用</b></p> <p>所有者不明土地等について、基本方針等に基づき、期限を区切って対策を推進する。具体的には、土地の管理や利用に関し所有者が負うべき責務やその担保方策、所有者が不明な場合を含めて地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置、相続登記の義務化等を含めて相続等を登記に反映させるための仕組み、登記簿と戸籍等の連携等による所有者情報を円滑に把握する仕組み、土地を手放すための仕組み等について検討し、2018年度中に制度改正の具体的方向性を提示した上で、2020年までに必要な制度改正の実現を目指す。変則的な登記の解消を図るため、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指すとともに、必要となる体制を速やかに整備する。また、遺言書保管制度の円滑な導入、登記所備付地図の整備などの取組を進めるとともに、住民票等の除票の保存期間の延長についても引き続き検討する。</p> <p>相続登記の義務化等を含めて相続等を登記に反映させるための仕組み、登記簿と戸籍等の連携等による所有者情報を円滑に把握する仕組み、土地を手放すための仕組み等</p> <p>長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消</p> <p>遺言書保管制度の円滑な導入</p>	<p>相続等を登記に反映させるための仕組み、登記簿と戸籍等の連携等による所有者情報を円滑に把握するための仕組み、土地を手放すための仕組み等について検討するとともに、2018年1月に策定した「所有者不明私道への対応ガイドライン」について周知・広報する。《法務省》</p> <p>長期相続登記等未了土地の解消を図る。また、変則的な登記がされている土地の解消を図るため、2019年通常国会へ法案を提出し、法案成立後、解消方策の実施を開始する。《法務省》</p> <p>法務局における遺言書の保管等に関する法律関係の政省令の検討・制定を行う。《法務省》</p>	<p>2020年末までに必要な制度改正を実施する。</p> <p>長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消方策を実施する。</p> <p>遺言書保管制度を2020年7月までに運用開始する。</p>	<p>新たな仕組みに基づく所有者情報の把握を推進する。</p> <p>相続等を登記に反映させる仕組み等に関する2020年末までの制度改正を踏まえて、長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消方策の在り方を検討する。</p> <p>遺言書保管制度の普及促進を図る。</p>	<p>〇市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う、長期相続登記等未了土地の解消作業に着手した数：2020年度末までに約140,000筆</p> <p>〇市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う、変則的な登記がされている土地の解消作業に着手した数：2020年度末までに約15,000筆</p>	<p>〇長期相続登記等未了土地が解消された数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p> <p>〇変則的な登記がされている土地が解消された数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
人口減少時代に対応したまちづくり	<p>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の円滑な施行 土地の管理や利用に関し所有者が負うべき責務やその担保方策</p> <p>所有者が不明な場合を含めて地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置</p> <p>所有者不明農地・森林に関する新たなスキーム等</p>	<p>「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（2019年6月1日完全施行）の円滑な施行に向け、ガイドラインの整備等を行う。また、土地の管理や利用に関し関係者に求められる役割や、その担保方策に関して、2018年度中に提示予定の具体的方向性を踏まえて検討する。《国土交通省》</p>	<p>2020年をめぐりに土地基本法等の見直しを行う。</p>	<p>改正土地基本法等の内容について周知を図る。</p>	<p>第1階層</p> <p>○所有者不明土地の収用手続きに要する期間（収用手続きへの移行から取得まで）：2019年6月以降に手続きを開始したものは約21か月（約1/3短縮）</p> <p>○新制度による所有者不明農地の活用面積：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p> <p>○新たな制度の下で林地の集積・集約化に取り組んだ市町村の割合：2019年度までに5割</p>	<p>第2階層</p> <p>○地域福利増進事業における利用権の設定数：2019年6月から10年間で累計100件</p> <p>○全農地面積に占める担い手の利用面積のシェア：2023年度末までに8割</p> <p>○私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積の割合：2028年度末までに5割</p>
		<p>所有者不明土地を含めて地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置</p>	<p>第7次国土調査事業十箇年計画を策定し、これに基づき地籍調査を円滑かつ迅速に進める。</p>	<p>第7次国土調査事業十箇年計画に基づき、地籍調査を円滑かつ迅速に進める。</p>		
		<p>所有者不明農地等について、共有農地の管理者の判断で農地中間管理機構に利用権を設定できる制度の運用を本格化するとともに、説明会等により、制度の周知を図る。（改正農業経営基盤強化促進法は2018年11月16日施行）《農林水産省》</p>	<p>優良事例の周知等により、新制度の浸透を図り、農地中間管理機構による農地の集積・集約化を推進する。</p>	<p>引き続き、優良事例の周知等により、新制度の浸透を図り、農地中間管理機構による農地の集積・集約化を推進する。</p>		
		<p>所有者不明の森林について、より簡素な手続きで市町村に森林管理を集約できる制度の運用を開始するとともに、説明会等により、制度の周知を図る。（森林経営管理法は2019年4月1日施行）《農林水産省》</p>	<p>優良事例の周知等により、新制度の浸透を図り、市町村による森林の経営・管理の集積・集約化を推進する。</p>	<p>引き続き、優良事例の周知等により、新制度の浸透を図り、市町村による森林の経営・管理の集積・集約化を推進する。</p>		
		<p>林地台帳を活用しつつ、森林の経営管理の集積・集約化を推進する。また、地方交付税措置により重点課題として支援する。《農林水産省》</p>	<p>地方公共団体による前年度までの取組の成果を把握・見える化し、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置を講じる。</p>	<p>引き続き、地方公共団体による前年度までの取組の成果を把握・見える化し、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置を講じる。</p>		

## 4. 地方行財政改革・分野横断的な取組

# 地方行財政改革・分野横断的な取組 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 持続可能な地方行財政基盤の構築</p> <p><b>【指標】</b> ○安定的な財政運営に必要な一般財源総額を適切に確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向）</p>	<p>○各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※ 全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表</p> <p>○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務</p> <p>○歳出効率化の成果 ※ どの程度の地方自治体がどのような改革に取り組み、どのような成果をあげたか</p> <p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））</p>	<p>○以下の汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数 （1）窓口業務のアウトソーシング 【208⇒416以上】 総合窓口の導入 【185⇒370以上】 （2）庶務業務の集約化 【143⇒471以上】 （いずれも2014年10月現在⇒2020年度）</p> <p>○標準委託仕様書等を参考にする自治体数 モデル自治体等において標準委託仕様書等を参考に窓口業務の委託を実施した自治体数、窓口業務の委託により業務の効率化が図られたとする自治体数</p> <p>○経営戦略の策定率 【2020年度までに100%】</p> <p>○収支赤字事業数 【2017年度決算（938事業）より減少】</p>	<p>1. 先進的な業務改革の取組等の拡大や歳出効率化効果等の定量的な把握、窓口業務の委託の推進に係る取組の強化</p> <p>これらの状況を踏まえ、業務改革の取組の成果を地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映</p> <p><b>【再掲】（⇒22）</b></p> <p>2. 公営企業の抜本的な改革等の推進</p>

# 地方行財政改革・分野横断的な取組 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 持続可能な地方行財政基盤の構築</p> <p><b>【指標】</b> ○安定的な財政運営に必要な一般財源総額を適切に確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向）</p>	<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））</p>	<p>○現行ロードマップの重点事業における公営企業会計の適用自治体数（人口3万人以上） 【2020年度予算から対象団体の100%】 ※ 2018年内に策定する新たなロードマップを踏まえ、適切な指標を設定</p>	<p>3. 下水道・簡易水道について、新たなロードマップを明確化し、公営企業会計の適用を一層促進</p>
	<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））</p>	<p>○水道 広域連携に取り組むこととした市町村数 【増加、進捗検証】</p> <p>○下水道 広域化に取り組むこととした地区数（着手または完了した地区数） 【増加、進捗検証】</p>	<p>4. 水道・下水道について、広域化・共同化の推進を含めた持続的経営を確保するための取組、先行事例の歳出効率化や収支等への効果の公表、多様なPPP/PFIの導入を促進</p>
	<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））</p>	<p>○再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等に係る新公立病院改革プランを策定した病院数及びそれらの取組を実施した病院数 【増加、進捗検証】</p>	<p>5. 公立病院の再編・ネットワーク化等を推進</p>
	<p>○第三セクター等に対する財政支援額（補助金、損失補償、債務保証）</p>	<p>○経営健全化のための方針の策定・公表率 【2018年度までに100%】</p>	<p>6. 第三セクター等について経営健全化のための方針の策定・公表を推進</p>
	<p>—</p>	<p>○地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について見える化</p>	<p>7. 地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について見える化</p>

# 地方行財政改革・分野横断的な取組 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 持続可能な地方行財政基盤の構築</p> <p><b>【指標】</b> ○安定的な財政運営に必要な一般財源総額を適切に確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向）</p>	<p>○「見える化」された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数</p>	<p>○地方単独事業（ソフト）の決算情報の全国の状況を「見える化」</p>	<p>8. 地方財政計画の一般行政経費と対応関係にある地方単独事業について定量的なデータで実態を把握</p>
	<p>○一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数</p>	<p>○統一的な様式で公表した地方公共団体数</p>	<p>9. 地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針について統一的な様式での公表</p>
	<p>○統一的な基準による地方公会計を資産管理向上に活用した地方公共団体数</p>	<p>○統一的な基準による地方公会計の情報について、比較可能な形で分析・公表した地方公共団体数 【増加、進捗検証】</p>	<p>10. 統一的な基準による地方公会計</p>
	<p>○「見える化」された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数</p>	<p>○住民一人当たり行政コスト等を「見える化」した地方公共団体数</p>	<p>11. 地方財政の全面的な「見える化」</p>
	<p>○パフォーマンス指標を活用し、事業の点検・改善を行った国庫支出金の割合 【100%】</p>	<p>○国庫支出金の設定済みパフォーマンス指標の見える化実施割合 【100%】</p>	<p>12. 国庫支出金のパフォーマンス指標の設定・見える化</p>
	<p>○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」を活用した、類似団体間の比較等の分析事例の件数 【増加】</p>	<p>○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」における、 ・月平均アクセス回数 【増加】 ・月平均データダウンロード回数 【増加】</p>	<p>13. 経済・財政と暮らしの指標・見える化データベース</p>

# 地方行財政改革・分野横断的な取組 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 持続可能な地方行財政基盤の構築</p> <p><b>【指標】</b> ○安定的な財政運営に必要な一般財源総額を適切に確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向）</p>	—	○インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2020年度末までに100%【再掲】	14. 医療・介護、教育や子ども・子育て、ライフラインを維持するインフラ等に係る経費や制度的な課題について検討
	○人口の社会減の緩和・社会増など（事後的に検証）	○連携中枢都市圏等の形成数【連携中枢都市圏は2020年度までに30圏域。定住自立圏は2020年度までに140圏域】	15. 中核的な都市や都道府県による自治体間連携・補完の推進等
	—	—	16. 将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方を検討
	○法定外税や超過課税による税收	○法定外税や超過課税の導入団体及び件数	17. 地方の独自財源の確保（法定外税及び超過課税の活用の促進）
	○地方税（地方譲与税を含む）の人口一人当たり税收額の都道府県間格差（最大／最小）	—	18. 税源の偏在性が小さく、税收が安定的な地方税体系の構築

# 地方行財政改革・分野横断的な取組 2. 個性と活力ある地域経済の再生

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 個性と活力ある地域経済の再生</p> <p><b>【指標】</b> ○「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示された各種KPI（若い世代の正規雇用労働者等の割合、若者の就業率、女性の就業率等）</p>	<p>○まち・ひと・しごと創生事業費の算定に使用している指標（若年者就業率、女性就業率、転入出者人口比率等）</p> <p>○地方の自主的な取組を前提としつつ、経済再生と合わせた地方財政分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標（地方税収入額、地方債依存度）</p>	<p>○まち・ひと・しごと創生事業費のうち、「人口減少等対策事業費」に占める成果反映配分の割合 【地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、2020年度以降、5割以上とすることを旨とする】</p>	<p>19. 地方交付税（まち・ひと・しごと創生事業費）について改革努力等に応じた配分の強化を検討</p>
	<p>○地域運営組織の形成による集落生活圏の維持 【2020年度以降の次期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定の検討に合わせて、定量的なKPIの設定を検討】</p>	<p>○地域運営組織の形成数 【2020年までに5,000団体】</p>	<p>20. 地域運営組織の推進（重点課題対応分）について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる</p>
	<p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体において設定したKPIの達成 （事前に設定したKPIを達成した事業数／交付金対象事業数）</p> <p>○地方創生推進交付金事業全体の効果（経済波及効果等）</p>	<p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体におけるKPIの設定 （KPIを設定した事業数／交付金対象事業数）</p> <p>○地方創生推進交付金を活用した先駆的な事業の数 （「先駆タイプ」で採択された事業数）</p>	<p>21. 地方創生推進交付金の効果向上</p>

# 地方行財政改革・分野横断的な取組 3. 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現</p> <p><b>【指標】</b> ○マイナンバー制度の推進による国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現 ○業務改革による国民の利便性の向上、行政の効率化</p>	<p>○各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※ 全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表</p> <p>○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務</p> <p>○歳出効率化の成果 ※ どの程度の地方自治体がどのような改革に取り組み、どのような成果をあげたか</p> <p>○A I・RPAの活用による歳出効率化効果等も含め、各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※ 全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表</p>	<p>○以下の汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数 （1）窓口業務のアウトソーシング 【208⇒416以上】 総合窓口の導入 【185⇒370以上】 （2）庶務業務の集約化 【143⇒471以上】 （いずれも2014年10月現在⇒2020年度）</p> <p>○標準委託仕様書等を参考にする自治体数 モデル自治体等において標準委託仕様書等を参考に窓口業務の委託を実施した自治体数、窓口業務の委託により業務の効率化が図られたとする自治体数</p> <p>○A I・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数 【2020年度末までに300団体】</p>	<p>2.2. 先進的な業務改革の取組等の拡大や歳出効率化効果等の定量的な把握、窓口業務の委託の推進に係る取組の強化</p> <p>これらの状況を踏まえ、業務改革の取組の成果を地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映</p> <p>2.3. ICTやA I等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、業務手法の標準化・コスト縮減を進める</p>

# 地方行財政改革・分野横断的な取組 3. 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現</p> <p><b>【指標】</b> ○マイナンバー制度の推進による国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現 ○業務改革による国民の利便性の向上、行政の効率化</p>	<p>○地方公共団体の情報システム運用コスト 【目標：3割圧縮（目標期限を集中改革期間中に設定）】</p> <p>○（クラウド導入に伴う）歳出効率化等の成果（事後的に検証する指標） ※ 全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に実情に応じた歳出効率化効果等（効率的なシステム調達等）を把握</p> <p>○生活に身近な分野でのIoTを活用した取組を創出した地方公共団体数 【目標：2020年度末までに800団体】</p> <p>○地方公共団体のオープンデータ取組率 【2018年9月時点20%⇒2020年度末100%】</p> <p>○外部人材任用の方針決定後に検討</p> <p>○地方公共団体の情報システム運用コスト 【目標：3割圧縮（目標期限を集中改革期間中に設定）】</p> <p>○（クラウド導入に伴う）歳出効率化等の成果（事後的に検証する指標） ※ 全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に実情に応じた歳出効率化効果等（効率的なシステム調達等）を把握</p>	<p>○クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,600団体】</p> <p>○自治体クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,100団体】</p> <p>○自治体C I O 育成研修の実施回数、受講生数 【目標：2019年度 2回（10日間）、70名】</p> <p>○オープンデータの取組を推進する地方公共団体職員向けの研修への参加地方公共団体数 【目標：2019年度末までに約500団体】</p> <p>○外部人材任用の方針決定後に検討</p> <p>○クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,600団体】</p> <p>○自治体クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,100団体】</p>	<p>24. 自治体クラウドの一層の推進、IT人材の更なる確保・育成</p> <p>25. 自治体情報システム構造改革の推進（重点課題対応分）について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる</p>

# 地方行財政改革・分野横断的な取組 3. 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現</p> <p><b>【指標】</b> ○マイナンバー制度の推進による国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現 ○業務改革による国民の利便性の向上、行政の効率化</p>	<p>○2020年3月までの国における事業者の行政手続コストの20%以上の削減</p> <p>○地方公共団体における手続上の書式・様式について、国と歩調を合わせ、統一化の推進</p> <p>○登記事項証明書（商業法人）の省略が可能な手続数</p> <p>○各種添付書類の省略が可能な手続数</p> <p>○都道府県の官民データ活用推進計画に記載された施策の目標達成率 【目標：全都道府県の計画策定後に施策調査を行い設定】</p>	<p>○各省が策定した重点9分野（※）についての行政手続の簡素化計画において、行政手続コストの20%以上の削減に向けた進捗管理・フォローアップ（削減率） ※ 営業の許可・認可に係る手続、社会保険に関する手続、国税、地方税、補助金の手続、調査・統計に対する協力、従業員の労務管理に関する手続、商業登記等、従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行</p> <p>○地方公共団体における手続上の書式・様式について、事業者の負担が大きいもの46件の統一に向けた各省の取組の進捗管理・フォローアップ</p> <p>○各種添付書類の省略について検討に着手した手続数</p> <p>○都道府県の官民データ活用推進計画策定団体数 【目標：2020年度末までに47都道府県】</p>	<p>26. 許認可・補助金の手続簡素化、書式・様式の統一、行政手続における添付書類の一括廃止、デジタル化・オンライン化</p>

# 地方行財政改革・分野横断的な取組 3. 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現</p> <p><b>【指標】</b> ○マイナンバー制度の推進による国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現 ○業務改革による国民の利便性の向上、行政の効率化</p>	<p>○マイナンバー制度の情報連携対象事務及び対象情報の範囲拡大によるデジタルファーストの推進</p> <p>○コンビニ交付サービス（マイナンバーカードの利活用）の拡大による住民の利便性向上及び地方公共団体の窓口負軽減</p> <p>○マイナポータルを活用したデジタル3原則（デジタルファースト、ワンズオンリー、コネクテッドワンストップ）の推進</p> <p>○マイナポータルAPIの提供件数【2021年度までに10機能のAPIを提供】</p>	<p>○マイナンバー制度の情報連携の本格運用の対象事務手続数【2019年以降に2,000件以上】</p> <p>○情報連携の活用数【2019年度以降に計1億件】</p> <p>○各種証明書のコンビニ交付の実施団体の人口【2019年度末に実施団体の人口1億人】</p> <p>○子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）の対応状況【取扱機関数（地方公共団体等）及びワンストップサービスにより電子申請可能な手続数（地方公共団体毎の対象手続数の合計）について2019年度中に増加】</p>	<p>27. マイナンバー制度の利活用の促進等</p>

## 4-1 持続可能な地方行財政基盤の構築

持続可能な地方行財政基盤の構築を進めるため、将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方の検討や補助金の自由度を高める取組等を進める一方、地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革に取り組むとともに、公営企業・第三セクター等の経営抜本改革を推進する。また、見える化、先進・優良事例の横展開に取り組む。

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
1	<p>先進的な業務改革の取組等の拡大や歳出効率化効果等の定量的な把握、窓口業務の委託の推進に係る取組の強化。これらの状況を踏まえ、業務改革の取組の成果を地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映【再掲】（⇒22）</p> <p>・先進的な業務改革の取組等の拡大を図りつつ、地方公共団体における歳出効率化効果等を改革工程表に沿って定量的に把握する。 ・窓口業務の委託について、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化</p>	<p>【窓口業務改革等】 「業務改革モデルプロジェクト」における窓口業務改革等の取組を他の自治体へ波及 団体間比較を行いながら、業務手法の標準化を推進</p> <p>総務省・各自治体において、窓口業務等の民間委託の業務別・団体規模別の取組状況（実施率、業務分析手法活用の有無や具体的な委託事務の範囲等）、住民一人当たりコスト、歳出効率化効果や今後の対応方針について、「見える化」・比較可能な形での公表 ※窓口業務のアウトソーシング実施率は22.6%（2018年4月時点（速報値））</p> <p>具体的には「業務改革モデルプロジェクト」によるBPR実施団体が試算・公表した歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を、窓口業務改革実施後の実績ベースで把握し、団体の人口規模とともに公表</p> <p>「業務改革モデルプロジェクト」実施団体以外の自治体についても、窓口業務改革実施後の実績ベースで把握できる歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）については、団体の人口規模とともに一覧にまとめて公表</p> <p>窓口業務に限らず、民間委託の取組を優良事例とすることとし、公表</p> <p>K P Iの達成状況を踏まえつつ、それまでの状況を精査し、必要な対応を検討し実施</p>	<p>引き続き、「業務改革モデルプロジェクト」における窓口業務改革等の取組を他の自治体へ波及</p> <p>K P Iの達成状況を踏まえつつ、それまでの状況を精査し、必要な対応を検討し実施</p>	<p>引き続き、「業務改革モデルプロジェクト」における窓口業務改革等の取組を他の自治体へ波及</p> <p>K P Iの達成状況を踏まえつつ、それまでの状況を精査し、必要な対応を検討し実施</p>	<p>○以下の汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数 （1）窓口業務のアウトソーシング【208⇒416以上】 総合窓口の導入【185⇒370以上】 （2）庶務業務の集約化【143⇒471以上】 （いずれも2014年10月現在⇒2020年度）</p>	<p>○各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表</p>
持続可能な地方行財政基盤の構築						

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
持続可能な地方財政基盤の構築	<p>・上記の状況を踏まえ、トップランナー方式の2019年度の導入を視野に入れて検討する。その際、業務改革は、より質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供していくために行うものであることに留意する。</p> <p>・地方公共団体の改革意欲を損ねないようにしつつ、業務改革の取組等の成果を、地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映する。</p>	<p>各地方公共団体への働きかけを通じ、標準委託仕様書等の全国展開に向けた取組を推進</p> <p>これまでの取組及び地方公共団体の要望を踏まえ、標準委託仕様書等の取組の拡充を行う（窓口業務に関する民間委託が可能な25業務のうち取組拡充の必要性が特に高い、残り2業務の手順書を追加するとともに、その他の業務は実態把握に努めつつ引き続き検討する）</p> <p>上記の取組を含め、窓口業務の委託について、小規模団体をはじめ未実施団体における課題の分析を行うとともに、当該課題を解決して委託を実施した団体における各種ノウハウ等の把握を行い、その全国的な横展開を進める。そのための取組について、できるだけ早期に工程化</p>	<p>引き続き標準委託仕様書等の全国展開に向けた取組を推進するとともに、働きかけを実施した地方公共団体をフォローアップ</p>	<p>フォローアップの結果を踏まえ、標準委託仕様書等を見直す</p>	<p>○標準委託仕様書等を参考にする自治体数</p> <p>モデル自治体等において標準委託仕様書等を参考に窓口業務の委託を実施した自治体数、窓口業務の委託により業務の効率化が図られたとする自治体数</p>	<p>○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務</p> <p>○歳出効率化の成果</p> <p>※どの程度の地方自治体がどのような改革に取り組み、どのような成果をあげたか</p>
		<p>【トップランナー方式等】</p> <p>歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなもののうち、基準財政需要額の算定への反映を行うこととしている業務について、地方公共団体への影響等を考慮しつつ、複数年かけて段階的に反映</p> <p>窓口業務の委託について、委託が進んでいない理由等を踏まえた上で、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、その状況を踏まえ、トップランナー方式の導入を検討</p> <p>地方税の実効的な徴収対策を行う自治体の徴収率を標準的な徴収率として基準財政収入額の算定に段階的に反映</p> <p>トップランナー方式に関する周知を推進（ホームページに公表）</p> <p>≪総務省≫</p>	<p>導入済みの業務について、段階的に反映</p> <p>前年度までの取組を踏まえ、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、窓口業務の委託を推進</p> <p>＜トップランナー方式の導入がなされていない場合には、上記の状況を踏まえて、引き続き導入を検討＞</p> <p>段階的に反映</p> <p>周知を推進</p>	<p>引き続き、導入済みの業務について、段階的に反映</p> <p>引き続き、周知を推進</p>		

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
持続可能な地方財政基盤の構築	2 公営企業の抜本的な改革等の推進  公営企業の広域化、連携、再編・統合など経営の抜本改革を加速する。公営企業の経営戦略の策定及びP D C A等を通じて、更新費用や料金、繰出基準外の繰出金を含めた他会計からの繰入状況等の収入・支出や、管理者の情報の「見える化」や、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用といった抜本的な改革等を推進する。あわせて、総務省は改革の進捗や成果の定量的把握を強力に進め、公営企業の一層の経営基盤の強化とマネジメントの向上を促す。	経営戦略の策定及び見直し等を通じ、収入・支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進  経営比較分析表について、これまで順次公表してきた8分野に加えた更なる公表分野の拡大や、廃止・民営化等の検討にも資するよう、2018年度までに追加した指標を含め必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覽して容易に比較できる形での公表を検討するなど、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進  《総務省》	経営戦略の策定等を通じ、引き続き、引き続き、収支見通しや決算情報等、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進するとともに、抜本的な改革の取組状況等の定量的把握や先進事例の周知により、一層の経営基盤の強化とマネジメントの向上を促す	引き続き、収支見通しや決算情報等、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進するとともに、抜本的な改革の取組状況等の定量的把握や先進事例の周知により、一層の経営基盤の強化とマネジメントの向上を促す	○経営戦略の策定率 【2020年度までに100%】  ○収支赤字事業数 【2017年度決算（938事業）より減少】	○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））
	3 下水道・簡易水道について、新たなロードマップを明確化し、公営企業会計の適用を一層促進  下水道・簡易水道については、新たなロードマップを明確化し、人口3万人未満の団体における公営企業会計の適用を一層促進する。	2019年度までの間に、都道府県及び人口3万人以上の市区町村における重点事業（下水道、簡易水道事業）を中心に、公営企業会計の適用を推進  2018年内に策定する予定の新たなロードマップに基づき、人口3万人未満の団体においても重点事業を中心に、公営企業会計の適用を一層推進  （重点事業やその他の事業の進捗状況を踏まえ、更なる推進方策（法制化等）について検討）  《総務省》	公営企業会計の適用状況を把握し、ロードマップを踏まえ、各自治体における取組を促進	引き続き、公営企業会計の適用状況を把握し、ロードマップを踏まえ、各自治体における取組を促進	○現行ロードマップの重点事業における公営企業会計の適用自治体数（人口3万人以上） 【2020年度予算から対象団体の100%】  ※2018年内に策定する新たなロードマップを踏まえ、適切な指標を設定	○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
4	<p>水道・下水道について、広域化・共同化の推進を含めた持続的経営を確保するための取組、先行事例の歳出効率化や収支等への効果の公表、多様なPPP/PFIの導入を促進</p> <p>水道・下水道について、広域化・共同化の推進を含め、持続的経営を確保する方策等を検討し、具体的な方針を年内に策定する。先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進する。</p>	<p>【水道】 2018年内に示す持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進</p> <p>都道府県を中心とした広域化の取組の推進</p> <p>先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進</p> <p>【下水道】 2018年内に示す持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進</p> <p>改正下水道法等に基づく協議会の活用による広域連携に向けた検討・協議を推進</p> <p>2022年度までに各都道府県における広域化・共同化計画の策定を促進し、本計画に基づく広域化の取組を推進</p> <p>先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進</p> <p>《総務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、環境省》</p>	<p>具体的な方針に基づく取組の進捗状況を把握し、必要に応じ更なる推進方策を検討</p>	<p>引き続き、具体的な方針に基づく取組の進捗状況を把握し、必要に応じ更なる推進方策を検討</p>	<p>○広域連携に取り組むこととした市町村数 【増加、進捗検証】</p> <p>○広域化に取り組むこととした地区数（着手または完了した地区数） 【増加、進捗検証】</p>	<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））</p>

持続可能な地方財政基盤の構築

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
持続可能な地方行政財政基盤の構築	5 公立病院の再編・ネットワーク化等を推進  公立病院について、再編・ネットワーク化を推進する。	新公立病院改革プランの改定や着実な実施等を通じ、再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等、2020年度までの集中的な改革を推進  経営改革進捗状況を定量的に把握するとともに、各取組の成果を検証  《総務省》	引き続き、新公立病院改革プランの取組を推進するとともに、経営改革進捗状況を定量的に把握し、各取組の成果を検証	検証結果に基づき必要な取組を検討	○再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等に係る新公立病院改革プランを策定した病院数及びそれらの取組を実施した病院数 【増加、進捗検証】	○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））
	6 第三セクター等について経営健全化のための方針の策定・公表を推進  第三セクター等については、財政的リスク状況を踏まえ、各地方公共団体における経営健全化のための方針の策定・公表を推進する。	財政的リスクの高い第三セクター等について、関係を有する地方公共団体において2018年度末までに策定・公表された経営健全化のための方針に基づく取組を推進  《総務省》	各地方公共団体における経営健全化のための方針に沿った取組状況を把握・公表するとともにその取組を推進	引き続き、各地方公共団体における経営健全化のための方針に沿った取組状況を把握・公表するとともにその取組を推進	○経営健全化のための方針の策定・公表率 【2018年度までに100%】	○第三セクター等に対する財政支援額（補助金、損失補償、債務保証）
	7 地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について見える化  地方財政計画と決算について、よりわかりやすく比較が可能となるよう、基盤強化期間中に、地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算との差額及び対応関係について見える化する。	地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算との差額及び対応関係について、より分かりやすくなるよう工夫した上で見える化に取り組む  《総務省》	地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について見える化に取り組む	引き続き、地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について見える化に取り組む	○地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について見える化	—

	取組事項	実施年度			K P I		
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層	
持続可能な地方行財政基盤の構築	8 地方財政計画の一般行政経費と対応関係にある地方単独事業について定量的なデータで実態を把握	地方財政計画の一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）について、実態を定量的なデータで把握するとともに、法令との関係を含めて見える化する。	地方単独事業（ソフト）について、2018年度の委託調査の結果や検討会における議論を踏まえ、法令との関係を含めて「見える化」を推進 《総務省》	委託調査の結果や検討会における議論を踏まえ、「見える化」を推進	引き続き、委託調査の結果や検討会における議論を踏まえ、「見える化」を推進	○地方単独事業（ソフト）の決算情報の全国の状況を「見える化」	○「見える化」された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数
	9 地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針について統一的な様式での公表	地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表を促すとともに、容易に比較できるよう検討し、一覧化を目指す。	2018年度決算について、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表を更に促すとともに、容易に比較できるよう検討し、一覧化を目指す 《総務省》	2019年度決算を踏まえ、一覧化情報を更新	2020年度決算を踏まえ、一覧化情報を更新	○統一的な様式で公表した地方公共団体数	○一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数
	10 統一的な基準による地方公会計	統一的な基準による地方公会計について、固定資産台帳や出資金明細等の整備等、比較可能な形で情報公開の徹底・拡充を促進するなど、資産管理向上への活用を推進する。	統一的な基準による地方公会計について、経年・団体間比較が可能な形で分析・公表する方策等を検討し、「見える化」を推進するとともに、資産管理向上に活用している取組事例の共有に取り組む（特に、基金の現状、固定資産台帳や公営企業・第三セクター等への出資金明細等の整備など、比較可能な形で、情報公開の徹底・拡充を促進） 《総務省》	比較可能な形で分析・公表する方策等を検討し、「見える化」の推進及び取組事例の共有に取り組む	引き続き、比較可能な形で分析・公表する方策等を検討し、「見える化」の推進及び取組事例の共有に取り組む	○統一的な基準による地方公会計の情報について、比較可能な形で分析・公表した地方公共団体数 【増加、進捗検証】	○統一的な基準による地方公会計を資産管理向上に活用した地方公共団体数

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
持続可能な地方行政財政基盤の構築	11 地方財政の全面的な「見える化」	<p>住民一人当たり行政コストを公表し、決算情報の「見える化」を推進</p> <p>ストック情報を全面的に「見える化」</p> <p>e-Stat機能の活用状況等を踏まえ、必要に応じて決算情報の登録方法等の改善を検討するなど適切な措置を実施</p> <p>予算・決算の対比について、引き続き総務省において一覧性ある形で公表することにより、「見える化」を推進</p> <p>政令指定都市以外の市について、公表手法を検討し、「見える化」に取り組む</p> <p>基準財政需要額の内訳等を公開して経年変化を充実し、交付税算定の「見える化」を推進</p> <p>《総務省》</p>	<p>取組状況を踏まえ、「見える化」の促進について更に検討</p>	<p>引き続き、取組状況を踏まえ、「見える化」の促進について更に検討</p>	<p>○住民一人当たり行政コスト等を「見える化」した地方公共団体数</p>	<p>○「見える化」された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数</p>
	12 国庫支出金のパフォーマンス指標の設定・見える化	<p>国庫支出金のパフォーマンス指標を設定・見える化し、配分のメリハリ付けを促進する。</p> <p>所管府省庁における国庫支出金のパフォーマンス指標の設定・「見える化」を促し、その取組状況について、内閣府HP内の経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベースにおいて公表</p> <p>《内閣府、制度所管府省庁》</p>	<p>「見える化」が進んでいる事例を収集し、データベースの充実を図る</p>	<p>左記の取組状況を踏まえ、更なる取組を検討・実施</p>	<p>○国庫支出金の設定済みパフォーマンス指標の見える化実施割合【100%】</p>	<p>○パフォーマンス指標を活用し、事業の点検・改善を行った国庫支出金の割合【100%】</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
持続可能な地方行政財政基盤の構築	13 経済・財政と暮らしの指標・見える化データベース	<p>同規模の類似団体における経費水準の比較など、見える化されたデータを活用し、地方自治体や住民が自ら課題を発見し解決・向上につなげていくよう、戦略的な情報発信を行い、業務改革等を促進する。</p>	<p>「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」の安定的な運用・保守、データの更新・整備、更なる利活用促進のための機能の改良・拡充を行うとともに、集録されたデータを用いた、類似団体間の比較等を行い、「経済・財政と暮らしの指標『見える化』ポータルサイト」等において結果を公表</p> <p>2019年度における改良・拡充による利活用の状況等を踏まえ、さらなる利便性向上に向けた改善を検討</p> <p>《内閣府》</p>	<p>2020年度における検討を踏まえ、利便性向上に向けて必要な措置を講ずる</p>	<p>○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」における、 ・月平均アクセス回数 【増加】 ・月平均データダウンロード回数 【増加】</p>	<p>○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」を活用した、類似団体間の比較等の分析事例の件数 【増加】</p>
	14 医療・介護、教育や子ども・子育て、ライフラインを維持するインフラ等に係る経費や制度的な課題について検討	<p>長寿命化等による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しについて、作成・公表を進める（各取組については、社会資本整備等の取組事項7に記載）</p> <p>上記及び社会保障の将来見通しに関する議論を踏まえた上で、地方単独事業を含め、医療・介護、教育や子ども・子育て、ライフラインを維持するインフラ等に係る経費や制度的な課題について、関係府省が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討</p> <p>《関係府省》</p>	<p>引き続き、関係府省が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討</p>	<p>引き続き、関係府省が連携し、必要な対応策を検討するとともに、基盤強化期間後の取組に資するよう課題等を整理</p>	<p>○インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2020年度末までに100%【再掲】</p>	—

	取組事項	実施年度			K P I		
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層	
持続可能な地方行財政基盤の構築	15 中核的な都市や都道府県による自治体間連携・補完の推進等	<p>行政コストの効率化に向け、全ての行政分野において、多様な広域連携を推進する。また、人口規模が小さく、行財政能力の限られる地方自治体と周辺の中核的な都市や都道府県との間の連携・補完に係る制度の活用等を推進する。</p>	<p>連携中枢都市圏の形成等に意欲を持つ団体に対し、個別に支援を実施。これまでの圏域形成に関する取組状況について、検証 また、既に圏域を形成している団体についても、戦略的に圏域内の都市機能等を確保する取組等について支援を実施。その取組事例（サービスの維持向上・効率化などの成果等）に関する情報提供等による各圏域における取組の深化を促進 「連携中枢都市圏ビジョン」及び「定住自立圏共生ビジョン」における各圏域の特性を踏まえた成果指標（K P I）の設定を促進するとともに、指標の設定状況・達成状況を総務省において把握し、一元的に評価し公表</p> <p>《総務省》</p>	<p>検証結果を踏まえ、必要な措置を検討し実施。また、取組事例の横展開について、より効果的な方法を検討</p>	<p>K P Iの達成状況を踏まえつつ、それまでの状況を精査し、必要な対応を検討し実施</p>	<p>○連携中枢都市圏等の形成数 【連携中枢都市圏は2020年度までに30圏域。定住自立圏は2020年度までに140圏域】</p>	<p>○人口の社会減の緩和・社会増など（事後的に検証）</p>
	16 将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方を検討	<p>基準財政需要額の在り方を含め、将来の人口構造の変化に対応した地方団体の行財政制度の在り方を検討する。</p>	<p>地方制度調査会での議論を踏まえ行財政制度を検討</p> <p>《総務省》</p>	<p>地方制度調査会での議論を踏まえ行財政制度を検討</p>	<p>地方制度調査会での議論を踏まえ行財政制度を検討</p>	—	—

	取組事項	実施年度			K P I		
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層	
持続可能な地方行政財政基盤の構築	17 地方の独自財源の確保（法定外税及び超過課税の活用の促進）	地方の独自財源の確保とそれによる地方独自の行政サービスの向上への取組を促進する。	課税自主権の一層の活用を図る観点から、情報提供など地方団体への支援 《総務省》	課税自主権の活用状況（年度更新）について情報提供	課税自主権の活用状況（年度更新）について情報提供	○法定外税や超過課税の導入団体及び件数	○法定外税や超過課税による税収
	18 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築	地域間財政力格差の拡大に対しては、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。	地域間の税源の偏在の是正については、平成30年度(2018年度)与党税制改正大綱等に沿って、平成31年度税制改正において結論を得た上で、具体的な措置を講じる 《総務省》	—	—	—	○地方税（地方譲与税を含む）の人口一人当たり税収額の都道府県間格差（最大／最小）

## 4-2 個性と活力ある地域経済の再生

個性と活力ある地域経済の再生に向けて、地方創生を推進するため、まち・ひと・しごと創生事業費について、頑張る地方の取組を支援する観点から、地方創生の取組の成果の実現具合に応じた算定へのシフトを進めるとともに、地方創生推進交付金について、各事業及び事業全体の効果を検証して効果向上を図る。これらのほか、各種関連施策により、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示された各種KPI（若い世代の正規雇用労働者等の割合、若者の就業率、女性の就業率等）の達成を目指す。また、人口急減地域においては、地域社会・経済の維持に困難が生じており、地域づくりを行う人材の確保を図る。

	取組事項	実施年度			KPI	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
個性と活力ある地域経済の再生	<p>19 地方交付税（まち・ひと・しごと創生事業費）について改革努力等に応じた配分の強化を検討</p> <p>地方交付税について改革努力等に応じた配分の強化について検討する。</p> <p>頑張る地方の取組を支援する仕組みの強化の観点から、地方交付税に関し、まち・ひと・しごと創生事業費について、地方創生の取組の成果の実現具合に応じた算定へのシフトを進める。</p>	<p>「まち・ひと・しごと創生事業費」の地方交付税算定のうち、「人口減少等特別対策事業費」について、2017年度から3年間で段階的に、「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へシフト</p> <p>《総務省》</p>	<p>「成果」を反映した配分割合を5割以上とすることを旨とし、地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等を踏まえ、更なる見直しを検討</p>	<p>左記の検討状況も踏まえ、必要な措置</p>	<p>○まち・ひと・しごと創生事業費のうち、「人口減少等対策事業費」に占める成果反映配分の割合 【地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、2020年度以降、5割以上とすることを旨とする】</p>	<p>○まち・ひと・しごと創生事業費の算定に使用している指標（若年者就業率、女性就業率、転入出者人口比率等）</p> <p>○地方の自主的な取組を前提としつつ、経済再生と合わせた地方財政分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標（地方税収入額、地方債依存度）</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
個性と活力ある地域経済の再生	<p>20 地域運営組織の推進（重点課題対応分）について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる</p> <p>重点課題対応分に関連する諸施策について、地方公共団体による前年度までの取組の成果を把握・見える化し、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置を講じる。</p>	<p>地方公共団体や地域運営組織と連携した情報交流や優良事例の横展開</p> <p>全国の自治体に対して取組状況を調査し、小さな拠点・地域運営組織の状況を一覧にしてHPで公表、内容を充実</p> <p>法人化促進のためのガイドブックや小さな拠点税制等を活用し、法人化の促進等、地域運営組織の持続的な取組体制の構築を推進</p> <p>地方創生推進交付金等も活用して支援するとともに、地方交付税措置により重点課題として支援</p> <p>《内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局》</p>	<p>地方公共団体による前年度までの取組の成果を把握・見える化し、法人化の推進や地域の多様な組織との連携など取組の質の向上に向けて、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置</p>	<p>地方公共団体による前年度までの取組の成果を把握・見える化し、法人化の推進や地域の多様な組織との連携など取組の質の更なる向上に向けて、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置</p>	<p>○地域運営組織の形成数 【2020年までに5,000団体】</p>	<p>○地域運営組織の形成による集落生活圏の維持 【2020年度以降の次期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定の検討に合わせて、定量的なKPIの設定を検討】</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
個性と活力ある地域経済の再生	<p>21 地方創生推進交付金の効果向上</p> <p>地方創生推進交付金について、各事業及び事業全体の効果を検証して効果向上を図る。</p>	<p>効果的な事業の採択</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年度における地方創生推進交付金について、①K P Iの実績見込みや効果検証結果、②自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携等を備えた先導的な取組内容か、を審査のうえ、効果が見込まれる事業を採択</li> </ul> <p>地方公共団体における検証体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン等を活用し、地方公共団体による取組の効果的な検証体制や環境整備を促進</li> <li>・地方創生推進交付金の効果検証を実施</li> </ul> <p>先駆的な取組の全国展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生に係る特徴的な取組事例の公表やアウトリーチ活動等を通じ、先駆的な取組の全国展開を推進</li> </ul> <p>必要予算の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年度予算において、所要額を計上</li> </ul> <p>《内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府》</p>	<p>前年度の成果等を踏まえつつ、左記取組を改善しつつ実施</p>	<p>前年度の成果等を踏まえつつ、左記取組を改善しつつ実施</p>	<p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体におけるK P Iの設定 (K P Iを設定した事業数/交付金対象事業数)</p> <p>○地方創生推進交付金を活用した先駆的な事業の数 (「先駆タイプ」で採択された事業数)</p>	<p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体において設定したK P Iの達成 (事前に設定したK P Iを達成した事業数/交付金対象事業数)</p> <p>○地方創生推進交付金事業全体の効果 (経済波及効果等)</p>

## 4-3 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現

国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現に向けて、IT化と業務改革（その横展開を含む）を進めるため、マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進に向けた取組促進策の提示、先進的な業務改革の取組の横展開、自治体行政の様々な分野でのICTやAI等を活用した業務手法の標準化・コスト縮減など、国・地方での業務のデジタル化・標準化を推進する。

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現	<p>22 先進的な業務改革の取組等の拡大や歳出効率化効果等の定量的な把握、窓口業務の委託の推進に係る取組の強化。これらの状況を踏まえ、業務改革の取組の成果を地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映</p> <p>・先進的な業務改革の取組等の拡大を図りつつ、地方公共団体における歳出効率化効果等を改革工程表に沿って定量的に把握する。 ・窓口業務の委託について、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化</p>	<p>【窓口業務改革等】 「業務改革モデルプロジェクト」における窓口業務改革等の取組を他の自治体へ波及 団体間比較を行いながら、業務手法の標準化を推進</p> <p>総務省・各自治体において、窓口業務等の民間委託の業務別・団体規模別の取組状況（実施率、業務分析手法活用の有無や具体的な委託事務の範囲等）、住民一人当たりコスト、歳出効率化効果や今後の対応方針について、「見える化」・比較可能な形での公表 ※窓口業務のアウトソーシング実施率は22.6%（2018年4月時点（速報値））</p> <p>具体的には「業務改革モデルプロジェクト」によるBPR実施団体が試算・公表した歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を、窓口業務改革実施後の実績ベースで把握し、団体の人口規模とともに公表</p> <p>「業務改革モデルプロジェクト」実施団体以外の自治体についても、窓口業務改革実施後の実績ベースで把握できる歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）については、団体の人口規模とともに一覧にまとめて公表</p> <p>窓口業務に限らず、民間委託の取組を優良事例とすることとし、公表</p> <p>KPIの達成状況を踏まえつつ、それまでの状況を精査し、必要な対応を検討し実施</p>	<p>引き続き、「業務改革モデルプロジェクト」における窓口業務改革等の取組を他の自治体へ波及</p> <p>KPIの達成状況を踏まえつつ、それまでの状況を精査し、必要な対応を検討し実施</p>	<p>引き続き、「業務改革モデルプロジェクト」における窓口業務改革等の取組を他の自治体へ波及</p> <p>KPIの達成状況を踏まえつつ、それまでの状況を精査し、必要な対応を検討し実施</p>	<p>○以下の汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数 （1）窓口業務のアウトソーシング 【208⇒416以上】 総合窓口の導入 【185⇒370以上】 （2）庶務業務の集約化 【143⇒471以上】 （いずれも2014年10月現在⇒2020年度）</p>	<p>○各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現	<p>・上記の状況を踏まえ、トップランナー方式の2019年度の導入を視野に入れて検討する。その際、業務改革は、より質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供していくために行うものであることに留意する。</p> <p>・地方公共団体の改革意欲を損ねないようにしつつ、業務改革の取組等の成果を、地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映する。</p>	<p>各地方公共団体への働きかけを通じ、標準委託仕様書等の全国展開に向けた取組を推進</p> <p>これまでの取組及び地方公共団体の要望を踏まえ、標準委託仕様書等の取組の拡充を行う（窓口業務に関する民間委託が可能な25業務のうち取組拡充の必要性が特に高い、残り2業務の手順書を追加するとともに、その他の業務は実態把握に努めつつ引き続き検討する）</p> <p>上記の取組を含め、窓口業務の委託について、小規模団体をはじめ未実施団体における課題の分析を行うとともに、当該課題を解決して委託を実施した団体における各種ノウハウ等の把握を行い、その全国的な横展開を進める。そのための取組について、できるだけ早期に工程化</p> <p>【トップランナー方式等】 歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなもののうち、基準財政需要額の算定への反映を行うこととしている業務について、地方公共団体への影響等を考慮しつつ、複数年かけて段階的に反映</p> <p>窓口業務の委託について、委託が進んでいない理由等を踏まえた上で、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、その状況を踏まえ、トップランナー方式の導入を検討</p> <p>地方税の実効的な徴収対策を行う自治体の徴収率を標準的な徴収率として基準財政収入額の算定に段階的に反映</p> <p>トップランナー方式に関する周知を推進（ホームページに公表）</p> <p>《総務省》</p>	<p>引き続き標準委託仕様書等の全国展開に向けた取組を推進するとともに、働きかけを実施した地方公共団体をフォローアップ</p> <p>導入済みの業務について、段階的に反映</p> <p>前年度までの取組を踏まえ、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、窓口業務の委託を推進 ＜トップランナー方式の導入がなされていない場合には、上記の状況を踏まえて、引き続き導入を検討＞</p> <p>段階的に反映</p> <p>周知を推進</p>	<p>フォローアップの結果を踏まえ、標準委託仕様書等を見直す</p> <p>引き続き、導入済みの業務について、段階的に反映</p>	<p>○標準委託仕様書等を参考にする自治体数 モデル自治体等において標準委託仕様書等を参考に窓口業務の委託を実施した自治体数、窓口業務の委託により業務の効率化が図られたとする自治体数</p>	<p>○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務</p> <p>○歳出効率化の成果 ※どの程度の地方自治体がどのような改革に取り組み、どのような成果をあげたか</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現	23 ICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、業務手法の標準化・コスト縮減を進める  自治体行政の様々な分野で、団体間比較を行いながら、関係府省が連携してICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、業務手法の標準化・コスト縮減を進める。	自治体行政の様々な分野で、団体間比較を行いつつ、ICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築する「自治体行政スマートプロジェクト」を創設・実施  AI活用が進められていない行政分野におけるクラウドサービスとしてのAI導入について開発実証を行い、導入に当たっての標準仕様書及び手順のとりまとめを行うとともに、効果が実証された行政分野におけるRPA等導入のために補助する「革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業」を実施  《総務省》	「自治体行政スマートプロジェクト」を引き続き実施  「革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業」を引き続き実施	「自治体行政スマートプロジェクト」を引き続き実施  「革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業」の成果を踏まえ、引き続き自治体へのAI・RPA導入を推進	OA I・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数【2020年度末までに300団体】	OA I・RPAの活用による歳出効率化効果等も含め、各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表



	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現		<p>自治体C I Oの育成(※)や、地域でのオープンデータの利活用を推進する職員の養成によって、I T人材の更なる確保・育成を推進</p> <p>※「自治体C I O育成研修」として、地方公共団体職員向け研修を実施し、地方公共団体における情報システムの適切かつ安全な管理、業務の効率化、効果的な地域情報化の展開などを推進</p> <p>テキスト・カリキュラム(全体最適化、運営管理)の改訂を実施</p>	<p>自治体C I Oの育成(※)によって、I T人材の更なる確保・育成を推進</p> <p>※現行のテキスト・カリキュラムから前年度に改訂した部分(全体最適化、運営管理)を差し替えて、「自治体C I O育成研修」を実施</p> <p>テキスト・カリキュラム(I Tガバナンス、I T投資評価)の改訂を実施</p> <p>地域でオープンデータの取組を推進する地方公共団体職員向けの研修の実施</p>	<p>自治体C I Oの育成(※)によって、I T人材の更なる確保・育成を推進</p> <p>※現行のテキスト・カリキュラムから前年度に改訂した部分(I Tガバナンス、I T投資評価)を差し替えて、「自治体C I O育成研修」を実施</p> <p>テキスト・カリキュラム(オープンデータ利活用、A I・R P A追加等)の改訂を実施</p>	<p>○自治体C I O育成研修の実施回数、受講生数 【目標：2019年度2回(10日間)、70名】</p> <p>○オープンデータの取組を推進する地方公共団体職員向けの研修への参加地方公共団体数 【目標：2019年度末までに約500団体】</p>	<p>○生活に身近な分野でのI o Tを活用した取組を創出した地方公共団体数 【目標：2020年度末までに800団体】</p> <p>○地方公共団体のオープンデータ取組率 【2018年9月時点20%⇒2020年度末100%】</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現		<p>自治体C I O・C I O補佐官に外部人材を任用した場合の有用性等の調査を実施し、方針を検討</p> <p>《総務省、内閣官房情報通信技術（I T）総合戦略室》</p>	<p>外部人材任用の方針を踏まえた取組を実施</p>	<p>外部人材任用の方針を踏まえた取組を実施</p>	<p>○外部人材任用の方針決定後に検討</p>	<p>○外部人材任用の方針決定後に検討</p>
25	<p>自治体情報システム構造改革の推進（重点課題対応分）について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる</p> <p>重点課題対応分に関連する諸施策について、地方公共団体による前年度までの取組の成果を把握・見える化し、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置を講じる。（再掲）</p>	<p>複数団体による自治体クラウドの導入を、地方交付税措置により重点課題として支援</p> <p>《総務省》</p>	<p>地方公共団体による前年度までの取組の成果を把握・見える化し、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置</p>	<p>地方公共団体による前年度までの取組の成果を把握・見える化し、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置</p>	<p>○クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,600団体】</p> <p>○自治体クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,100団体】</p>	<p>○地方公共団体の情報システム運用コスト 【目標：3割圧縮（目標期限を集中改革期間中に設定）】</p> <p>○（クラウド導入に伴う）歳出効率化等の成果（事後的に検証する指標） ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に実情に応じた歳出効率化効果等（効率的なシステム調達等）を把握</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現	<p>26 許認可・補助金の手続簡素化、書式・様式の統一、行政手続における添付書類の一括廃止、デジタル化・オンライン化</p> <p>行政手続コストの削減に向けて、国と歩調を合わせ、地方公共団体による許認可・補助金の手続簡素化、書式・様式の統一について、関係府省が連携し、取組を促進する方策を具体化するとともに、行政手続における添付書類を一括して撤廃するための取組を着実に推進する。また、デジタル化・オンライン化に積極的に取り組む地方自治体への支援を進める。</p>	<p>2020年3月までに事業者の行政手続コストを20%以上削減するため、各省の簡素化計画を点検（年間3億3千万時間（8千億円）の行政手続コストのうち、7千万時間（2千億円）の削減が実現する見通し（削減率22%））。今後とも、定期的の実績を評価し、対策の強化を要請。また、地方自治体に対しても行政手続コストの削減を要請するとともに、簡素化・オンライン化に積極的な地方自治体を応援</p> <p>地方自治体の区域を越えて広域的に活動する事業者にとって負担となっている、自治体間での手続上の書式・様式の違いについて、地方自治体と協議しつつ、書式・様式ごとに、各府省において統一・電子化などの改善方策を検討し、必要な措置を実施</p>	<p>行政手続コストの削減へ向け、簡素化計画に記載された取組のうち、2020年度以降に取り組むこととされている事項につき、引き続き実施</p> <p>自治体間での書式・様式の見直しにつき、2020年度以降に取り組むこととされている事項につき、引き続き措置</p>	<p>行政手続コストの削減へ向け、簡素化計画に記載された取組のうち、2020年度以降に取り組むこととされている事項につき、引き続き実施</p> <p>自治体間での書式・様式の見直しにつき、2020年度以降に取り組むこととされている事項につき、引き続き措置</p>	<p>○各省が策定した重点9分野（※）についての行政手続の簡素化計画において、行政手続コストの20%以上の削減に向けた進捗管理・フォローアップ（削減率）※営業の許可・認可に係る手続、社会保険に関する手続、国税、地方税、補助金の手続、調査・統計に対する協力、従業員の労務管理に関する手続、商業登記等、従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行</p> <p>○地方公共団体における手続上の書式・様式について、事業者の負担が大きいもの46件の統一に向けた各省の取組の進捗管理・フォローアップ</p>	<p>○2020年3月までの国における事業者の行政手続コストの20%以上の削減</p> <p>○地方公共団体における手続上の書式・様式について、国と歩調を合わせ、統一化の推進</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現		<p>商業法人登記情報の連携開始に向けた各府省との調整を実施</p> <p>上記のほか、各種添付書類の省略に向けた検討</p>	<p>商業法人登記情報の連携開始</p> <p>引き続き、各種添付書類の省略に向けた検討</p>	<p>登記事項証明書（商業法人）の提出の省略に向け、所要の措置を講じる</p> <p>引き続き、各種添付書類の省略に向けた検討</p>	<p>○各種添付書類の省略について検討に着手した手続数</p>	<p>○登記事項証明書（商業法人）の省略が可能な手続数</p> <p>○各種添付書類の省略が可能な手続数</p>
		<p>世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画等に基づく各種支援策により、地方公共団体のデジタル化・オンライン化を推進</p>	<p>引き続き、左記の支援策により、地方公共団体のデジタル化・オンライン化を推進</p>	<p>引き続き、左記の支援策により、地方公共団体のデジタル化・オンライン化を推進</p>	<p>○都道府県の官民データ活用推進計画策定団体数 【目標：2020年度末までに47都道府県】</p>	<p>○都道府県の官民データ活用推進計画に記載された施策の目標達成率 【目標：全都道府県の計画策定後に施策調査を行い設定】</p>
		<p>≪内閣府、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室≫</p>				

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現	<p>27 マイナンバー制度の利活用の促進等</p> <p>戸籍事務などの公共性の高い分野におけるマイナンバー制度の利活用を進めるとともに、情報連携対象事務の拡充を行う。マイナンバーカードについて、これを利用した医療保険のオンライン資格確認の2020年度からの本格運用や公的個人認証の民間部門における活用・普及促進に向けた取組を着実に進めるなど、ロードマップに基づく官民の取組を強力に推進し、進捗状況を点検・評価する。</p>	<p>戸籍事務等への番号利用事務の拡充等を含む改正マイナンバー法案を提出</p> <p>ロードマップに基づく官民の取組を強力に推進し、進捗状況を点検・評価</p> <p>《内閣官房番号制度推進室、総務省》</p>	<p>改正法に対応した準備・順次施行</p> <p>引き続き、ロードマップに基づく官民の取組を強力に推進し、進捗状況を点検・評価</p>	<p>改正法に対応した準備・順次施行</p> <p>引き続き、ロードマップに基づく官民の取組を強力に推進し、進捗状況を点検・評価</p>	<p>○マイナンバー制度の情報連携の本格運用の対象事務手続数 【2019年以降に2,000件以上】</p> <p>○情報連携の活用数 【2019年度以降に計1億件】</p> <p>○各種証明書のコンビニ交付の実施団体の人口 【2019年度末に実施団体の人口1億人】</p> <p>○子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）の対応状況 【取扱機関数（地方公共団体等）及びワンストップサービスにより電子申請可能な手続数（地方公共団体毎の対象手続数の合計）について2019年度中に増加】</p>	<p>○マイナンバー制度の情報連携対象事務及び対象情報の範囲拡大によるデジタルファーストの推進</p> <p>○コンビニ交付サービス（マイナンバーカードの利活用）の拡大による住民の利便性向上及び地方公共団体の窓口負荷軽減</p> <p>○マイナポータルを活用したデジタル3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッドワンストップ）の推進</p> <p>○マイナポータルAPIの提供件数 【2021年度までに10機能のAPIを提供】</p>

## 5. 文教・科学技術

# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上 ⇒教育政策における外部資源の活用やP D C Aサイクルの徹底、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。</p> <p><b>【指標①】</b>OECD・PISA調査等の各種調査における水準の維持・向上 ※PISA2015:科学リテラシー1位、読解力6位、数学リテラシー1位など、世界トップレベルの維持・向上 ※知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成</p>	<p>○業務改善の方針等を策定している都道府県の割合 ※2018年度：91.5%→2021年度：100%</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県の割合 ※2018年度：87.2%→2021年度：100%</p> <p>○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合 ※（政令市）2018年度：85%→2021年度：100% ※（市区町村）2018年度：21%→2021年度：50%</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している政令市・市区町村の割合 ※（政令市）2018年度：55%→2021年度：80% ※（市区町村）2018年度：47%→2021年度：70%</p>	<p>○少子化の進展（児童生徒数、学級数の減少等）及び小規模化した学校の規模適正化の動向、学校の課題（いじめ・不登校、校内暴力、外国人児童生徒、障害のある児童生徒、子供の貧困等）に関する客観的なデータ、教育政策に関する実証研究の結果等を踏まえた予算の裏付けのある公立小中学校の教職員定数の中期見通しの策定状況を踏まえた都道府県・政令市の方針策定計画割合 ※データなし、要調査→2019年度の改革工程表改定までに、現状値を調査の上、2021年度の目標値を設定</p> <p>○特別免許状授与件数 ※2016年度：延べ1,101件 →2021年度：延べ1,600件 ○外国語指導助手（ALT）等の配置状況 ※2017年度：12,912人（小学校） →2021年度：15,000人（小学校）</p> <p>○学校事務の共同実施を実施している市町村の割合 ※2018年度：63.8%→2021年度：75%</p> <p>○部活動について、部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている市町村の割合 ※2018年度：59.7%→2021年度：70% ○「運動部活動の在り方に関する方針」等に中学校について週2日以上休養日を設定している都道府県の割合 ※2018年8月：60%→2021年度：100%</p>	<p>1. 教育政策の実証研究（※）を推進するとともに、同実証研究の進展等を踏まえた教職員定数の中期見通しの策定</p> <p>※現在実施している実証研究を見直す ①学級規模等の影響効果 ②加配教員・専門スタッフ配置の効果分析 ③高い成果を上げている地域・学校の取組・教育環境の分析 ④教員の勤務実態の実証分析</p> <p>2-1. 学校における働き方改革（外部人材の活用等によるチームとしての学校の推進）</p> <p>2-1. 学校における働き方改革（学校事務の共同実施）</p> <p>2-1. 学校における働き方改革（部活動における外部人材や民間機関の活用）</p>

# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上 ⇒教育政策における外部資源の活用やP D C Aサイクルの徹底、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。</p> <p><b>【指標①】</b> O E C D ・ P I S A 調査等の各種調査における水準の維持・向上 ※ P I S A 2015: 科学リテラシー1位、読解力6位、数学リテラシー1位など、世界トップレベルの維持・向上 ※ 知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成</p>	<p>○業務改善の方針等を策定している都道府県の割合 ※2018年度：91.5%→2021年度：100%</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県の割合 ※2018年度：87.2%→2021年度：100%</p> <p>○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合 ※（政令市）2018年度：85%→2021年度：100% ※（市区町村）2018年度：21%→2021年度：50%</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している政令市・市区町村の割合 ※（政令市）2018年度：55%→2021年度：80% ※（市区町村）2018年度：47%→2021年度：70%</p>	<p>○学習者用コンピュータの整備状況 ※2018年3月：児童生徒5.6人に1台 →2021年度：3人に1台 ○高等学校における規制改革特例措置活用による遠隔授業の実施校数 ※5年以内のできるだけ早期に遠隔教育を希望する全ての小・中・高等学校で活用できるよう、工程表を含む中間とりまとめを今年度末までに策定 ○小中高等学校における遠隔授業の実施自治体割合 ※データなし、要調査→2019年度の改革工程表改訂までに、現状値を調査の上、2021年度の目標値を設定 ○統合型校務支援システムの導入率 ※2018年3月：52.5% →2021年：91%</p> <p>○学校の小規模化について対策の検討に着手している自治体の割合 ※2016年度：58% →2021年度：100% ○学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）を策定している自治体の割合 ※2017年4月：4%→2021年度：100% ○廃校施設のうち、活用の用途が決まっていないものの割合 ※2016年5月：21.2%→2021年度：18%</p> <p>○高等学校のコミュニティ・スクールを導入している都道府県の割合（具体的な導入計画がある都道府県も含む） ※2018年度：44.7%→2021年度：100% ○地域課題に係る学習を単位認定している学校数 ※データなし、要調査→2019年度の改革工程表改訂までに、現状値を調査の上、2021年度の目標を設定</p>	<p>2-2. 教育の情報化 ・教育の情報化 ・遠隔教育の推進 ・ICT活用による校務改善等</p> <p>3. 学校規模適正化・適正配置、学校施設の統合、廃校施設の活用促進 ・統合による魅力ある学校づくり等を推進するため、学校の規模適正化・適正配置を促進 ・各自治体における公立学校施設の長寿命化に向けた施設計画の策定 ○廃校施設の活用促進</p> <p>4. 地域社会との連携をはじめとした、高等学校教育改革のP D C Aサイクルと「見える化」の推進</p>

# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上 ⇒教育政策における外部資源の活用やPDCAサイクルの徹底、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。</p> <p><b>【指標②】</b>教育の質の向上 ○2019年度の改革工程表改訂までに、卒業後の状況など学修成果等に関する具体的な指標（現状値や目標値を含む）を設定</p> <p><b>【指標③】</b>（インプットに対する）被引用回数トップ10%論文数の増加 ※2019年の改革工程表改訂までに、CST I等での議論を踏まえ、目標値を設定</p> <p><b>【指標④】</b>企業等からの大学・公的研究機関への投資額 ※2025年度までに、大学・国立研究開発法人等への民間研究開発投資を3倍増 →「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」による目標値は約3,500億円 (2014年度実績：1,151億円)</p>	<p>○国立大学法人における寄附金受入額の増加 ※2014年度：約729億円→2020年度：2014年度比1.3倍 ○若手研究者比率の増加 ※40歳未満の大学本務教員割合を3割以上 ○我が国の大学の研究生産性（インプットに対する論文数等）の向上 ※2019年度の改革工程表改訂までに、具体的な指標（現状値や目標値を含む）を設定</p> <p>○定員充足率80%未満で赤字経営となっている大学について ①学生一人当たり経常費補助と全大学平均（全大学平均を下回る水準へと引き下げ等） ※2017年度全大学平均：157千円 ②学生一人当たり経常費補助額が全大学平均を上回る大学数の減少</p> <p>○高等教育無償化の支援対象学生のGPA（平均成績）、就職・進学率の状況 ※高等教育無償化は2020年度から実施予定のため、制度実施後に現状値を調査の上、目標値を設定</p>	<p>○「評価による無用な負担が軽減された」と回答した大学の割合（目標）2022年度：80% ※認証評価の制度改訂は関係審議会の審議を経て行われる予定のため、制度改正後に現状値を調査 ○運営費交付金のうち、外部資金の獲得状況や質の高い論文数など、教育・研究の成果にかかる客観・共通指標による相対評価に基づく配分対象額及び当該部分の割合の増加と影響の把握・評価 ○学部・研究分野別のセグメント毎の予算管理を実施している大学数、これに基づき、教育・研究成果を評価した上で学内予算配分を行う大学数 ※（目標）2021年：すべての国立大学 ○研究大学における外部理事を複数登用する国立大学法人数の増加 ※2017年度：5法人 ※2023年度までに研究大学における外部理事を複数登用する法人数を2017年度の水準（31%）から倍増</p> <p>○一般補助における教育の質に応じたメリハリの強化の状況 ※2018年度予算：▲2%～+2% ○赤字経営、定員割れ大学への減額ルールの設定・実施の効果 ※入学定員充足率90%未満の私立大学の割合（2017年度：26.3%→2020年度：半減） ※情報の公表状況により私学助成の減額となる大学数（2017年度：36校→2020年度：半減）</p> <p>○教育の質を担保するための、高等教育無償化の支援対象機関に係る具体的・統一的要件（シラバス、GPA（平均成績）等）の設定・適用状況 ※2019年度中に機関要件を設定 ○経営困難な大学等及び専門学校についての高等教育無償化の支援対象機関としない条件の設定・適用状況 ※2019年度中に支援対象機関としない条件を設定</p>	<p>5. 教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善、大学への財政支援についてメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し ・国立大学法人運営費交付金等について、PDCAの確立、学内配分や用途等の「見える化」、戦略的な配分割合の増加 ・大学の連携・統合等、外部人材の理事登用促進による大学の経営力強化</p> <p>6. 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化</p> <p>7. 学生への修学支援の重点的・効率的な実施</p>

# 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上 ⇒教育政策における外部資源の活用やPDCAサイクルの徹底、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。</p> <p><b>【指標⑤】</b> 地方自治体の教育振興基本計画（教育基本法第17条第2項に基づき地方自治体が定める計画）に基づき、エビデンスに基づくPDCAサイクルに関する具体的な取組を実施している割合： （目標）2021年度：50% ※2019年度の改革工程表改定までに現状値を調査</p>	<p>○公立化された大学の地域貢献の実現 ※卒業生の地域内就職率、地域内入学率等の変化を把握して評価</p> <p>○地方自治体の教育振興基本計画（教育基本法第17条第2項に基づき地方自治体が定める計画）における、エビデンスに基づくPDCAサイクルに関する取組を盛り込んでいる割合 ※（目標）2021年度：100% ※2019年度の改革工程表改定までに現状値を調査</p>	<p>○今後私立大学から公立化する大学について、見込まれる経営見通しや設立団体の財政負担を見える化 ※2018年中に検討した「見える化」の方策に基づき、2019年以降「見える化」を推進</p> <p>○全国学力・学習状況調査に関するデータの研究者等への貸与件数 ※2017年度：7件（委託研究等による貸与件数）→2021年度：2017年度比3倍増</p> <p>○調査データの二次利用件数 ※2017年度：260件→2021年度：340件</p>	<p>8. 私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう財政支援等の徹底した見える化、教育成果に応じたメリハリ付け</p> <p>9. ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるPDCAサイクルを確立</p>

## 文教・科学技術 2. イノベーションによる歳出効率化等

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 イノベーション創出による歳出効率化等 ⇒EBPM化を図りながら、官民をあげて研究開発を推進することで、国民の生活の質の向上等に貢献する形で、Society5.0やイノベーション・エコシステムの構築等の実現を目指し、世界最高水準の「イノベーション国家創造」の実現につなげる。</p> <p>【指標①】世界経済フォーラム世界競争力項目別ランキング「イノベーション力」の順位の維持・向上 ※2018年度は第6位 ※評価指標の変更によって、順位が変動する可能性があることに留意が必要</p> <p>【指標②】被引用回数トップ10%論文数の増加 ※2019年の改革工程表改定までに、CSTI等での議論を踏まえ、目標値を設定</p> <p>【指標③】企業等からの大学・公的研究機関への投資額 ※2025年度までに、大学・国立研究開発法人等への民間研究開発投資を3倍増 →「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」による目標値は約3,500億円 (2014年度実績：1,151億円)</p>	<p>○科学技術政策におけるEBPM化が図られたことによる成果の創出 ※大学の特許の実施許諾件数の5割増加(2020年度：年間15,000件)</p>	<p>○大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額 ※大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額(2015年度：21,000件、467億円→2021年度：2015年度比2倍)</p> <p>○大型研究施設の産学官共用が推進されるよう、毎年度安定的に利用時間を確保 ※共用システムを構築した研究組織数(2018年度：70→2020年度：100)</p>	<p>10. 国民の生活の質の向上、歳出の効率化を通じた国民負担の軽減に向け、官民を挙げて社会的課題解決に資する研究開発を推進 ・戦略的イノベーション創造プログラム(SIP) ・官民研究開発投資拡大プログラム(PRISM)等</p> <p>11. 民間投資の誘発効果が高い大型研究施設について官民共同等の新たな仕組みで推進</p> <p>12. 大型研究施設の最大限の産学官共用を図る ・大型研究施設の産学官共用の促進 ・大学等の研究設備・機器等の共用</p>

## 文教・科学技術 2. イノベーションによる歳出効率化等

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 イノベーション創出による歳出効率化等 ⇒EBPM化を図りながら、官民をあげて研究開発を推進することで、国民の生活の質の向上等へ貢献する形で、Society5.0やイノベーション・エコシステムの構築等の実現を目指し、世界最高水準の「イノベーション国家創造」の実現につなげる。</p> <p>【指標①】世界経済フォーラム世界競争力項目別ランキング「イノベーション力」の順位の維持・向上 ※2018年度は第6位 ※評価指標の変更によって、順位が変動する可能性があることに留意が必要</p> <p>【指標②】被引用回数トップ10%論文数の増加 ※2019年の改革工程表改定までに、CSTI等での議論を踏まえ、目標値を設定</p> <p>【指標③】企業等からの大学・公的研究機関への投資額 ※2025年度までに、大学・国立研究開発法人等への民間研究開発投資を3倍増 →「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」による目標値は約3,500億円 (2014年度実績：1,151億円)</p>	<p>○科学技術政策におけるEBPM化が図られたことによる成果の創出 ※大学の特許の実施許諾件数の5割増加(2020年度：年間15,000件)</p>	<p>○EBPM化を実現するツールとしての、エビデンスシステムの構築・活用 ○2020年度までに国立大学・研究開発法人内利用の開始を実現</p> <p>○「第5期科学技術基本計画」「統合イノベーション戦略」に沿った科学技術イノベーション政策の着実な実施 ○大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額【再掲】 ※大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額(2015年度：21,000件、467億円→2021年度：2015年度比2倍) ○2020年度までに40歳未満の大学本務教員の数2013年度から1割増加 ○2020年度までに研究開発型ベンチャー企業の新規上場数(IPO等)を2014年度の水準から倍増</p>	<p>13. 科学技術分野においてもエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、EBPM化を含め予算の質の向上を図る</p> <p>14. 政府事業・制度等のイノベーション化の推進</p> <p>15. 経済財政諮問会議と科学技術関連司令塔の連携により、科学技術基本計画の着実な推進を図り、世界最高水準の「イノベーション国家創造」を目指す ・経済財政諮問会議とCSTI等の関係司令塔の連携による、第5期科学技術基本計画の着実な推進(「統合イノベーション戦略」の着実な実施) ・ムーンショット型研究開発制度の創設・推進 ・官民研究開発投資の拡大【2020年度：官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上】 ・業績に応じた処遇の実現と年俸制の導入による若手の活躍促進と人材流動性向上 ・科学技術・イノベーションの担い手の育成(AI人材等の育成、STEMの推進等)</p>

# 文教・科学技術 3. 官民一体となったスポーツ・文化の振興

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 官民一体となったスポーツ・文化の振興 ⇒スポーツ・文化の経済的価値等を活用した財源を将来の投資に活用・好循環させることにより、スポーツ・文化の価値を当該分野の振興のみならず経済・社会の発展に活用する。</p> <p><b>【指標】</b> 企業等から・文化機関・スポーツ機関への投資額 ※2025年の文化とスポーツの市場規模：33兆円</p>	<p>○スポーツツーリズム関連消費額 ※2015年度：約2,204億円 →2021年度：3,800億円</p> <p>○スポーツ市場規模 ※2012年：5.5兆円 →2020年：10兆円、2025年：15兆円</p> <p>○国民の文化活動への寄付活動を行う割合 ※28年度：9.6%→上昇</p> <p>○国立美術館・博物館の寄付金受入額 ※28年度：国立美術館 約8.5億円 国立文化財機構 約7.5億円 →増加</p> <p>○文化の市場規模 ※2016年度：8.9兆円 →（目標）2025年までに18兆円（GDP比3%程度）に拡大</p>	<p>○スポーツ参画人口の拡大 ※成人の週1回以上のスポーツ実施率：2017年51.5%→2021年65%程度</p> <p>○地域交流拠点としてのスタジアム・アリーナ設置数 ※2017年から2025年までに20拠点 ※スタジアム・アリーナ改革により、民間活力の導入を促し、収益性の向上による公的負担の軽減を図る。</p> <p>○地域スポーツコミッション設置数 ※2016年度：56→2021年度：170</p> <p>○スポーツ目的の訪日外国人旅行者数 ※2015年度：約138万人→2021年度：250万人</p> <p>○大学スポーツアドミニストレーター配置大学数 ※2017年度：17大学→2021年度：100大学</p> <p>○UNIVAS加盟団体数 ※2019年：220団体→2025年：460団体</p> <p>○国立美術館・博物館の自己収入の増加 ※毎年度、前年度実績を上回る</p> <p>○文化施設の入場者数・利用者数の増加 ※26年度：約1.3億人</p> <p>○アート市場規模の拡大 ※2017年：3.6%→2021年：7%</p>	<p>16. 民間資金も活用した官民一体となったスポーツ施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツによる地域活性化の推進</li> <li>・大学横断・競技横断的統括組織の設立等を通じた大学スポーツの振興</li> <li>・スタジアムアリーナ改革の推進</li> </ul> <p>17. 民間資金を活用した文化施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間資金等による文化財の保存・活用の推進</li> <li>・国立美術館・博物館の自己収入を活用した収蔵品の修理</li> <li>・アート市場の活性化</li> </ul>

# 5-1 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

少子化の進展する中で、教育の質の維持・向上、効率化を図るため、教職員定数の中期見通しを策定するとともに、学校における働き方改革を推進する。また、学校施設の長寿命化、学校事務の共同実施、教育の情報化等について推進する。さらに、国立大学法人運営費交付金の戦略的な配分割合増加等を進めるとともに、私学助成について、教育の質や経営力に応じたメリハリ付けを行う。加えて、教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性のあるPDCAサイクルを確立する。これらにより、OECD・PISA調査等の各種調査における教育水準の維持・向上を目指す。

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
少子化の進展を踏まえた予算の効率化、教育の質の向上	<b>1 教育政策の実証研究を推進するとともに、同実証研究の進展等を踏まえた教職員定数の中期見通しの策定</b> 少子化の進展や厳しい財政状況等の中での教育の質の向上を図るため、教育政策の実証研究を踏まえた予算の裏付けのある公立小中学校の教職員定数の中期見通しを策定する。	2018年度までの教育政策に関する実証研究の分析結果を踏まえ、分析手法等の見直し・追加調査を実施 ≪文部科学省、都道府県、市町村≫  公立小中学校の教職員定数の中期見通しを各都道府県・指定都市に周知・共有 ≪文部科学省、都道府県、市町村≫	実証研究及び追加調査の分析結果を各種政策に活用するとともに、必要に応じて、追加調査を実施  公立小中学校の教職員定数の中期見通しを踏まえた都道府県・指定都市の方針策定計画について把握	調査結果の幅広い研究者による利用可能化のための条件整備及び更なる実証研究の推進  教育政策に関する実証研究の進展や都道府県・指定都市の動向等を踏まえ、必要に応じ、公立小中学校の教職員定数の中期見通しの改定を検討	○少子化の進展（児童生徒数、学級数の減少等）及び小規模化した学校の規模適正化の動向、学校の課題（いじめ・不登校、校内暴力、外国人児童生徒、障害のある児童生徒、子供の貧困等）に関する客観的なデータ、教育政策に関する実証研究の結果等を踏まえた予算の裏付けのある公立小中学校の教職員定数の中期見通しの策定状況を踏まえた都道府県・政令市の方針策定計画割合 ※データなし、要調査→2019年度の改革工程表改定までに、現状値を調査の上、2021年度の目標値を設定	○業務改善の方針等を策定している都道府県の割合 ※2018年度：91.5%→2021年度：100% ○業務改善状況を定量的に把握している都道府県の割合 ※2018年度：87.2%→2021年度：100% ○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合 ※（政令市）2018年度：85%→2021年度：100% ※（市区町村）2018年度：21%→2021年度：50% ○業務改善状況を定量的に把握している政令市・市区町村の割合 ※（政令市）2018年度：55%→2021年度：80% ※（市区町村）2018年度：47%→2021年度：70%
	<b>2 学校における働き方改革、教育の情報化</b> 学校における働き方改革に向け、英語・プログラミング等の分野での特別免許状教員等の外部人材の拡充、部活動における外部人材や民間機関の活用など学校と地域の連携・協働を進める。 学校事務の共同実施、教育の情報化等について、K P I を掲げ工程化して推進する。	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ等の多彩な外部人材の適正配置を促進することにより、教員の負担軽減を図るとともに、学校の教育力を向上。 ≪文部科学省、都道府県、市町村≫  学校事務の共同実施の実態を踏まえ、成果や課題を整理 ≪文部科学省、都道府県、市町村≫  運動部活動・文化部活動改革の取組状況に係るフォローアップを行い、地域の実情に応じた外部人材や民間機関の活用を促進 ≪文部科学省、都道府県、市町村≫	専門スタッフの配置実績等を踏まえ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ等の多彩な外部人材の適正配置を推進  学校事務の共同実施の好事例を全国へ普及・展開するとともに、成果や課題等を自治体と共有。	専門スタッフの配置実績等を踏まえ、更なる適正配置方を検討。  学校事務の共同実施の実施状況等を踏まえ、必要に応じて支援を行いつつ自治体の取組を推進	○特別免許状授与件数※2016年度：延べ1,101件→2021年度：延べ1,600件 ○外国語指導助手（ALT）等の配置状況※2017年度：12,912人（小学校）→2021年度：15,000人（小学校）  ○学校事務の共同実施を実施している市町村の割合※2018年度：63.8% →2021年度：75%  ○部活動について、部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている市町村の割合※2018年度：59.7%→2021年度：70% ○「運動部活動の在り方に関する方針」等に中学校について週2日以上休養日を設定している都道府県の割合※2018年8月：60%→2021年度：100%	※（政令市）2018年度：85%→2021年度：100% ※（市区町村）2018年度：21%→2021年度：50% ※（政令市）2018年度：55%→2021年度：80% ※（市区町村）2018年度：47%→2021年度：70%

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
少子化の進展を踏まえた予算の効率化、教育の質の向上	<p>〔教育の情報化〕</p> <p>〔遠隔教育の推進〕</p> <p>〔ICT活用による校務改善等〕</p>	<p>「未来の学びコンソーシアム」における教材情報を含む実施事例の掲載等により、教材開発を促進するとともに、教員研修の際の活用を図る          ≪文部科学省、都道府県、市町村≫</p> <p>モデル事業を通じ、遠隔教育に係る実践例を積み重ねるとともに、好事例を普及・展開          ≪文部科学省、都道府県、市町村≫</p> <p>ICT活用による校務改善等、学校現場の業務改善に関する実証研究を行い、好事例を全国へ普及・展開          ≪文部科学省、都道府県、市町村≫</p>	<p>様々な教材開発や教員研修の質の向上を通じ、小学校におけるプログラミング教育を効果的に実施</p> <p>前年度までの取組を踏まえ、遠隔教育の効果的な実施に関するノウハウを整理し、普及・展開</p> <p>実証研究の成果を踏まえ、各自治体における学校現場の業務改善に関する取組を推進</p>	<p>遠隔教育に関する好事例やノウハウについて、各種会議等において発信し、全国における遠隔教育の活用を促進</p> <p>教育委員会における業務改善に関する取組状況等を踏まえ、引き続き取組を推進</p>	<p>○学習者用コンピュータの整備状況          ※2018年3月：児童生徒5.6人に1台→2021年度：3人に1台</p> <p>○高等学校における規制改革特例措置活用による遠隔授業の実施校数          ※5年以内のできるだけ早期に遠隔教育を希望する全ての小・中・高等学校で活用できるよう、工程表を含む中間とりまとめを今年度末までに策定</p> <p>○小中高等学校における遠隔授業の実施自治体割合          ※データなし、要調査→2019年度の改革工程表改定までに、現状値を調査の上、2021年度の目標値を設定</p> <p>○統合型校務支援システムの導入率          ※2018年3月：52.5%→2021年：91%</p>	<p>○業務改善の方針等を策定している都道府県の割合          ※2018年度：91.5%→2021年度：100%</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県の割合          ※2018年度：87.2%→2021年度：100%</p> <p>○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合          ※（政令市）2018年度：85%→2021年度：100%          ※（市区町村）2018年度：21%→2021年度：50%</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している政令市・市区町村の割合          ※（政令市）2018年度：55%→2021年度：80%          ※（市区町村）2018年度：47%→2021年度：70%</p>
	<p><b>3 学校規模適正化・適正配置、学校施設の統合、廃校施設の活用促進</b></p> <p>学校施設について先進・優良事例の横展開を含め長寿命化に向けた施設計画策定や学校統合、廃校施設の活用促進に一体的に取り組む。</p> <p>〔統合による魅力ある学校づくり等を推進するため、学校の規模適正化・適正配置を促進〕</p> <p>〔各自治体における公立学校施設の長寿命化に向けた施設計画の策定〕</p> <p>〔廃校施設の活用促進〕</p>	<p>学校の規模適正化・適正配置に関する好事例を創出しつつ、全国展開するとともに、2018年度中に公表する都道府県ごとの検討状況などを踏まえ、各自治体における取組を促す          ≪文部科学省、都道府県、市町村≫</p> <p>学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）に関する解説書を周知するとともに、事業採択にあたっては2019年度から計画策定状況を勘案することにより、各自治体における長寿命化計画の策定及び計画に基づく施設整備の推進を促す          ≪文部科学省、都道府県、市町村≫</p> <p>2018年度調査を踏まえ、現状や課題を分析したうえで、廃校施設活用の好事例を全国展開し、各自治体の取組を推進          ≪文部科学省、都道府県、市町村≫</p>	<p>引き続き各自治体の取組を推進しつつ、進捗を把握するための調査を実施</p> <p>各自治体における長寿命化計画の策定率100%達成し、計画に基づく施設整備の推進を促す</p> <p>現状の進捗を把握するための調査を実施し、その結果等を踏まえ、各自治体における廃校のさらなる活用促進を図る</p>	<p>調査結果等を踏まえた、各自治体における学校の適正規模・適正配置に係る取組を推進</p> <p>各自治体における長寿命化計画に基づく施設整備の推進を促す</p>	<p>○学校の小規模化について対策の検討に着手している自治体の割合          ※2016年度：58%→2021年度：100%</p> <p>○学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）を策定している自治体の割合※2017年4月：4%→2021年度：100%</p> <p>○廃校施設のうち、活用の用途が決まっていないものの割合※平成2016年5月：21.2%→2021年度：18%</p>	
<p><b>4 地域社会との連携をはじめとした、高等学校教育改革のPDCAサイクルと「見える化」の推進</b></p> <p>地域振興の核としての高等学校の機能強化          地方から大都市圏への人口移動の大宗を占める大学進学や就職をする若者の動きに歯止めをかけるため、地方自治体・大学・高等学校・地元産業界等の連携を強化することで、地域人材の育成・還流を図る仕組み（地域人材エコシステム）を構築する。</p>	<p>実践例の収集・分析、好事例の普及・展開により高等学校と地域社会の連携を促進          ≪文部科学省、都道府県、市町村≫</p>	<p>2019年度の取組を継続し、新たに取り組もうとする自治体への地域課題解決に係る学習プログラムの構築支援</p>	<p>全国各地で地域との協働による高等学校教育改革を促進</p>	<p>○高等学校のコミュニティ・スクールを導入している都道府県の割合（具体的な導入計画がある都道府県も含む）          ※2018年度：44.7%→2021年度：100%</p> <p>○地域課題に係る学習を単位認定している学校数          ※データなし、要調査→2019年度の改革工程表改訂までに、現状値を調査の上、2021年度の目標を設定</p>		

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
少子化の進展を踏まえた予算の効率化、教育の質の向上	<p>5 教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善、大学への財政支援についてメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し</p> <p>教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係の整理</p> <p>教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善。国立大学法人運営費交付金等について、PDCAの確立、学内配分や使途等の「見える化」、戦略的な配分割合の増加</p> <p>大学の連携・統合等、外部人材の理事登用促進による大学の経営力強化</p>	<p>外部資金獲得実績や若手研究者比率、運営費交付金等コストあたり質の高い論文数など、成果に係る客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、これに基づき配分（配分対象額700億円。なお、重点支援評価は300億円。これらをあわせると1,000億円）。</p> <p>夏頃までに、教育研究や学問分野ごとの特性を反映した教育研究の成果に係る客観・共通指標及び評価について検討。</p> <p>《文部科学省》</p> <p>一国立大学法人の下で複数の大学を運営するために必要な制度や国立大学に複数の外部理事を任命するために必要な制度改正等を実施</p> <p>《文部科学省》</p> <p>私立学校のガバナンス強化や、学部単位での事業譲渡が円滑に行われるための運用改善を図る</p> <p>《文部科学省》</p>	<p>検討結果を教育・研究の成果に係る客観・共通指標に活用</p> <p>成果に係る指標による配分対象割合・再配分率を順次拡大。</p> <p>各国立大学において制度改正の活用も含めた組織再編等を検討・実施</p> <p>各私立大学における運用改善の活用に係る実施状況に係る状況の調査を実施</p>	<p>制度改正の活用も含めた組織再編の事例等を収集し各国立大学に周知</p> <p>運用の改善の活用も含め連携統合の事例等を収集し、各私立大学に周知</p>	<p>○「評価による無用な負担が軽減された」と回答した大学の割合（目標）2022年度：80%</p> <p>※認証評価の制度改正は関係審議会の審議を経て行われる予定のため、制度改正後に現状値を調査</p> <p>○運営費交付金のうち、外部資金の獲得状況や質の高い論文数など、教育・研究の成果にかかる客観・共通指標による相対評価に基づく配分対象額及び当該部分の割合の増加と影響の把握・評価。</p> <p>○学部・研究科別のセグメント毎の予算管理を実施している大学数、これに基づき、教育・研究成果を評価した上で学内予算配分を行う大学数 ※（目標）2021年：すべての国立大学</p> <p>○研究大学における外部理事を複数登用する国立大学法人数の増加 ※2017年度：5法人</p> <p>※2023年度までに研究大学における外部理事を複数登用する法人数を2017年度の水準（31%）から倍増</p>	<p>○国立大学法人における寄附金受入額の増加 ※2014年度：約729億円→2020年度：2014年度比1.3倍</p> <p>○若手研究者比率の増加 ※40歳未満の大学本務教員割合を3割以上</p> <p>○我が国の大学の研究生産性（インプットに対する論文数等）の向上</p> <p>※2019年度の改革工程表改訂までに、具体的な指標（現状値や目標値を含む）を設定</p>
	<p>6 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化</p> <p>大学への財政支援について、改革の取組や教育成果に応じてメリハリ付けを強化し、頑張る大学の取組を後押しする。国立大学法人運営費交付金等について、PDCAの確立、学内配分や使途等の「見える化」、戦略的な配分割合の増加を進めるとともに、私学助成について、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化を図る。</p>	<p>メリハリある配分方法への見直し（定員未充足に対する調整係数の強化及び教育の質に係る客観的指標導入、特別補助の交付要件見直し等の配分見直しを導入）</p> <p>《文部科学省》</p>	<p>私学助成に係る調査研究結果や私学助成の配分の実態等を踏まえ、教育の質保証や経営力強化に向けたメリハリある配分を引き続き検討</p>	<p>○一般補助における教育の質に応じたメリハリ強化の状況 ※2018年度予算：▲2%～+2%</p> <p>○赤字経営、定員割れ大学への減額ルールの設定・実施の効果 ※入学定員充足率90%未満の私立大学の割合（2017年度：26.3%→2020年度：半減）</p> <p>※情報の公表状況により私学助成の減額となる大学数（2017年度：36校→2020年度：半減）</p>	<p>○定員充足率80%未満で赤字経営となっている大学について①学生一人当たり経常費補助と全大学平均（全大学平均を下回る水準へと引き下げ等）※2017年度全大学平均：157千円</p> <p>②学生一人当たり経常費補助額が全大学平均を上回る大学数の減少</p>	

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
少子化の進展を踏まえた予算の効率化、教育の質の向上	<b>7 学生への就学支援の重点的・効率的な実施</b> 学生への就学支援においては、教育の質が保証され、社会のニーズがある大学等を対象に、支援が必要な学生に適切な支援を重点的・効率的に行う。	学生への就学支援においては、教育の質が保証され、社会のニーズがある大学等を対象に、真に支援が必要な学生に適切な支援を重点的・効率的に行うよう「新しい経済政策パッケージ」に基づき2020年度から新たな支援制度が開始予定であり、これに向けた検討を進める ≪文部科学省≫	大学等での勉学が就職や起業等の職業に結びつき、支援対象学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることを目指し、新たな高等教育の負担軽減措置を実施		○教育の質を担保するための、高等教育無償化の支援対象機関に係る具体的・統一的要件（シラバス、G P A（平均成績）等）の設定・適用状況 ※2019年度中に機関要件を設定 ○経営困難な大学等及び専門学校についての高等教育無償化の支援対象機関としない条件の設定・適用状況 ※2019年度中に支援対象機関としない条件を設定	○高等教育無償化の支援対象学生のG P A（平均成績）、就職・進学率の状況 ※高等教育無償化は2020年度から実施予定のため、制度実施後に現状値を調査の上、目標値を設定
	<b>8 私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう財政支援等の徹底した見える化、教育成果に応じたメリハリ付け</b> 私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう、財政支援等の徹底した見える化、教育成果に応じたメリハリ付けに向け、文科省、総務省が地方自治体との連携を強化する。	財政支援等の徹底した見える化、教育成果に応じたメリハリ付けに向け、地方自治体との連携を強化し、2018年中に検討した「見える化」の方策に基づき、①これまでの公立化事例の財政上の影響分析や公立化の効果の「見える化」、②公立化に際しての当該大学の経営の現状・見通し、財政負担の見通しを把握の上の「見える化」、を推進 ≪文部科学省、総務省、都道府県、市町村≫	財政支援等の徹底した見える化、教育成果に応じたメリハリ付けに向け、地方自治体との連携を一層強化し、「見える化」を一層推進		○今後私立大学から公立化する大学について、見込まれる経営見通しや設立団体の財政負担が見える化 ※2018年中に検討した「見える化」の方策に基づき、2019年以降「見える化」を推進	○公立化された大学の地域貢献の実現 ※卒業生の地域内就職率、地域内入学者率等の変化を把握して評価
	<b>9 ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるP D C Aサイクルを確立</b> 「第3期教育振興基本計画」に基づき、幼児教育から高等教育、社会人教育までライフステージを通じた教育政策全体について、国・都道府県・市町村それぞれの権限を踏まえつつエビデンスに基づく実効性のあるP D C Aサイクルを確立する。文部科学省及び地方自治体においては、コストや成果を含む関連データの徹底的な見える化、全国学力・学習状況調査など自治体所有データの幅広い研究者による利用の円滑化を進める。文部科学省においては、関係府省と連携しつつ、教育政策全般にわたる実証研究の設計や分析結果の検証を行う体制の構築、ロジックモデルの構築による政策目標と施策との関係の合理的設計等を進める。	<b>教育政策全般にわたる実証研究の設計や分析結果の検証を行う体制の構築</b> ≪文部科学省≫  <b>データ収集・活用の促進に向けた調査データベースの在り方の検討</b> ≪文部科学省≫  <b>全国学力・学習状況調査に関する貸与対象データの拡大の検討</b> ≪文部科学省≫  <b>各地方公共団体における教育施策のP D C Aサイクルに係る現状把握</b> ≪都道府県、市町村≫	ロジックモデルの構築による政策目標と施策との関係の合理的設計等を進め、第3期教育振興基本計画のフォローアップ手法を確立  データの収集に向けたコードの統一データ構造等の見直し  全国学力・学習状況調査に関する貸与手続きの簡素化  P D C A サイクル構築の好事例を全国へ普及・展開し、地方公共団体の	第3期教育振興基本計画のフォローアップの実施を通じて、教育政策の評価・改善を進めるなど、実効性あるP D C Aサイクルを構築  第4期教育振興基本計画（2023年度～）への活用等を目指し、文部科学省実施調査や教育関連データのデータベースの構築・整備  地方公共団体における取組状況を把握しつつ、国の取組の情報提供など必要に応じた支援を行い、地方公共団体の取組を一層推進	○全国学力・学習状況調査に関するデータの研究者等への貸与件数 ※2017年度：7件（委託研究等による貸与件数）→2021年度：2017年度比3倍増 ○調査データの二次利用件数 ※2017年度：260件→2021年度：340件	○地方自治体の教育振興基本計画（教育基本法第17条第2項に基づき地方自治体が定める計画）における、エビデンスに基づくP D C Aサイクルに関する取組を盛り込んでいる割合 ※（目標）2021年度：100% ※2019年度の改革工程表改定までに現状値を調査

## 5-2 イノベーション創出による歳出効率化等

世界最高水準の「イノベーション国家創造」に向けた官民研究開発投資の拡大を目指すため、予算を効果的に執行する観点から大型研究施設の最大限の産官学共用を図るとともに、民間投資の誘発効果が高い大型研究施設については、官民共同研究等の新たな仕組みで推進する。さらに、科学技術分野においても、予算のエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、EBPM化を進め、予算の質の向上を図る。こうした取組等を通じて、我が国のイノベーション創出の推進を目標とする。

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
		第5期科学技術基本計画期間（2016年度～2020年度）		第6期科学技術基本計画期間		
イノベーション創出による歳出効率化等	<p>10 国民の生活の質の向上、歳出効率化を通じた国民負担の軽減に向け、官民を挙げて社会的課題解決に資する研究開発を推進</p> <p>国民の生活の質の向上、歳出効率化を通じた国民負担の軽減に向け、官民を挙げて社会的課題解決等に資する研究開発を推進する。</p> <p>〔 戦略的イノベーション創造プログラム (S I P) 〕</p> <p>〔 官民研究開発投資拡大プログラム (P R I S M) 〕</p>	<p>S I P第2期（2018年度～2022年度）については、総合科学技術・イノベーション会議が、社会的に不可欠で我が国の経済・産業競争力にとって重要な課題、予算配分等をトップダウンで決定。府省連携・産学官連携の下、基礎研究から社会実装までを見据えて一貫して研究開発を実施。現在、Society5.0の実現に資する12の課題を推進中。</p> <p>〈内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)〉</p> <p>P R I S Mを推進することで、ターゲット領域※1（民間研究開発投資誘発効果が高い領域等）へ各省施策を誘導。 ※1：2018年度のP R I S M創設に当たり、以下の3領域を設定済み。 様々な分野で活用されるAIの基盤となる「サイバー空間基盤技術」、「フィジカル空間基盤技術」、国土強靱化に貢献する「建設・インフラ維持管理技術/防災・減災技術」</p> <p>〈内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)〉</p>	<p>S I P第2期開始後3年目となる2020年度末までに中間評価を実施し、課題や研究テーマの大胆なスクラップ・アンド・ビルドを行う予定。</p> <p>制度創設3年後となる2020年度末までに中間評価を実施し、評価結果を踏まえて着実に推進</p>	<p>○大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額 ※大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額（2015年度：21,000件、467億円→2021年度：2015年度比2倍）</p> <p>○科学技術政策におけるEBPM化が図られたことによる成果の創出 ※大学の特許の実施許諾件数の5割増加（2020年度：年間15,000件）</p>		
	<p>11 民間投資の誘発効果が高い大型研究施設について官民共同等の新たな仕組みで推進</p> <p>民間投資の誘発効果が高い大型研究施設について官民共同等の新たな仕組みで推進する。</p>	<p>次世代放射光施設について、官民地域パートナーシップにより推進</p> <p>〈文部科学省、都道府県、市町村〉</p>				

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
		第5期科学技術基本計画期間（2016年度～2020年度）		第6期科学技術基本計画期間		
イノベーション創出による歳出効率化等	<b>12 大型研究施設の最大限の産学官共用を図る</b> 予算を効果的に執行する観点から大型研究施設の最大限の産学官共用を図る。  〔 大型研究施設の産学官共用の促進 〕  〔 大学等の研究設備・機器等の共用 〕	SPring-8やSACLA、スーパーコンピュータ「京」等、我が国が世界に誇る最先端の大型研究施設の整備・共用を行い、最大限の産学官共用を着実に実施 ≪文部科学省≫  大学等が有する研究設備・機器等を有効活用するための研究組織内共用システムについて展開し、複数大学、高専、公設試等が連携した研究機器相互利用ネットワークを構築 ≪文部科学省≫		2020年度までの取組も踏まえつつ、更なる共用を推進  2020年度までの取組も踏まえつつ、更なる共用を推進	○大型研究施設の産学官共用が推進されるよう、毎年度安定的に利用時間を確保 ※共用システムを構築した研究組織数（2018年度：70 →2020年度：100）	○科学技術政策におけるEBPM化が図られたことによる成果の創出 ※大学の特許の実施許諾件数の5割増加（2020年度：年間15,000件）
	<b>13 科学技術分野においてもエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、EBPM化を含め予算の質の向上を図る</b> 科学技術分野においても、予算のエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、EBPM化を進め、予算の質の向上を図る。	第5期科学技術基本計画レビュー、第6期科学技術基本計画の策定に活用 ≪内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)≫  エビデンスシステムの政府内利用の開始。EBPMを的確に実施することにより、イノベーションや経済成長に貢献 ≪内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)≫		エビデンスシステムの国立大学・研究開発法人内での利用を開始 国立大学・研究開発法人が、他法人と比較した自法人の立ち位置を把握し、エビデンスに基づくマネジメントを通じて経営を改善	○EBPM化を実現するツールとしての、エビデンスシステムの構築・活用 ○2020年度までに国立大学・研究開発法人内利用の開始を実現	

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
		第5期科学技術基本計画期間（2016年度～2020年度）		第6期科学技術基本計画期間		
イノベーション創出による歳出効率化等	14 政府事業・制度等のイノベーション化の推進 政府事業・制度等のイノベーション化を進める。	イノベーション化を促進するための総合科学技術・イノベーション会議の機能強化 ・政府事業・制度等のイノベーション化の促進に係る調査・分析機能の強化 ・各府省庁所管の事業・制度等の見直し案の提案 ≪内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)≫		第6期科学技術基本計画を踏まえ、必要に応じて取組内容を見直し	○「第5期科学技術基本計画」「統合イノベーション戦略」に沿った科学技術イノベーション政策の着実な実施 ○大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額【再掲】 ※大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額（2015年度：21,000件、467億円→2021年度：2015年度比2倍） ○2020年度までに40歳未満の大学本務教員の数を2013年度から1割増加	○科学技術政策におけるEBPM化が図られたことによる成果の創出 ※大学の特許の実施許諾件数の5割増加（2020年度：年間15,000件）
	15 経済財政諮問会議と科学技術関連司令塔の連携強化により、科学技術基本計画の着実な推進を図り、世界最高水準の「イノベーション国家創造」を目指す 世界最高水準の「イノベーション国家創造」に向けて、官民研究開発投資の拡大を目指す。「Society 5.0」の実現、イノベーション・エコシステムの構築に向けて、「第5期科学技術基本計画」及び「統合イノベーション戦略」に基づき、官民を挙げて研究開発を推進する。未来の科学技術・イノベーションの担い手の教育に当たっては、STEM、プログラミング、英語について世界トップレベルの学力の獲得を目指す。特に、STEMについては、人材育成や教員養成・確保を図るとともに、このための戦略を定め、目標を明らかにし、工程化して進める。  〔経済財政諮問会議とCSTI等の関係司令塔の連携による、第5期科学技術基本計画の着実な推進（「統合イノベーション戦略」の着実な実施）〕  〔ムーンショット型研究開発制度の創設・推進〕  〔官民研究開発投資の拡大【2020年度：官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上】〕  〔業績に応じた処遇の実現と年俸制の導入による若手の活躍促進と人材流動性向上〕  〔科学技術・イノベーションの担い手の育成（AI人材等の育成、STEMの推進等）〕	Society 5.0の実現に向け統合イノベーション戦略推進会議等を通じ、関係省庁・司令塔組織の横断的かつ実質的な調整を推進。「統合イノベーション戦略2019（仮称）」を策定 ≪内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)≫  ムーンショット型研究開発制度の創設 ≪内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)≫  第5期科学技術基本計画レビュー実施。第6期科学技術基本計画の策定に向けた準備 ≪内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)≫  「AI戦略パッケージ」策定及びそれに基づく人材育成の取組を推進 ≪内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)≫		「統合イノベーション戦略2020（仮称）」「第6期科学技術基本計画」の策定	「第6期科学技術基本計画」に基づく施策の推進	

## 5-3 官民一体となったスポーツ・文化の振興

スポーツ市場、文化産業の経済規模(文化GDP)の拡大を図るため、官民一体となったスポーツ・文化の振興を推進する。このため、スタジアムアリーナ改革の推進など、民間資金も活用したスポーツ施策を推進するとともに、民間資金による文化財の保護・活用を推進する。これらにより、2025年度の文化産業とスポーツを合わせた市場規模33兆円を目指す。

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
官民一体となったスポーツ・文化の振興	16 民間資金も活用した官民一体となったスポーツ施策の推進					
	<p>受益者負担にも配慮しつつ、文化財収入、スタジアム・アリーナ収入などを増加させる方策を検討し、これら収入により確保した財源を、将来必要となる投資等に有効活用するとともに、PDCAを構築し、しっかり評価する。スタジアム・アリーナ改革等を通じたスポーツの成長産業化、日本版NCAA創設等の大学スポーツの振興、スポーツツーリズムをはじめとするスポーツを核とした地域活性化など、スポーツ全般にわたって民間資金の活用を推進する。</p>					
	<p>〔スポーツによる地域活性化の推進〕</p> <p>官民が連携したプロモーション展開、有用情報の集約・拡散、地域連携の促進等の実施。地域スポーツコミッション※2を展開 ※2：地方公共団体、スポーツ団体、民間企業等が一体となり、地域活性化に取り組む組織 〈文部科学省、都道府県、市町村〉</p>	<p>地域活性化に向けた各種施策を着実に実施。実施した施策の結果を踏まえ、課題の抽出、解決策を検討 地域スポーツコミッションについても、それまでの取組や社会的なニーズを踏まえ施策を展開</p>			<p>○スポーツ参画人口の拡大 ※成人の週1回以上のスポーツ実施率：2017年51.5%→2021年65%程度 ○地域交流拠点としてのスタジアム・アリーナ設置数 ※2017年から2025年までに20拠点 ※スタジアム・アリーナ改革により、民間活力の導入を促し、収益性の向上による公的負担の軽減を図る。 ○地域スポーツコミッション設置数 ※2016年度：56→2021年度：170 ○スポーツ目的の訪日外国人旅行者数 ※2015年度：約138万人→2021年度：250万人 ○大学スポーツアドミニストレーター配置大学数 ※2017年度：17大学→2021年度：100大学 ○UNIVAS加盟団体数 ※2019年：220団体→2025年：460団体</p>	
	<p>〔大学横断・競技横断の統括組織の設立等を通じた大学スポーツの振興〕</p> <p>学生の学業充実や安全に競技スポーツを実践するための基盤的環境の整備に取り組む一般社団法人大学スポーツ協会（略称：UNIVAS）の取組みを着実に実施 〈文部科学省〉</p>	<p>UNIVASの取組みを着実に実施</p>				
<p>〔スタジアム・アリーナ改革の推進〕</p> <p>官民連携のポイント等をまとめた「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック」、基本構想・基本計画段階における望ましい検討手順を示した「スタジアム・アリーナ運営・管理計画ガイドライン」の普及。先進事例の形成 〈文部科学省〉</p>	<p>ガイドブック等の他の地域への普及。先進事例の拡大</p>					
		<p>スタジアム等の地域にもたらす効果の検証手法について検討 〈文部科学省〉</p>	<p>スタジアム等の効果検証手法の普及</p>			

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
官民一体となったスポーツ・文化の振興	17 民間資金を活用した文化施策の推進					
	<p>受益者負担にも配慮しつつ、文化財収入、スタジアム・アリーナ収入などを増加させる方策を検討し、これら収入により確保した財源を、将来必要となる投資等に有効活用するとともに、PDCAを構築し、しっかり評価する。</p>					
	<p>〔民間資金等による文化財の保存・活用の推進〕</p> <p>〔国立美術館・博物館の自己収入を活用した収蔵品の修理〕</p> <p>〔アート市場の活性化〕</p>	<p>文化財所有者等が、必要に応じて有識者の知見も活用しつつ、民間企業の先端技術を駆使した民間資金による文化財活用方策を検討・実施</p> <p>《文部科学省》</p> <p>国立美術館や博物館は、経営努力として認定された自己収入により、収蔵品の修理、多言語化や外国人向けコンテンツの充実を図る</p> <p>《文部科学省》</p> <p>アート市場の活性化に向けた民間資金の活用方策を検討</p> <p>《文部科学省》</p>	<p>国立博物館・美術館における取組を参考にしながら、公立などの博物館美術館の自立した取組を促進</p> <p>前年度までの取組状況を踏まえ、具体的取組を検討</p>	<p>○国立美術館・博物館の自己収入の増加 ※毎年度、前年度実績を上回る</p> <p>○文化施設の入場者数・利用者数の増加 ※26年度：約1.3億人</p> <p>○アート市場規模の拡大 ※2017年：3.6%→2021年：7%</p>	<p>○国民の文化活動への寄付活動を行う割合 ※28年度：9.6%→上昇</p> <p>○国立美術館・博物館の寄付金受入額 ※28年度：国立美術館 約8.5億円、国立文化財機構 約7.5億円→増加</p> <p>○文化の市場規模 ※2016年度：8.9兆円→（目標）2025年までに、18兆円（GDP比3%程度）に拡大</p>	

## 6. 歳出改革等に向けた取組の 加速・拡大

## 6-1 先進・優良事例の横展開（含む業務イノベーション）

ボトムアップ改革を進めるため、先進的な分野について各省が実施しているモデル事業について、歳出効率化効果・経済効果等を定量的に把握し、評価・公表するとともに、効果が高いものについて、所管省庁が責任を持って戦略的に全国展開を進め、その状況をフォローアップする。地方自治体を実施するモデル事業も同様に効果の把握・評価・公表・横展開を促進する。

また、必要な公的サービスの質を維持しつつ効率化を図るため、技術革新の成果を行政サービス、行政事務のあらゆる分野に取り入れる。

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
先進・優良事例の横展開（含む業務イノベーション）	≪ 社会保障分野 ≫					
	1	糖尿病等の生活習慣病や慢性腎臓病の予防の推進（社保-1）				
	2	認知症予防の推進及び認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供（社保-2）				
	3	企業による保険者との連携を通じた健康経営の促進（社保-16）				
	4	保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用等（社保-17）				
	5	元気で働く意欲のある高齢者を介護・保育等の専門職の周辺業務において育成・雇用する取組を全国に展開（社保-21）				
	6	在宅看取りの先進・優良事例の分析と横展開（社保-24）				
	7	国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進（法定外繰入の解消等）（社保-30 ii）				
	≪ 社会資本整備分野 ≫					
	8	効率的・効果的な老朽化対策の推進（社資-6）				
9	総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開（社資-9）					
10	立地適正化計画の作成・実施の促進（社資-14）					

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
先進・優良事例の横展開（含む業務イノベーション）	11 << 地方行財政改革・分野横断的な取組等 >> 水道・下水道について、広域化・共同化の推進を含めた持続的経営を確保するための取組、先行事例の歳出効率化や収支等への効果の公表、多様なPPP/PFIの導入を促進（地財-4）					
	12 ICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、業務手法の標準化・コスト削減を進める（地財-23）					
	13 統計に関する官民コストの削減 統計の作成・報告・利用の負担を2割削減するなど、統計分野の業務の効率化の取組を徹底する。					
		各府省は、統計コスト削減計画に基づき、オンライン調査の推進、業務の電子化・効率化、記入項目の削減等による報告者負担の軽減等の取組を実施することにより、統計コストの削減に取り組む。 総務省は、「公的統計の整備に関する基本的計画」（2018～2022年度）に基づき、前年度における各府省の取組のフォローアップを実施するとともに、各府省の取組状況を統計委員会に報告する。 << 総務省、各府省庁 >>		前年度における各府省の取組のフォローアップを実施するとともに、3年間（2018～2020年度）の取組結果について取りまとめの上、結果を統計委員会に報告する。	○オンライン調査を導入した統計調査の数 ○データベース化を実施した統計の数 ○利活用状況を踏まえた上での記入項目の削減を実施した統計調査の数	○官民における統計に関する作業時間（2020年度末までに、統計に関する官民コストを2割削減）

## 6-2 インセンティブ改革（頑張る系等）

国民、企業、地方公共団体等が自ら無駄をなくし、公共サービスの質の向上に取り組むよう働きかけるため、改革努力、先進性や目標の達成度等の取組の成果等に応じた配分を行うインセンティブの仕組みについて思い切った導入・拡大を進めるとともに、さらなる強化を進める。

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
インセンティブ改革（頑張る系等）	《社会保障分野》					
	14 予防・健康づくりに頑張ったものが報われる制度の整備（社保-5）					
	15 保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用等（社保-17）					
	16 第8期介護保険事業計画期間における調整交付金の活用方策の検討（社保-33）					
	17 国保の普通調整交付金について見直しを検討（社保-41）					
	《社会資本整備等》					
	18 PPP/PFI推進アクションプランの推進（社資-10）					
	19 優先的検討規程の策定・運用（社資-11）					
	20 PPP/PFI推進のための地方公共団体への支援（社資-12）					
	《地方行財政改革・分野横断的な取組等》					
	21 地方交付税（まち・ひと・しごと創生事業費）について改革努力等に応じた配分の強化を検討（地財-19）					
	《文教・科学技術等》					
22 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化（文教-6）						

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
インセンティブ改革 (頑張る系等)	<<歳出改革等に向けた取組の加速・拡大(本文)>> <b>23 多様・包括的な公民連携(P P P)の推進、インセンティブの導入</b>					
	多様・包括的な公民連携(P P P)を推進し、サービスの質と効率性を高めるとともに、成功報酬型を含め、地方自治体に取組を促すインセンティブを導入する。	意欲ある地方公共団体における成果連動型民間委託契事業の案件組成に向けて、地方公共団体及び中間支援団体に対する具体的な支援策を検討し、実施するとともに、国庫補助や地方交付税措置の点検等を行う。  <<内閣府、法務省、厚生労働省、経済産業省>>			○支援策を実施した事業の件数  ○国庫補助や地方交付税措置の点検等を行った事業の割合	○組成された事業の件数  ○成果指標を達成した事業の割合

## 6-3 見える化

地方自治体や住民が自ら課題を発見し解決・向上につなげていくため、費用対効果や取組状況等について、地域間や保険者間での比較、差異の要因分解を行うなど見える化し、改革努力の目標としても活用する。

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
見える化	24	地域別の取組や成果について進捗管理・見える化、進捗の遅れている地域の要因を分析、保険者機能の一層の強化を含め更なる対応の検討（社保-30 i）				
	25	国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進（法定外繰入の解消等）（社保-30 ii）				
	26	介護保険制度における財政的インセンティブの評価指標による評価結果の公表及び取組状況の「見える化」や改善の推進（社保-32）				
		≪社会資本整備等≫				
	27	インフラデータの有効活用（i-Constructionの推進）（社資-2）				
	28	総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開（社資-9）				
	29	立地適正化計画の作成・実施の促進（社資-14）				
	30	既存ストックの有効活用（社資-17）				
		≪地方行財政改革・分野横断的な取組等≫				
	31	地方財政計画の一般行政経費と対応関係にある地方単独事業について定量的なデータで実態を把握（地財-8）				
	32	地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針について統一的な様式での公表（地財-9）				
	33	統一的な基準による地方公会計（地財-10）				
	34	国庫支出金のパフォーマンス指標の設定・見える化（地財-12）				

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
見える化	35 地域運営組織の推進（重点課題対応分）について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる（地財-20）					
	36 自治体情報システム構造改革の推進（重点課題対応分）について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる（地財-25）					
	《文教・科学技術等》					
	37 教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善、大学への財政支援についてメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し（文教-5）					
	38 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化（文教-6）					
	39 私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう財政支援等の徹底した見える化、教育成果に応じたメリハリ付け（文教-8）					
	40 ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるPDCAサイクルを確立（文教-9）					
	41 科学技術分野においてもエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、EBPM化を含め予算の質の向上を図る（文教-13）					
	《歳出改革等に向けた取組の加速・拡大（本文）》					
	42 経済・財政と暮らしの指標・見える化データベース					
	同規模の類似団体における経費水準の比較など、見える化されたデータを活用し、地方自治体や住民が自ら課題を発見し解決・向上につなげていくよう、戦略的な情報発信を行い、業務改革等を促進する。		2019年度における改良・拡充による利活用の状況等を踏まえ、さらなる利便性向上に向けた改善を検討する。	2020年度における検討を踏まえ、利便性向上に向けて必要な措置を講ずる。	○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」における、 ・月平均アクセス回数 【増加】 ・月平均データダウンロード回数【増加】	○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」を活用した、類似団体間の比較等の分析事例の件数 【増加】

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
見える化	<b>43 客観的データに基づくPDCAサイクルとEBPMを確立</b>  各分野において、標準化された包括的プラットフォームの構築を進めることなどにより、客観的データに基づくPDCAサイクルとEBPMを確立する。	統計改革推進会議最終取りまとめ、世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画、骨太の方針2017・2018等を踏まえ、各府省の政策立案総括審議官等が各組織におけるEBPM推進の取組を主導するとともに、これらから成るEBPM推進委員会を府省連携の推進の要として、政府全体のEBPMの浸透・定着を図る。  ≪内閣官房行政改革推進本部事務局≫			○行政改革推進本部事務局による各府省のEBPMの推進に対する支援の状況（相談・助言対応数、EBPM推進委員会等関係会議開催数、府省横断勉強会等研修開催数、EBPMイントラネットホームページアクセス数）	○EBPMの実例創出の報告数
	<b>44 統計リソースの確保、政府統計の一体性と信頼性の向上</b>  必要となる人員等のリソースの計画的確保等を含め統計改革を推進し、政府統計の一体性と信頼性の向上等統計の改善を進める	「公的統計の整備に関する基本的計画」（2018～2022年度）に基づき、統計委員会を中心に定めた重点分野に統計リソースを集中する。  総務省・統計委員会において、既存の政府統計全般を対象に、民間部門の業務改革で活用されているBPR手法を活用した統計棚卸しを実施することにより、統計の精度向上等を図る。  BPR手法を活用した統計棚卸しによる改善事例の共有や、優良な統計業務プロセスの横展開を行う。  統計リソースの確保及び活用に関する他府省と共有すべき新たな技術や有効な取組などについて、推奨事例の横展開に取り組む。  統計法改正を踏まえ、適切な調査票情報の提供に向けた環境整備を行う。  ≪総務省、各府省庁≫		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">2022年度まで</div> 	○統計職員数  ○統計棚卸しの対象となった統計の数  ○BPR手法を活用した統計棚卸しによる改善事例の共有や、優良な統計業務プロセスの横展開を行った事例数	○統計棚卸し等を実施した統計の数

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
見える化	<p>45 地方公共団体を含めた、社会全体の統計リテラシーの向上</p> <p>地方公共団体を含め、社会全体としての統計リテラシーを高める。</p>	<p>統計研究研修所において、統計人材育成のためのオンライン研修等の充実・強化に取り組む。</p> <p>統計局において、社会人や小・中学生等を対象とした統計リテラシー向上のためのインターネット上のコンテンツの充実に取り組む。</p> <p>教育者向けセミナーや児童・生徒向け講座をより積極的に開催する。</p> <p>統計教育や学生調査員任用に取り組んでいる大学の事例紹介を行い、地域の大学と都道府県との連携を促進する。</p> <p>高等教育機関と連携・協力し、大学生や社会人向けの講座等の充実及び専門職大学院等への講師派遣を行う。</p> <p>都道府県及び市町村において統計事務に従事する職員に、業務上必要とされる知識及び技術を習得させるため、総務省政策統括官（統計基準担当）において地方統計職員業務研修を実施。</p> <p>統計データ等に基づく地方における地域分析実務の充実・強化を図るため、地域分析にかかる中央研修を総務省政策統括官（統計基準担当）において実施するなど、都道府県が行う統計教育を支援。</p> <p>《総務省、各府省庁》</p>				
		<p>2022年度まで</p> <p>○統計研修の年間修了者数【2017年度2,509人⇒増加】</p> <p>○インターネット上のコンテンツへのアクセス数【増加】</p> <p>○地方統計職員業務研修（中央及び地方）の開催回数</p> <p>○統計分析講習会（中央及び地方）の開催回数</p>	<p>○地方統計職員業務研修（中央及び地方）の修了者数</p> <p>○統計分析講習会（中央及び地方）の修了者数</p>			

## 6-4 公的サービスの産業化

民間の知恵・資金等を有効活用し、公的サービスの効率化、質の向上を実現するため、公的サービスの産業化を促進する。

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
公 的 サ ー ビ ス の 産 業 化	46	<< 社会保障分野 >> 予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業について、多様・包括的な民間委託を推進（社保-15）				
	47	<< 社会資本整備分野 >> PPP/PFI推進アクションプランの推進（社資-10）				
	48	優先的検討規程の策定・運用（社資-11）				
	49	PPP/PFI推進のための地方公共団体への支援（社資-12）				
	50	<< 地方行財政改革・分野横断的な取組等 >> 先進的な業務改革の取組等の拡大や歳出効率化効果等の定量的な把握、窓口業務の委託の推進に係る取組の強化。これらの状況を踏まえ、業務改革の取組の成果を地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映（地財-22）				
	51	<< 歳出改革等に向けた取組の加速・拡大（本文） >> 多様・包括的な公民連携（PPP）の推進、インセンティブの導入（歳出-23）				

## 6-5 既存資源・資本の有効活用等による歳出改革

財政が厳しい中であっても必要な再投資を可能とするとともに、中期にわたる円滑な取組を強化するなどの予算上の対応を工夫しつつ、賢い予算支出を実現するため、既存資源・資本の有効活用等による歳出改革を進める。

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
既存資源・資本の有効活用等による歳出改革	《社会資本整備等》					
	52	PPP/PFI推進アクションプランの推進（社資-10）				
	53	優先的検討規程の策定・運用（社資-11）				
	54	PPP/PFI推進のための地方公共団体への支援（社資-12）				
	55	既存ストックの有効活用（社資-17）				
	56	所有者不明土地の有効活用（社資-18）				
	《歳出改革等に向けた取組の加速・拡大（本文）》					
57	電波利用料について、その収入を増加させる方策を検討し、将来必要となる投資等に有効活用	<p>経済的価値を踏まえた電波利用料の一層の適正化等を内容とする電波法の改正法案を提出する(2018年度)とともに、IoT時代の課題に対応するために、5G等のICTインフラの構築支援、安心安全な電波利用環境の整備などを推進。</p> <p>《総務省》</p>	<p>電波法改正等の効果を検証するとともに、電波利用料制度の一層の改革に向けて検討体制を構築し、更なる見直し方策を検討。</p>	<p>電波利用料制度の一層の改革に向けた検討を進め、見直し方策を取りまとめ。</p>	<p>○携帯電話サービスエリア外の解消等、電波利用料対象事業について設定するKPI</p>	

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
に 既 存 資 源 ・ 歳 出 ・ 資 本 の 有 効 活 用 等	<b>58 官民ファンドの効率的かつ効果的な活用の推進と収益構造の改善等</b>  官民ファンドについては、政策的観点からの有効性や収益見通し等を監督官庁及び出資者において不断に確認しつつ、民業補完にも配慮した適切な支援決定、K P Iの設定等を通じ、より効率的かつ効果的な活用を進める。あわせて、ファンド・機関の統合による業務の効率化等を通じた収益構造の改善を推進するとともに、使用見込みの低い政府出資金及び剰余金については遅滞なく国庫納付・配当等を行う。	官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会及び財政制度等審議会財政投融资分科会における指摘を踏まえ、各官民ファンド及び監督官庁が累積損失解消のための数値目標・計画を策定し、2019年4月までに公表。  数値目標・計画と実績の乖離が認められる場合には改善目標・計画を2019年度末までに策定・公表。  各官民ファンドが設定するK P Iについて所要の見直しを行う。  ≪財務省及び官民ファンド監督官庁≫	左記目標・計画と実績との乖離を検証し、乖離が認められる場合には、2020年5月までに改善目標・計画を策定・公表。	左記目標・計画と実績との乖離を検証し、乖離が認められる場合には、2021年5月までに改善目標・計画を策定・公表。	○数値目標・計画策定のファンド数・割合	○累積損失解消のファンド数・割合

## 6-6 公共調達改革

公共調達の改革により、予算の一層の効率化・合理化を徹底するため、防衛調達に関しては、装備品単価の不断かつ徹底した低減、高コスト構造の是正に資する調達契約の改善等を推進する。また、先進技術導入の場としての公共調達の活用等を進める。

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
公共調達の改革	《社会資本整備等》					
	59 ICTの活用（i-Constructionの推進）（社資-1）					
	60 インフラデータの有効活用（i-Constructionの推進）（社資-2）					
	61 効率的・効果的な老朽化対策の推進（社資-6）					
	《歳出改革等に向けた取組の加速・拡大（本文）》					
62 防衛調達に関して、装備品単価の不断かつ徹底した低減等の調達改革等	<p>防衛調達に関して、実効的な防衛力を整備し費用対効果の更なる向上を図るため、装備品単価の不断かつ徹底した低減、装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化、高コスト構造の是正に資する調達契約の改善、まとめ買い・民生品利用等による調達手法の工夫、外国製装備品の調達における価格の透明性確保と精査及び技術移転の促進、新規後年度負担の適切な管理といった調達改革等を通じて防衛予算の一層の効率化・合理化を徹底する。</p>	<p>「新経済・財政再生計画」（骨太方針2018）及び中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）を踏まえ、各種取組を推進し、引き続き防衛力整備の一層の効率化・合理化を図る。</p> <p>i) 長期契約を活用した装備品等及び役務の調達、維持・整備方法の見直し、装備品のまとめ買い、民生品の使用・仕様の見直し、原価の精査などの装備調達の最適化、重要度の低下した装備品の運用停止や費用対効果の低いプロジェクトの見直しなどを推進する。外国製装備品の調達における価格の透明性の確保等、調達の効率化・合理化を推進し、新規後年度負担の適切な管理を行う。</p> <p>ii) プロジェクト管理を強化し、プロジェクト管理対象品等の取得プログラムを着実に推進する。</p> <p>iii) 各国との防衛装備・技術協力を推進する。</p> <p>iv) 契約制度研究会での議論を含めた契約制度の改善を検討する。また、インセンティブ契約の適用を推進する。</p> <p>《防衛省、防衛装備庁》</p>			<p>○各種取組による装備品取得経費の縮減</p> <p>○プロジェクト管理対象装備品等の品目数【増加】</p> <p>○防衛装備・技術移転協定に基づき締結した細目取極の件数【増加】</p> <p>○インセンティブ契約の適用件数【増加】</p>	<p>○毎年度の調達の合理化・効率化による縮減額</p> <p>○現行基準に対してライフサイクルコストが低減した装備品数【増加】</p> <p>○防衛装備移転三原則に基づき国家安全保障会議で移転を認め得るとされた案件数【増加】</p> <p>○インセンティブ契約適用による低減額【増加】</p>

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
公共調達の改革	<b>63 中小・ベンチャー企業を含む先端技術導入の場としての公共調達の活用等</b>  中小・ベンチャー企業を含む先端技術導入の場としての公共調達の活用等を進めるとともに、先進技術等を公共事業や社会保障事業等の政府事業・制度等に取り込むことにより、社会実装の後押しや歳出の効率化を図る。  { 中小・ベンチャー企業を含む先端技術導入の場としての公共調達の活用促進 }  { 公共事業や社会保障事業等への先進技術等の導入による政府事業・制度等のイノベーション化 }	第5期科学技術基本計画期間（2016年度～2020年度）		第6期科学技術基本計画期間	○「第5期科学技術基本計画」「統合イノベーション戦略」に沿った科学技術イノベーション政策の着実な実施  ○大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額【再掲】 ※大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額（2015年度：21,000件、467億円→2021年度：2015年度比2倍）  ○2020年度までに40歳未満の大学本務教員の数を2013年度から1割増加  ○2020年度までに研究開発型ベンチャー企業の新規上場数（IPO等）を2013年度の水準から倍増	○科学技術政策におけるEBPM化が図られたことによる成果の創出  ※大学の特許の実施許諾件数の5割増加（2020年度：年間15,000件）
		2018年度中に策定する「公共調達における中小・ベンチャー企業の活用促進に係るガイドライン」（仮称）の普及・展開等の実施。  ≪内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）≫	第6期科学技術基本計画を踏まえ、必要に応じて取組内容を見直し	第6期科学技術基本計画を踏まえ、必要に応じて取組内容を見直し		
		イノベーション化を促進するための総合科学技術・イノベーション会議の機能強化。 ・政府事業・制度等のイノベーション化の促進に係る調査・分析機能の強化 ・各府省庁所管の事業・制度等の見直し案の提案  ≪内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）≫				

## 6-7 その他

	取組事項	実施年度			K P I		
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層	
その他	<p>《歳出改革等に向けた取組の加速・拡大（本文）》</p>						
	64	<p><b>満足度・生活の質を示す指標群の構築</b></p> <p>国民の満足度、生活の質の向上が実現されるよう、満足度・生活の質を示す指標群を構築するとともに、各分野のK P Iに関連する指標を盛り込む。</p>	<p>指標群を精緻化（分野別満足度の指標群の精緻化、調査方法の多様化）し、満足度をベースとしたK P Iの設定・活用について検討するとともに、指標群の普及・啓発活動を行う。</p> <p>《内閣府》</p>	<p>指標群を精緻化し、満足度をベースとしたK P Iの設定・活用について検討するとともに、指標群の普及・啓発活動を行う。</p> <p>また、2021年度の改定に向けた検討を行う。</p>	<p>指標群の改定を行う。</p>	<p>○2019年度までに満足度指標を『経済・財政と暮らしの指標「見える化」ポータルサイト』に導入</p>	<p>○2021年度までに指標群の精度向上（相関係数・決定係数の2018年度比30%向上）</p>
	<p>《地方行財政改革・分野横断的な取組等》</p>						
	65	<p>地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について見える化（地財-7）</p>					

## (注記) 「新経済・財政再生計画 改革工程表 2018」について

### 1. アンブレラ項目（大項目）及び政策目標について

取組を体系的に整理するため、「新経済・財政再生計画」等に記載された取組事項をアンブレラ項目（大項目）により大括りし、経済、財政、国民生活の質等に着目した政策目標を設定している。

ただし、政策目標は、その下に整理された取組事項のみを実施することで達成されるものではない。

### 2. 改革工程表の構成及び記載について

改革工程表は、分野ごとに、

- ・「新経済・財政再生計画」等に記載された取組事項とその進捗・成果を定量的に把握するためのK P Iを整理し、各取組が目指す成果への道筋（ロジックモデル）を示すパートと、
- ・基盤強化期間（2019～2021年度）における具体的な取組内容及び実施時期（改革工程）を示すパート

から構成される。

なお、改革工程を示すパートでは、取組の動きを把握できるよう経常的な取組は記載を省いている。このため、各実施年度の欄が空欄であることをもって取組が行われないことを意味するものではなく、取組事項の進捗・成果を把握し、改善を行っていくものである。

### 3. K P Iについて

各階層のK P Iについては以下のとおり。また、それぞれ複数のK P Iを設定することを可としている。

第1階層・・・各取組事項の進捗状況を測定するための指標（アウトプット指標）

第2階層・・・各取組事項の実施による成果を測定するための指標（アウトカム指標）

第3階層・・・アンブレラ項目（大項目）の政策目標に対応する指標。ただし、当該アンブレラ項目（大項目）に整理される取組事項を必ずしもすべて包含するものではない。